

# 第7編

## 犯罪被害の実態

(犯罪被害の暗数と精神障害を有する者等の性犯罪被害)



被害者等の心情等の  
聴取・伝達制度ポスター  
【画像提供：法務省矯正局】



「犯罪被害者の方々へ」  
パンフレット表紙  
【画像提供：法務省刑事局】



「犯罪被害にあわれた方へ」  
リーフレット表紙  
【画像提供：法務省保護局】

第1章 はじめに

第2章 被害者に着目した犯罪被害の動向

第3章 数値から見る犯罪被害者等施策

第4章 特別調査① (犯罪被害の暗数)

第5章 特別調査② (精神障害を有する者等の性犯罪被害)

第6章 おわりに

# 第1章 はじめに

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国の重要な責務であり、国は、これまで犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。以下この編において同じ。）を抑止するためのたゆみない努力を重ねてきた。しかしながら、様々な犯罪等は跡を絶たず、国民の誰もが犯罪被害者等（犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。特に断りがない限り、以下この編において同じ。）となり得る現実があり、犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、副次的な被害にも苦しめられてきた。

そこで、平成16年12月、**犯罪被害者等基本法**（平成16年法律第161号）が制定され、我が国は、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出した。政府は、同法により、犯罪被害者等のための施策（犯罪被害者等施策）に関する基本的な計画（犯罪被害者等基本計画）を策定することとされ、17年、23年及び28年と3次にわたって犯罪被害者等基本計画を策定し、犯罪被害者等のための施策を進展させてきた。

しかし、犯罪被害者等は依然として多くの問題を抱えている上、犯罪被害者等の属性やその直面している困難な状況等も多岐にわたるため、犯罪被害者等の個々の事情に一層配慮した支援が求められている。また、性犯罪等が深刻な社会問題となる中、自ら被害を訴えることが困難で、支援の手が十分に行き届いていない犯罪被害者等の声なき声にも耳を傾ける必要がある。そこで、政府は、令和3年3月に**第4次犯罪被害者等基本計画**（計画期間は3年4月1日から8年3月31日までの5か年）を策定し、同計画の中で、性犯罪被害者、障害者等の犯罪被害者の特性に応じた被害実態の調査・分析を実施する方向での検討も含め、犯罪被害の動向及び犯罪被害者等施策に関する調査を実施することとした。

法務総合研究所は、平成12年から、犯罪被害の動向及び被害実態に関する調査・研究として、一般国民を対象としたアンケート調査により、警察等の公的機関に認知されていない犯罪の件数（暗数）の調査を行ってきた。同年に実施した第1回犯罪被害実態（暗数）調査は、元年（1989年）以降、世界規模で定期的な実施されていた国際犯罪被害実態調査（ICVS：International Crime Victims Survey）の第4回調査（12年（2000年））に参加する形で実施し、平成12年版犯罪白書等において、その分析結果等を紹介した。その後も、16年、20年、24年及び31年の4回にわたり、第2回から第5回までの暗数調査を実施し、それぞれ平成16年版、20年版、24年版及び令和元年版犯罪白書等において、それらの分析結果等を紹介してきた。暗数調査は、犯罪動向に関する経年比較を行うため、一定の周期で継続的に行うことが重要である。そこで、第5回調査から5年が経過した令和6年、第4次犯罪被害者等基本計画に沿って、我が国の犯罪被害の動向及び被害実態等を明らかにするための基礎的なデータを収集するべく、第6回犯罪被害実態（暗数）調査を実施した。

また、性犯罪被害者のうち、精神障害を有する者（「精神障害者（統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害その他の精神疾患を有する者）」をいい（精神保健福祉法5条）、「発達障害者」（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）2条）を含む。以下この編において同じ。）については、自らが遭遇した犯罪等の被害を適切に申告できず、被害が潜在化しやすいという問題点が指摘されている。しかし、前記暗数調査では、その性質上、精神障害を有する者の性犯罪被害の実態を具体的に解明することが困難である。法務総合研究所は、前記暗数調査のほかに、昭和61年版犯罪白書特集「犯罪被害の原因と対策」、平成11年版犯罪白書特集「犯罪被害者と刑事司法」等において、犯罪被害や犯罪被害者等の実態等について調査・研究を実施してきたが、これらの調査・研究から相当の年月が経過している。そして、法務総合研究所では、これまで性犯罪に特化した被害実態又は精神障害を有する者の被害実態に焦点を当てた研究の実績はない。そこで、第4次犯罪被害者等基

本計画に沿って、令和5年、性犯罪被害者のうち、精神障害を有する者に焦点を当てて、刑事事件の確定記録調査を実施した。

本白書では、本編において、「犯罪被害の実態（犯罪被害の暗数と精神障害を有する者等の性犯罪被害）」と題し、我が国における近年の犯罪被害の動向、犯罪被害者等施策の取組の現状等を紹介するとともに、前記第6回犯罪被害実態（暗数）調査及び精神障害を有する者等の性犯罪被害に関する刑事確定記録調査の各分析結果を報告し、犯罪被害者等に適切な支援を実施する前提となる犯罪被害の実態把握に資する基礎資料を提供することを目指した。

本編の構成は、次のとおりである。

第2章では、各種統計資料に基づき、被害者に着目して犯罪被害の動向を概観する。

第3章では、検察、矯正及び更生保護の各段階において実施されている犯罪被害者等施策のうち、注目すべき各種取組について、具体的な数値や現場における工夫等を紹介する。

第4章では、特別調査①（犯罪被害の暗数）と題し、前記第6回犯罪被害実態（暗数）調査によって明らかになった事項を、第5章では、特別調査②（精神障害を有する者等の性犯罪被害）と題し、前記刑事確定記録調査によって明らかになった事項をそれぞれ紹介する。

最後に、第6章では、我が国における犯罪被害の実態等に関して総合的に考察し、犯罪被害者等の個々の事情に一層配慮した支援の在り方等について留意すべき点を検討する。

本章では、統計上の犯罪被害について、特徴的な傾向がうかがえる犯罪又は犯罪類型、すなわち、刑法犯のうち性犯罪（①不同意性交等、②不同意わいせつ）、その他の刑法犯（③窃盗（乗り物関係）、④暴行、⑤脅迫、⑥詐欺、⑦器物損壊）、個別の犯罪類型（⑧配偶者からの暴力事案等、⑨ストーカー事案）の計九つの罪名又は犯罪類型を取り上げ、犯罪により害を被った被害者に着目した犯罪被害の動向について概観する。

## 第1節 検挙

### 1 主な統計データ

#### （1）性犯罪

##### ア 不同意性交等

不同意性交等について、認知件数・検挙件数・検挙人員・検挙率の推移（最近30年間）を見ると、**7-2-1-1図①**のとおりである。認知件数は、平成15年に2,472件に達した後減少傾向にあったが、29年から増加傾向に転じ、令和5年は前年の約1.6倍と大きく増加し、6年は平成7年以降最多であった。検挙率は、12年から17年まで60%台で推移した後上昇傾向にあり、27年から令和3年までは90%台と高水準で推移していたが、5年は70%台に低下した。6年は、検挙件数、検挙人員共に平成7年以降最多であり、検挙率も前年比で9.3pt上昇した。なお、平成29年法律第72号による改正（29年7月施行）により、従来の強制わいせつの処罰対象の一部が強制性交等の処罰対象となり、監護者性交等が新設されるなどしたこと及び令和5年法律第66号による改正（令和5年7月施行）により、強制性交等の構成要件が変更されて不同意性交等となったことに留意が必要である（法改正の詳細については、第1編第1章第2節4項参照）。

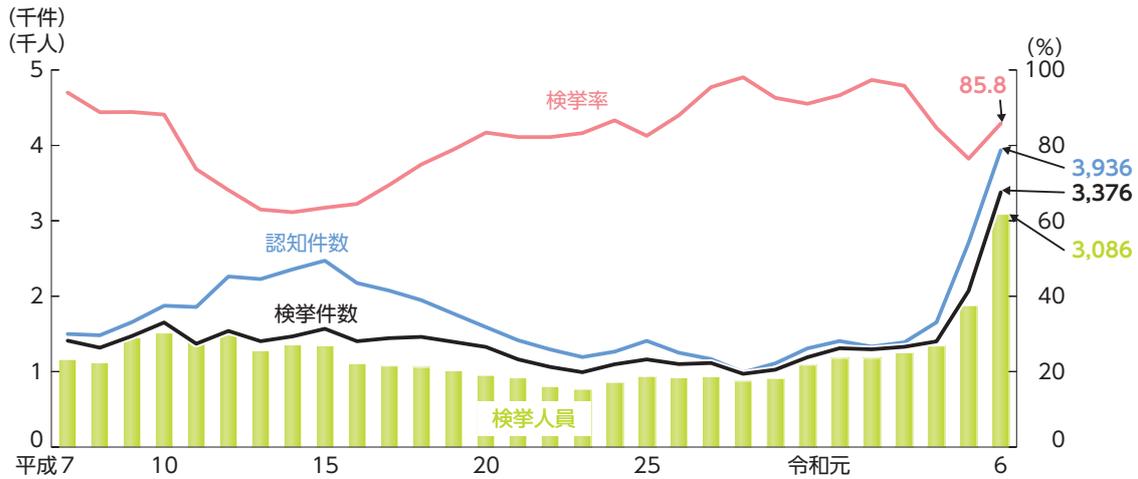
##### イ 不同意わいせつ

不同意わいせつについて、認知件数・検挙件数・検挙人員・検挙率の推移（最近30年間）を見ると、**7-2-1-1図②**のとおりである。認知件数は、平成15年の1万29件をピークに減少傾向にあったが、令和3年以降増加し続けており、5年は前年の約1.3倍と大きく増加した。検挙率は、平成14年から16年まで30%台で推移した後上昇傾向にあり、令和2年には90%を超えたが、検挙件数の増加傾向よりも認知件数の増加傾向の方が大きかったことから3年以降は低下し続け、5年には80%を下回った。6年は、検挙件数、検挙人員共に平成7年以降最多であり、検挙率も前年比で4.8pt上昇した。なお、平成29年法律第72号による改正により、前記のとおり、処罰対象の一部が強制性交等の処罰対象となり、監護者わいせつが新設されたこと及び令和5年法律第66号による改正により、強制わいせつの構成要件が変更されて不同意わいせつとなったことに留意が必要である（法改正の詳細については、第1編第1章第2節4項参照）。

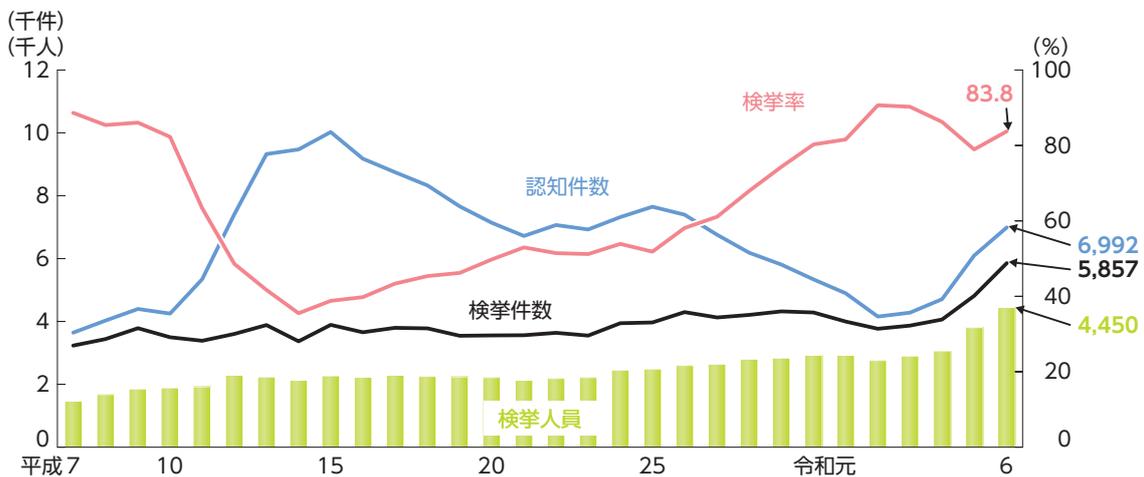
7-2-1-1図 性犯罪 認知件数・検挙件数・検挙人員・検挙率の推移（罪名別）

（平成7年～令和6年）

① 不同意性交等



② 不同意わいせつ



注 1 警察庁の統計による。

2 「不同意性交等」は、強制性交等（令和5年法律第66号による改正前の刑法177条及び178条2項に規定する罪をいう。）、監護者性交等及び強姦（平成29年法律第72号による改正前の刑法177条及び178条2項に規定する罪をいう。）を含む。

3 「不同意わいせつ」は、強制わいせつ（令和5年法律第66号による改正前の刑法176条及び178条1項に規定する罪をいう。）及び監護者わいせつを含む。

(2) その他の刑法犯

ア 窃盗（乗り物関係）

窃盗（乗り物関係。自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、車上ねらい及び部品ねらいをいう。以下この節において同じ。）について、認知件数・検挙件数・検挙人員・検挙率の推移（最近30年間）を見ると、7-2-1-2図①のとおりである。認知件数は、平成13年の138万9,113件をピークに減少傾向にあり、検挙件数及び検挙人員も7年（それぞれ21万7,896件、5万9,093人）をピークに減少傾向にある。検挙率は、13年に8.3%まで低下した後は、8～15%台で推移している。なお、検挙件数を検挙人員で除した値は、7年以降2.5～3.8で推移している。

## イ 暴行

暴行について、認知件数・検挙件数・検挙人員・検挙率の推移（最近30年間）を見ると、**7-2-1-2** 図②のとおりである。認知件数は、平成12年から18年にかけて大きく増加し3万1,000件台に達した後は高止まり傾向にある。他方、検挙件数及び検挙人員は、7年から11年までそれぞれ4,000件台から5,000件台、5,000人台から6,000人台で推移した後、30年（それぞれ26,212件、26,622人）まで増加傾向にあり、検挙率は15年以降上昇傾向が続き、29年以降は80%台で推移している。なお、検挙件数を検挙人員で除した値は、7年以降0.8～1.0で推移している。

## ウ 脅迫

脅迫について、認知件数・検挙件数・検挙人員・検挙率の推移（最近30年間）を見ると、**7-2-1-2** 図③のとおりである。認知件数は、平成11年以降増加傾向にあり、12年には前年の約2倍の2,047件と大きく増加し、令和5年には平成7年以降最多の4,535件に達した。検挙件数及び検挙人員も12年以降、それぞれ増加傾向にある。検挙率は、11年から15年にかけて認知件数の大幅な増加に伴い大きく低下し、同年に60%を下回ったが、16年から上昇傾向にあり、26年以降は80%台で推移している。なお、検挙件数を検挙人員で除した値は、7年以降0.9～1.2で推移している。

## エ 詐欺

詐欺について、認知件数・検挙件数・検挙人員・検挙率の推移（最近30年間）を見ると、**7-2-1-2** 図④のとおりである。認知件数は、平成14年以降大きく増加し17年に8万5,596件とピークを迎えた後、令和2年に3万468件を記録するまで減少傾向にあったが、3年から再び増加し続けており、6年には平成17年の約7割の水準に達している。検挙率は、7年には90%を超えていたところ、認知件数の増加及び検挙件数の減少に伴い、16年には32.1%まで低下し、その後も認知件数の増減に応じて30～60%台で上昇低下を繰り返していたが、令和6年は30%を下回った。なお、検挙件数を検挙人員で除した値は、平成7年には4.9であったのに対し令和6年は1.8であり、検挙人員一人当たりへ換算した検挙件数は減少傾向にある。

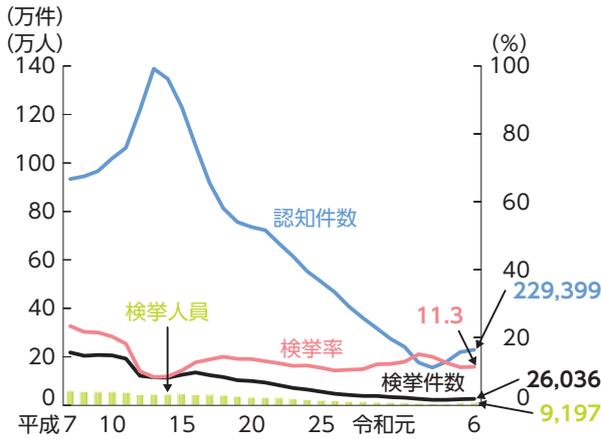
## オ 器物損壊

器物損壊について、認知件数・検挙件数・検挙人員・検挙率の推移（最近30年間）を見ると、**7-2-1-2** 図⑤のとおりである。認知件数は、平成15年の23万743件をピークに減少傾向にあり、検挙件数及び検挙人員もそれぞれ18年（1万3,816件）、19年（6,575人）をピークに減少傾向にある。検挙率は、検挙件数の減少傾向に比べ認知件数の減少傾向が大きいいため、22年以降緩やかな上昇傾向にあり、29年以降は10～15%台で推移している。なお、検挙件数を検挙人員で除した値は、7年以降1.6～2.2の間で推移している。

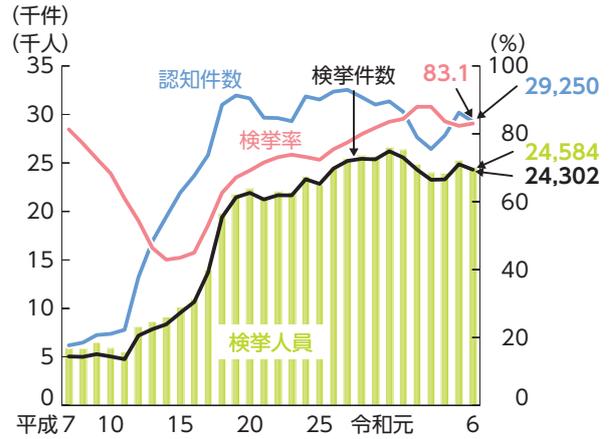
7-2-1-2図 その他の刑法犯 認知件数・検挙件数・検挙人員・検挙率の推移（罪名別）

(平成7年～令和6年)

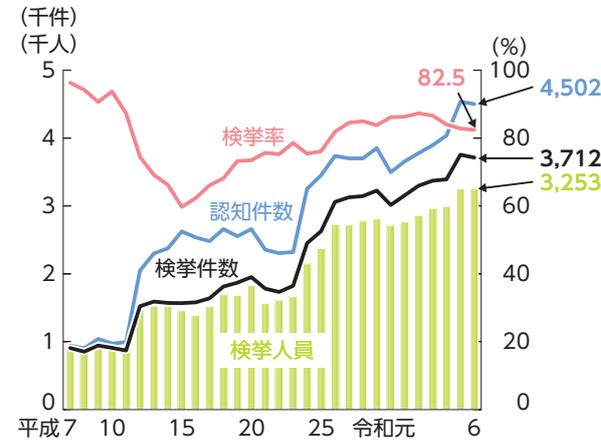
① 窃盗（乗り物関係）



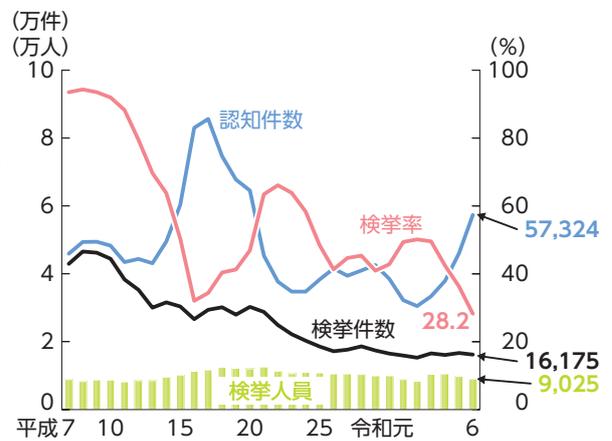
② 暴行



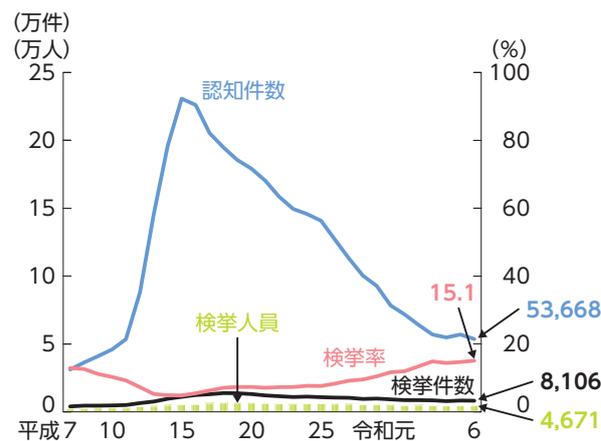
③ 脅迫



④ 詐欺



⑤ 器物損壊



注 1 警察庁の統計による。  
 2 「窃盗（乗り物関係）」は、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、車上ねらい及び部品ねらいをいう。

### (3) 個別の犯罪類型

#### ア 配偶者からの暴力事案等

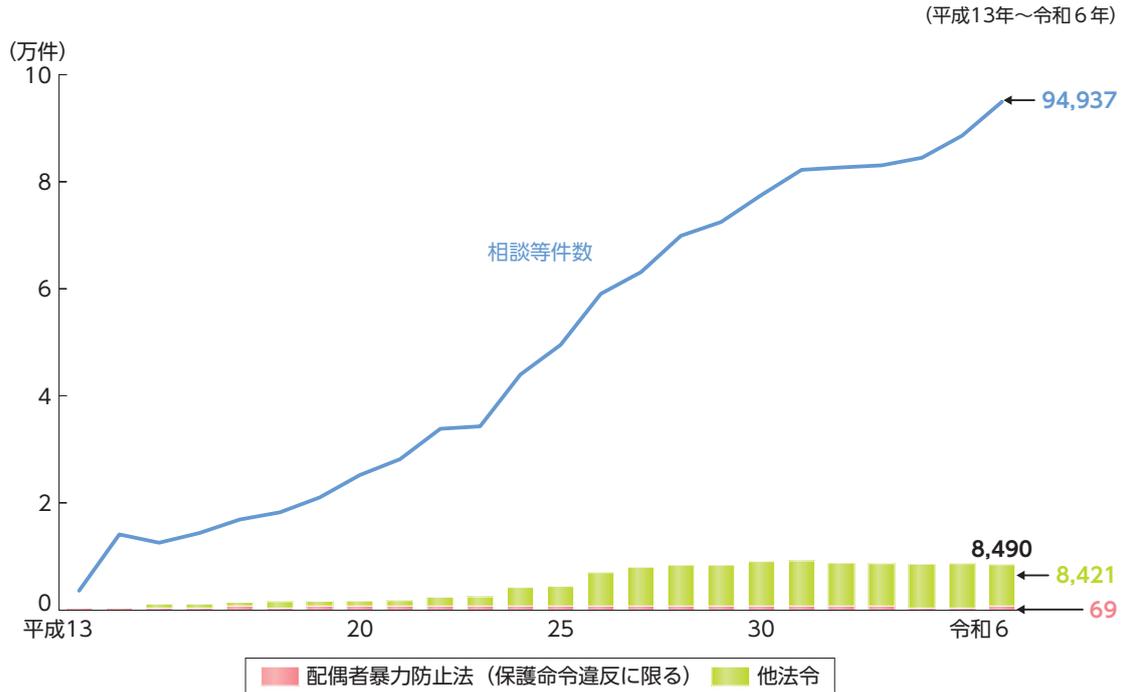
配偶者からの暴力事案等について、相談等件数・検挙件数の推移（配偶者暴力防止法が施行された平成13年以降）を見ると、**7-2-1-3図①**のとおりである。相談等件数は、14年以降増加傾向にあり、令和6年には9万件を超え最多であるのに対し、検挙件数（配偶者暴力防止法違反（保護命令違反に限る。）の検挙件数並びに配偶者からの暴力事案等に関連する刑法犯及び特別法犯（配偶者暴力防止法違反を除く。）の検挙件数の合計）は、平成27年以降8,000件台から9,000件台で推移している。なお、平成16年法律第64号による配偶者暴力防止法の改正（16年12月施行）、平成19年法律第113号による改正（20年1月施行）、平成25年法律第72号による改正（26年1月施行）及び令和5年法律第30号による改正（令和6年4月全面施行）により、配偶者からの暴力の定義の拡大、保護命令制度の拡充等がなされたことに留意が必要である（近年の法改正の詳細については、第4編第6章第2節参照）。

#### イ ストーカー事案

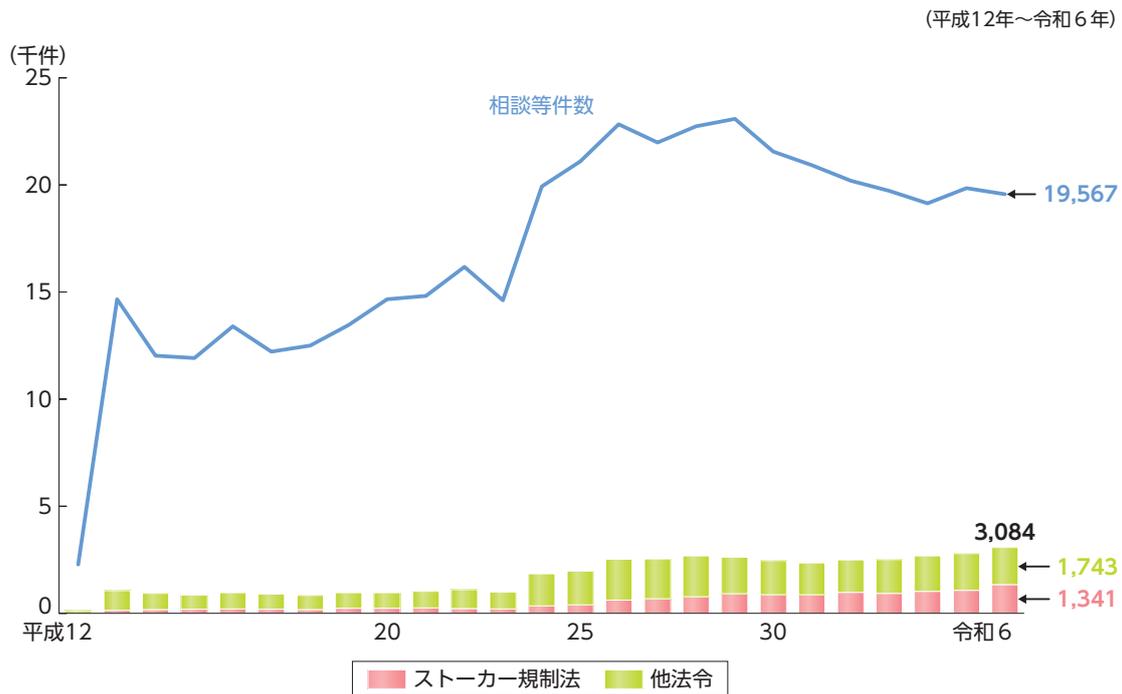
ストーカー事案について、相談等件数・検挙件数の推移（ストーカー規制法が施行された平成12年以降）を見ると、**7-2-1-3図②**のとおりである。相談等件数は、13年及び24年にそれぞれ大きく増加し、29年に2万3,079件に達した後は減少傾向にある。検挙件数（ストーカー規制法違反の検挙件数並びにストーカー事案に関連する刑法犯及び特別法犯（ストーカー規制法違反を除く。）の検挙件数の合計）は、13年及び24年にそれぞれ大きく増加した後、26年以降は2,000件台で推移していたが、令和6年は3,000件を超えた。なお、平成25年法律第73号によるストーカー規制法の改正（平成25年10月全面施行）、平成28年法律第102号による改正（29年6月全面施行）及び令和3年法律第45号による改正（令和3年8月全面施行）により、それぞれ規制対象行為が拡大されたことに留意が必要である。

7-2-1-3図 個別の犯罪類型 相談等件数・検挙件数の推移（犯罪類型別）

① 配偶者からの暴力事案等



② ストーカー事案



- 注 1 警察庁生活安全局の資料による。  
 2 検挙件数は、令和5年までは各年中に受理した相談のうち同年中に検挙した件数を計上しており、6年は、同年中に受理した相談の有無にかかわらず、同年中に検挙した件数を全て計上している。  
 3 ①について、平成13年は配偶者暴力防止法の施行日である同年10月13日以降の件数である。  
 4 ①の「相談等件数」は、配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数をいう。  
 5 ①の「配偶者暴力防止法（保護命令違反に限る）」は、同法に係る保護命令違反で検挙した件数全てを計上している。  
 6 ①の「他法令」は、刑法犯及び特別法犯（配偶者暴力防止法を除く。）の検挙件数であり、複数罪名で検挙した場合には最も法定刑が重い罪名で計上している。  
 7 ①の「他法令」は、資料を入手し得た平成15年から計上している。  
 8 ②について、平成12年はストーカー規制法の施行日である同年11月24日以降の件数である。  
 9 ②の「相談等件数」は、ストーカー規制法その他の刑罰法令違反に抵触しないものを含む。  
 10 ②の「ストーカー規制法」は、同法違反で検挙した件数全てを計上している。  
 11 ②の「他法令」は、刑法犯及び特別法犯（ストーカー規制法を除く。）の検挙件数であり、複数罪名で検挙した場合には最も法定刑が重い罪名で計上している。  
 12 未遂のある罪は未遂を含む。

## 2 被害者の年齢層

### (1) 性犯罪

#### ア 不同意性交等

不同意性交等について、被害者の年齢層別の人員の推移（最近20年間。ただし、男性を被害者とする不同意性交等は、平成29年法律第72号による法改正が施行された平成29年7月以降）を男女別に見ると、7-2-1-4図①のとおりである。男性では、29年から令和4年までは、他の各年齢と比べて13歳未満（7～36人）が最も多かったが、5年以降は13～19歳（40人台から60人台）が最も多かった。女性では、平成17年以降おおむね一貫して、20～29歳（約450人から約1,000人）が最も多く、次いで13～19歳（200人台から800人台）が多かったが、令和6年は、13～19歳が大幅に増加（前年比697人（83.7%）増）し、20～29歳の1,240人（同223人（21.9%）増）を上回った。また、6年は、平成17年と比べて、おおむねいずれの年齢層も増加しているが、特に13歳未満及び40～49歳がそれぞれ約4倍と、増加幅が大きかった。

#### イ 不同意わいせつ

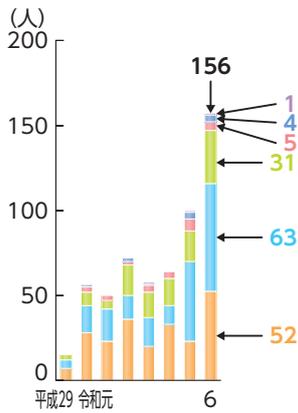
不同意わいせつについて、被害者の年齢層別の人員の推移（最近20年間）を男女別に見ると、7-2-1-4図②のとおりである。男性では、平成17年以降一貫して13歳未満（約70人から約140人）が最も多かった。女性では、17年から25年までは13～19歳（2,500人台から3,500人台）が最も多かったが、26年以降は、20～29歳（1,400人台から2,600人台）が最も多い。また、令和6年は、平成17年と比べて、40～49歳以上の各年齢層が、それぞれ約2.5～3.9倍に増加しているのに対し、13～19歳は、約5分の3に減少している。

7-2-1-4図 性犯罪 被害者の人員の推移（男女別、年齢層別）（罪名別）

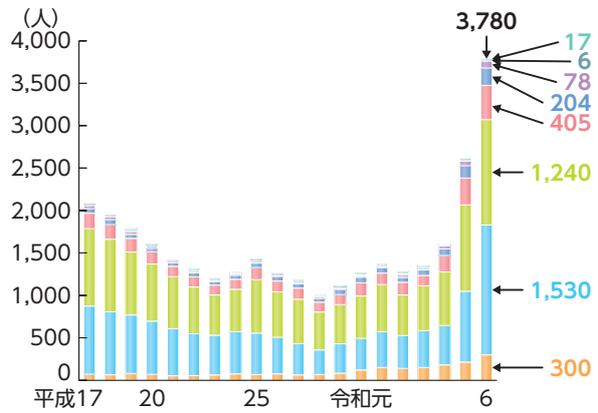
(平成17年～令和6年)

① 不同意性交等

ア 男性

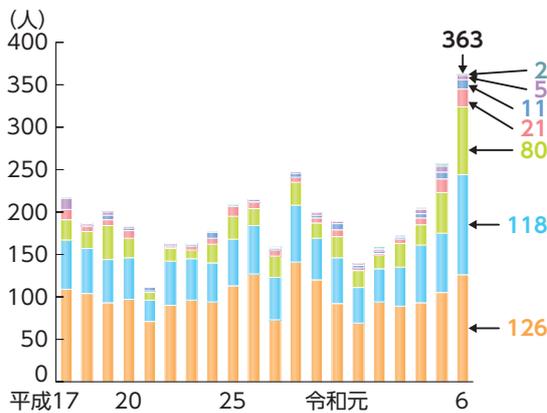


イ 女性

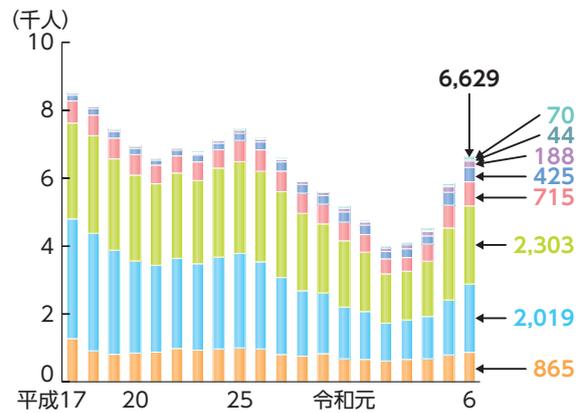


② 不同意わいせつ

ア 男性



イ 女性



- 注 1 警察庁の統計による。  
 2 「不同意性交等」は、強制性交等（令和5年法律第66号による改正前の刑法177条及び178条2項に規定する罪をいう。）、監護者性交等及び強姦（平成29年法律第72号による改正前の刑法177条及び178条2項に規定する罪をいう。）を含む。  
 3 「不同意わいせつ」は、強制わいせつ（令和5年法律第66号による改正前の刑法176条及び178条1項に規定する罪をいう。）及び監護者わいせつを含む。  
 4 一つの事件で複数の被害者がいる場合は、主たる被害者について計上している。  
 5 男性の「不同意性交等」は、刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）が施行された平成29年7月以降のものである。

(2) その他の刑法犯

ア 窃盗（乗り物関係）

窃盗（乗り物関係）について、被害者の年齢層別の人員の推移（最近20年間）を男女別に見ると、7-2-1-5図①のとおりである。男女共に、平成17年以降おおむね一貫して13~19歳が最も多い。また、男女共に、18年以降全ての年齢層で減少傾向にあった後、おおむね令和3年を底として、増加傾向に転じている。6年は、平成17年と比べて、全ての年齢層で5分の2以下に減少している。

イ 暴行

暴行について、被害者の年齢層別の人員の推移（最近20年間）を男女別に見ると、7-2-1-5図②のとおりである。男女共に、平成17年以降おおむね一貫して20~29歳が最も多いところ、男性は、19年（5,115人）をピークに減少傾向を示した後、28年以降は2,000人台から3,000人台で推移している

のに対し、女性は、17年以降一貫して3,000人台で推移している。また、男性では、20年から令和3年までは、13～19歳、20～29歳及び30～39歳が減少傾向にあったのに対し、65歳以上は、平成18年以降増加傾向にあり、令和6年は、平成17年（677人）と比べて、65歳以上が約2.4倍であった。女性では、19年から令和3年までは、13～19歳が減少傾向にあったのに対し、40～49歳、50～59歳、60～64歳及び65歳以上は、平成18年以降増加傾向にあり、令和6年は、平成17年と比べて、40～49歳、50～59歳及び60～64歳がそれぞれ約2.5～3.2倍、65歳以上が約5倍であった。

### ウ 脅迫

脅迫について、被害者の年齢層別の人員の推移（最近20年間）を男女別に見ると、7-2-1-5図③のとおりである。男性では、平成17年から25年までは、30～39歳及び40～49歳が200人台から300人台と同程度の水準で他の年齢層よりも多かったが、26年以降は40～49歳（おおむね400人台）が最も多い。また、18年又は19年以降、13歳未満を除く全ての年齢層において増加傾向にあるところ、特に65歳以上では、令和6年は、平成17年（113人）と比べて、約2.7倍に増加している。女性では、17年以降一貫して20～29歳（200人台から500人台）が最も多い。また、18年又は19年以降、13歳未満を除く全ての年齢層で増加傾向にあるところ、24年には全ての年齢層が前年の約1.3～2倍と大きく増加している。さらに、令和6年は、平成17年と比べて、13歳未満及び65歳以上を除いた年齢層でそれぞれ約1.5～2.3倍、65歳以上では約4.5倍に増加している。

### エ 詐欺

詐欺について、被害者の年齢層別の人員の推移（最近20年間）を男女別に見ると、7-2-1-5図④のとおりである。男性では、平成17年にそれぞれ男性の総数の約2～3割を占めていた20～29歳、30～39歳、40～49歳及び50～59歳が18年から24年まで減少し続けた結果、男性の総数は、同年（9,553人）には17年（42,954人）の約5分の1まで減少した。令和4年以降は、13歳未満及び13～19歳を除く年齢層で顕著な増加傾向が見られ、6年には、65歳以上で7,000人台（前年比1,599人増）に達し、50～59歳で4,000人台（同1,464人増）に達し、40～49歳で3,000人台（同1,187人増）に達した。6年は、平成24年と比べて、13歳未満を除く全ての年齢層で約1.6～3.2倍に増加している。また、男性の総数に占める65歳以上の比率は、17年には1割程度で20歳以上の他の年齢層よりも低かったが、22年以降は、一貫して他の年齢層よりも高い比率で推移し、30年以降はおおむね30%台を占めている。女性では、21年に13歳未満を除く全ての年齢層で大きく減少し、女性の総数は、同年（11,748人）には17年（23,643人）の約2分の1まで減少したが、22年以降は65歳以上が増加傾向にあり、29年（18,914人）には17年の約5分の4の水準にまで達した。30年以降は13歳未満を除く全ての年齢層でおおむね減少傾向にあったが、令和4年以降は、20～29歳、30～39歳、40～49歳、50～59歳及び60～64歳で顕著な増加傾向が見られ、6年には、20～29歳及び50～59歳で3,000人台（同1,089人増、同993人増）に達し、30～39歳及び40～49歳で2,000人台（同831人増、同774人増）に達した。また、6年は、平成21年と比べて、13歳未満及び13～19歳を除く年齢層で約1.4～2.6倍に増加している。また、女性の総数に占める65歳以上の比率は、17年には約2割で20歳以上の他の年齢層と同程度であったが、23年以降は、一貫して40～60%台を占めている。

### オ 器物損壊

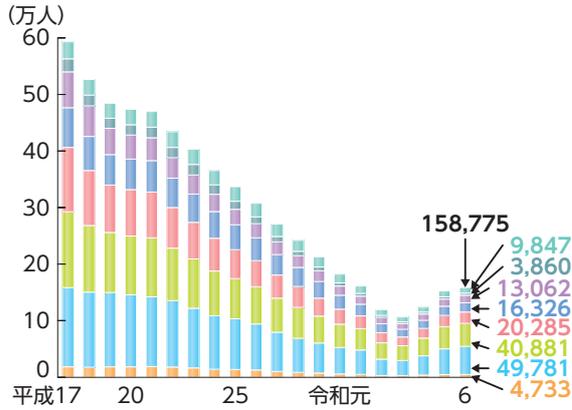
器物損壊について、被害者の年齢層別の人員の推移（最近20年間）を男女別に見ると、7-2-1-5図⑤のとおりである。男女共に、18年以降、13歳未満及び13～19歳を除く全ての年齢層で減少傾向にあるところ、特に20～29歳及び30～39歳において減少傾向が大きく、令和6年の20～29歳及び30～39歳は、男女共に、平成17年の5分の1以下であった。

7-2-1-5図 その他の刑法犯 被害者の人員の推移 (男女別、年齢層別) (罪名別)

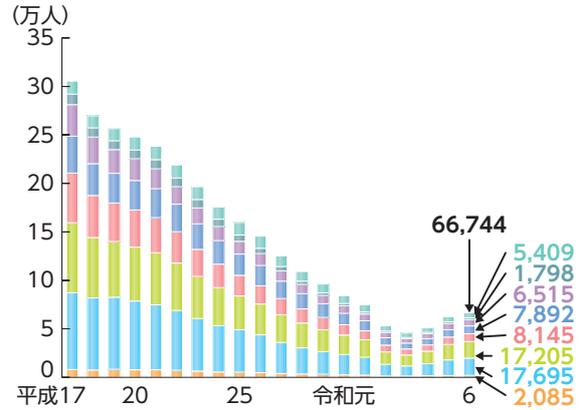
(平成17年～令和6年)

① 窃盗 (乗り物関係)

ア 男性

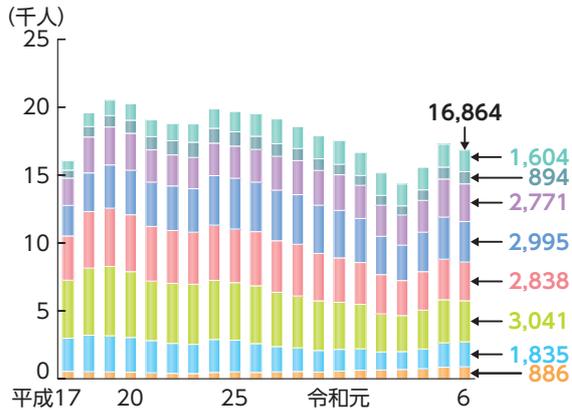


イ 女性

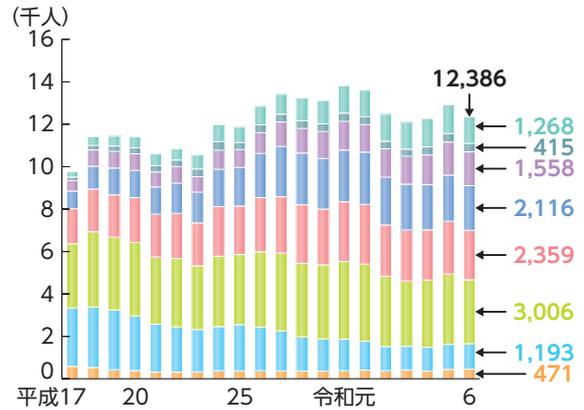


② 暴行

ア 男性

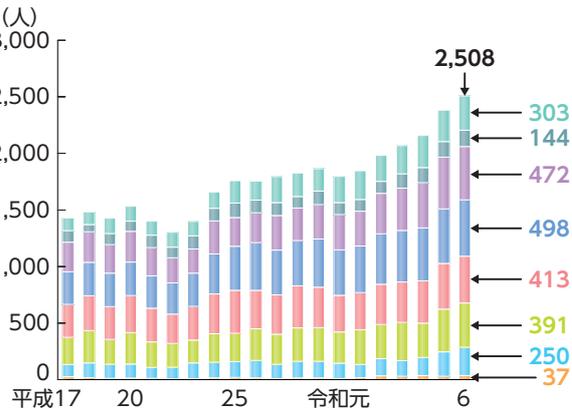


イ 女性

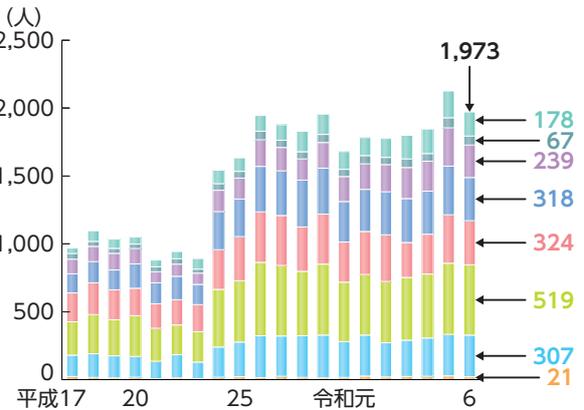


③ 脅迫

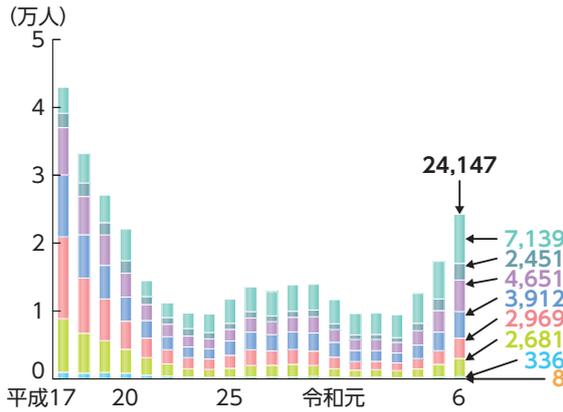
ア 男性



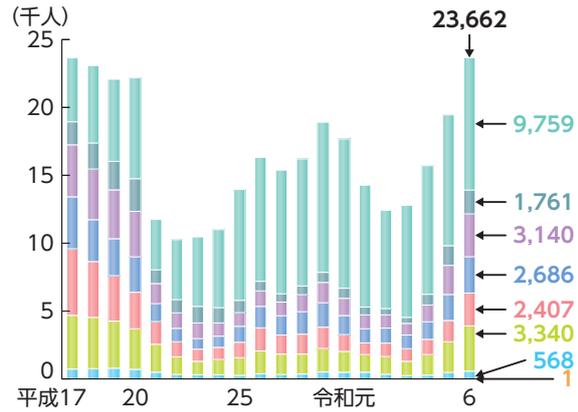
イ 女性



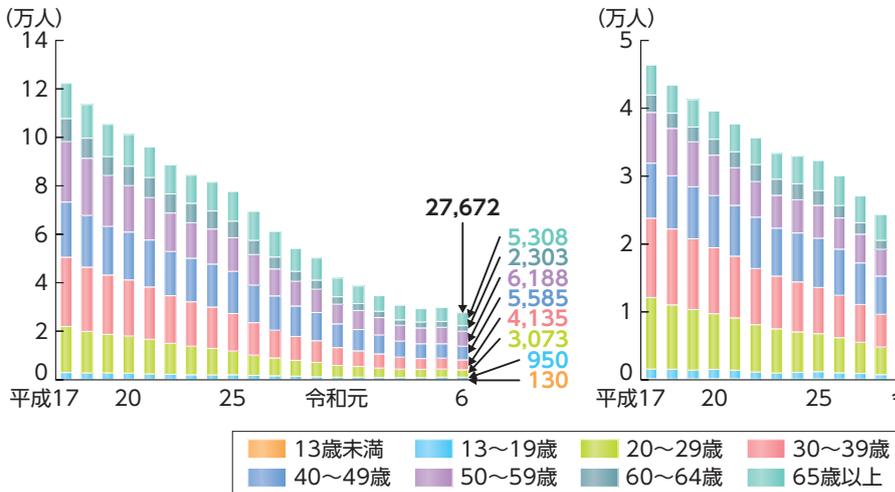
④ 詐欺  
ア 男性



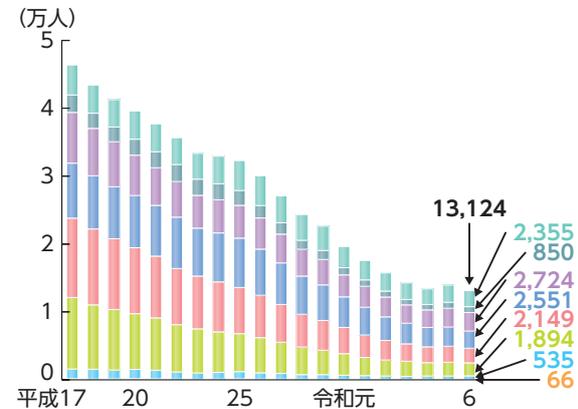
イ 女性



⑤ 器物損壊  
ア 男性



イ 女性



注 1 警察庁の統計による。  
 2 「窃盗（乗り物関係）」は、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、車上ねらい及び部品ねらいをいう。  
 3 一つの事件で複数の被害者がいる場合は、主たる被害者について計上している。

(3) 個別の犯罪類型

ア 配偶者からの暴力事案等

配偶者からの暴力事案等について、被害者の相談等件数の推移（最近20年間）を男女別、年齢層別に見ると、7-2-1-6図①のとおりである。男性は、平成19年以降増加し続けており、令和6年は、平成17年（407件）と比べて、約69倍であった。女性は、18年から令和元年まで増加し続け、6万4,392件を記録した後、高止まり傾向にあるところ、6年は平成17年（1万6,481件）の約4倍であった。年齢層別では、18年以降、全ての年齢層で増加傾向にあるところ、令和6年は、平成17年と比べて、70歳以上を除く年齢層ではそれぞれ約4～7倍、70歳以上では約21倍に増加している。

イ ストーカー事案

ストーカー事案について、被害者の相談等件数の推移（最近20年間）を男女別、年齢層別に見ると、7-2-1-6図②のとおりである。男性は、平成19年以降増加傾向にあり、26年以降は、2,300件台から2,600件台で推移している。女性は、18年以降増加傾向にあり、25年以降1万9,000件台から2万件台で推移した後、30年以降は1万6,000件台から1万8,000件台で推移している。年齢層別では、平成18年又は19年以降、全ての年齢層で増加傾向にあったところ、30年以降は、20歳未満及び50～59

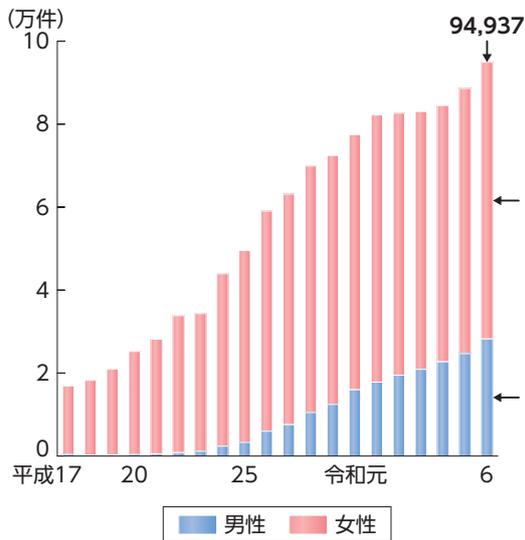
歳以上の各年齢層では横ばいないしわずかに増加傾向にあり、20～29歳、30～39歳及び40～49歳では減少傾向にある。令和6年は、平成17年と比べて、20歳未満、40～49歳、50～59歳及び60～69歳はそれぞれ約2～3倍に増加し、70歳以上は約11倍に増加している。

7-2-1-6図 個別の犯罪類型 被害者の相談等件数の推移（男女別、年齢層別）（犯罪類型別）

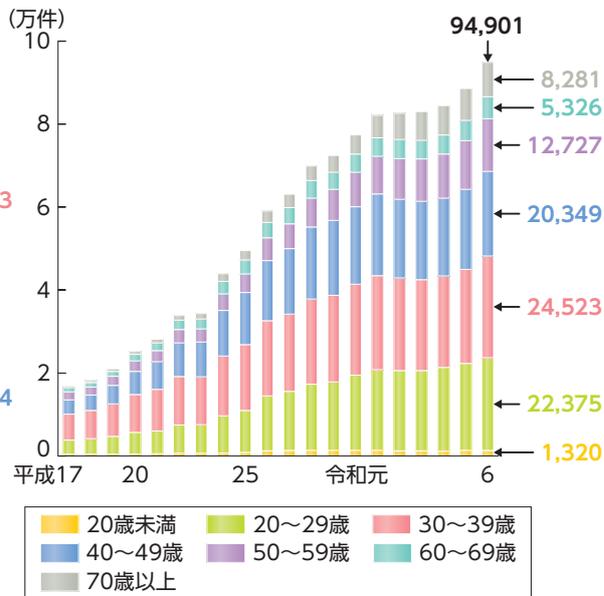
（平成17年～令和6年）

① 配偶者からの暴力事案等

ア 男女別

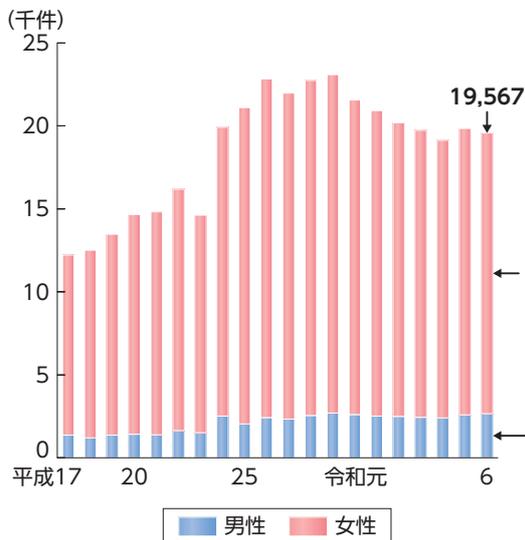


イ 年齢層別

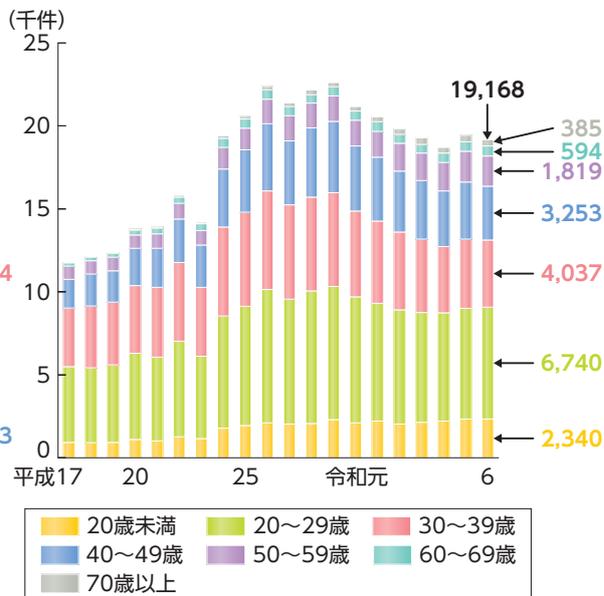


② ストーカー事案

ア 男女別



イ 年齢層別



注 1 警察庁生活安全局の資料による。  
 2 ①は、配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数を計上している。  
 3 ②は、ストーカー規制法その他の刑罰法令違反に抵触しないものを含む。  
 4 ①イは、被害者の年齢が不詳のものを除き、②イは、被害者の年齢が不詳のもの及び被害者が密接関係者（恋愛感情等の対象となった者と社会生活において密接な関係を有する者）である場合を除く。

### 3 被害者と被疑者等の関係

#### (1) 性犯罪

##### ア 不同意性交等

不同意性交等について、検挙件数（捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。以下この項において同じ。）の構成比の推移（最近20年間）を、被害者と被疑者の関係別に見ると、7-2-1-7図①のとおりである。実子・養子の構成比は平成28年から令和2年まで、その他の親族の構成比は平成23年から令和元年まで、職場関係者の構成比は平成22年から令和3年まで、知人・友人の構成比は平成24年から令和元年まで、それぞれ上昇傾向にあった。平成17年にはそれぞれ2%に満たなかった実子・養子の構成比及びその他の親族の構成比が、令和6年にはそれぞれ4%台に、平成17年には4.5%であった職場関係者の構成比が、令和6年には10.3%に、平成17年にはそれぞれ10%台であった知人・友人の構成比及びその他の面識ありの構成比が、令和6年にはそれぞれ20%台後半に上昇している。他方で、面識なしの構成比は、平成17年には約6割であったが、令和6年には26.7%へ低下している。

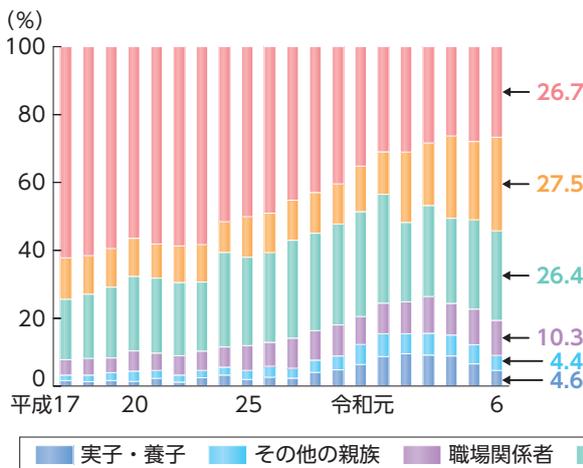
##### イ 不同意わいせつ

不同意わいせつについて、検挙件数の構成比の推移（最近20年間）を、被害者と被疑者の関係別に見ると、7-2-1-7図②のとおりである。実子・養子の構成比は平成28年から令和3年まで、その他の親族の構成比は平成30年から令和4年まで、職場関係者の構成比は平成23年以降、知人・友人の構成比は18年以降、その他の面識ありの構成比は令和元年以降、それぞれ上昇傾向にある。平成17年にはそれぞれ1%に満たなかった実子・養子の構成比及びその他の親族の構成比が、令和6年には3%前後に、平成17年には3.4%であった職場関係者の構成比が、令和6年には11.7%に、平成17年にはそれぞれ10%に満たなかった知人・友人の構成比及びその他の面識ありの構成比が、令和6年にはそれぞれ10%台前半に上昇している。他方で、面識なしの構成比は、平成17年には80%を超えていたが、令和6年には50%台へ低下している。

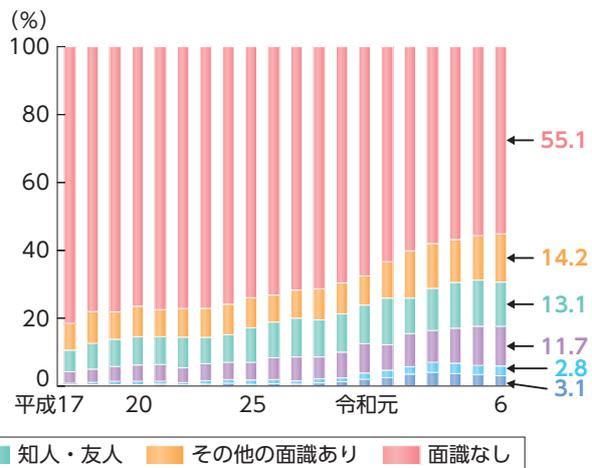
7-2-1-7図 性犯罪 検挙件数の被害者と被疑者の関係別構成比の推移（罪名別）

(平成17年～令和6年)

① 不同意性交等



② 不同意わいせつ



注 1 警察庁の統計による。  
 2 「不同意性交等」は、強制性交等（令和5年法律第66号による改正前の刑法177条及び178条2項に規定する罪をいう）、監護者性交等及び強姦（平成29年法律第72号による改正前の刑法177条及び178条2項に規定する罪をいう。）を含む。  
 3 「不同意わいせつ」は、強制わいせつ（令和5年法律第66号による改正前の刑法176条及び178条1項に規定する罪をいう。）及び監護者わいせつを含む。  
 4 捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。  
 5 「実子・養子」は、被疑者との関係における被害者の立場を示している。  
 6 「その他の面識あり」は、令和2年以降統計上の項目として存在する元配偶者及び交際相手を含む。

## （2）その他の刑法犯

### ア 窃盗（乗り物関係）

窃盗（乗り物関係）について、検挙件数の構成比の推移（最近20年間）を、被害者と被疑者の関係別に見ると、7-2-1-8図①のとおりである。平成17年以降一貫して面識なしの構成比が約9割を占めている。

### イ 暴行

暴行について、検挙件数の構成比の推移（最近20年間）を、被害者と被疑者の関係別に見ると、7-2-1-8図②のとおりである。親族の構成比は平成18年以降、その他の面識ありの構成比は令和2年以降、それぞれ上昇傾向にあるところ、特に親族の構成比は、その上昇傾向が顕著であり、平成17年にはわずか5%程度であったが、令和6年には約3割まで上昇した。なお、同年について、親族の内訳（被疑者との関係における被害者の立場をいう。）を見ると、配偶者（内縁を含む。）（53.3%）、実子・養子（21.4%）、実父母・養父母（13.5%）の順で高かった（6-1-5-1図 CD-ROM 参照）。他方、面識なしの構成比は、平成17年には約7割であったが、令和6年には約4割へ低下している。

### ウ 脅迫

脅迫について、検挙件数の構成比の推移（最近20年間）を、被害者と被疑者の関係別に見ると、7-2-1-8図③のとおりである。親族の構成比は平成18年以降、その他の面識ありの構成比は令和2年以降、それぞれ上昇傾向にあるところ、特に親族の構成比は、平成17年には1割に満たなかったが、29年以降は2割を超えて推移している。また、その他の面識ありの構成比は、令和2年以降約3割を占めており、最も高い。

### エ 詐欺

詐欺について、検挙件数の構成比の推移（最近20年間）を、被害者と被疑者の関係別に見ると、7-2-1-8図④のとおりである。平成17年以降一貫して面識なしの構成比及びその他の構成比が、それぞれ約4～5割を占めている。

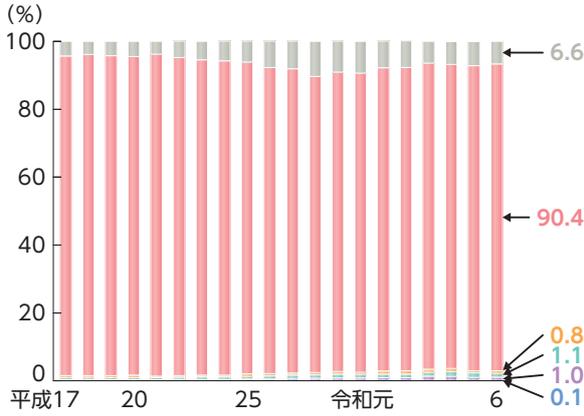
### オ 器物損壊

器物損壊について、検挙件数の構成比の推移（最近20年間）を、被害者と被疑者の関係別に見ると、7-2-1-8図⑤のとおりである。平成17年以降一貫して面識なしの構成比が約4～5割、その他の構成比が20～30%台を占めている。

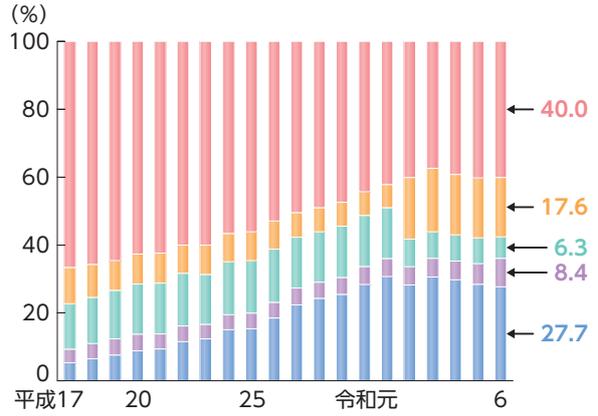
7-2-1-8図 その他の刑法犯 検挙件数の被害者と被疑者の関係別構成比の推移（罪名別）

(平成17年～令和6年)

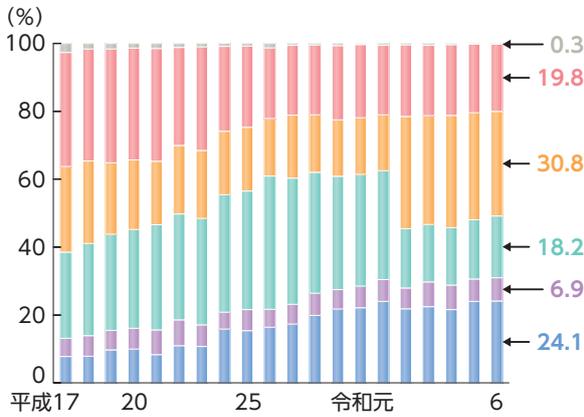
① 窃盗（乗り物関係）



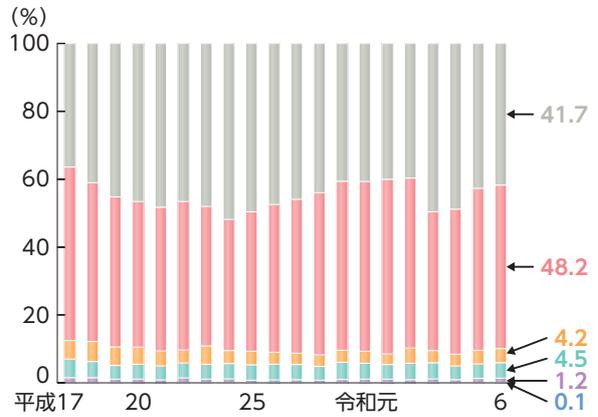
② 暴行



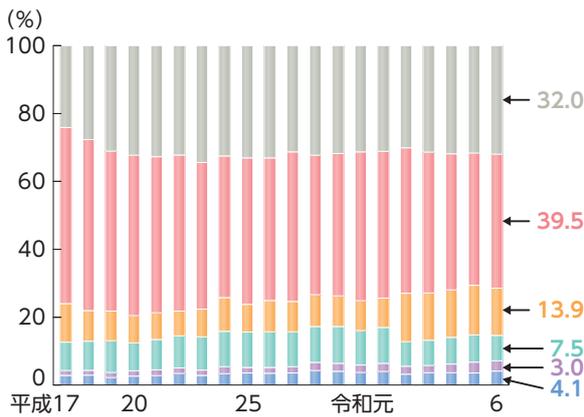
③ 脅迫



④ 詐欺



⑤ 器物損壊



■ 親族 ■ 職場関係者 ■ 知人・友人 ■ その他の面識あり ■ 面識なし ■ その他

- 注 1 警察庁の統計による。  
 2 捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。  
 3 「窃盗（乗り物関係）」は、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、車上ねらい及び部品ねらいをいう。  
 4 「その他の面識あり」は、令和2年以降統計上の項目として存在する元配偶者及び交際相手を含む。  
 5 「その他」は、被害者が法人その他の団体である場合等である。

（3）個別の犯罪類型

ア 配偶者からの暴力事案等

配偶者からの暴力事案等について、相談等件数の構成比の推移（最近20年間）を、被害者と加害者の関係別に見ると、7-2-1-9図①のとおりである。平成17年以降婚姻関係の構成比が一貫して70～80%台を占め、最も高い。他方、27年以降、内縁関係の構成比は10%未満、生活の本拠を共にする交際をする関係の構成比はおおむね15～20%で推移している。

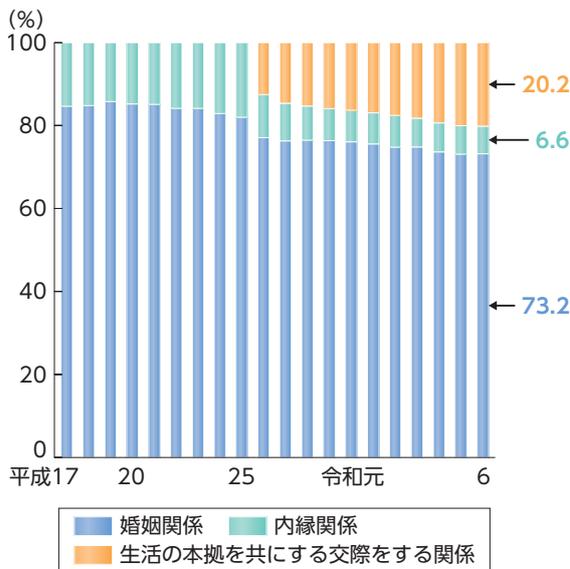
イ ストーカー事案

ストーカー事案について、相談等件数の構成比の推移（最近20年間）を、被害者と加害者の関係別に見ると、7-2-1-9図②のとおりである。交際相手の構成比は、平成17年から令和2年までは40～50%台で推移していたのに対し、3年以降は30%台で推移しており、低下傾向にある。他方、平成20年以降、勤務先同僚・職場関係者の構成比は上昇傾向にあり、17年には2.9%であったが、26年には10%を超え、30年以降は12～13%台で推移している。

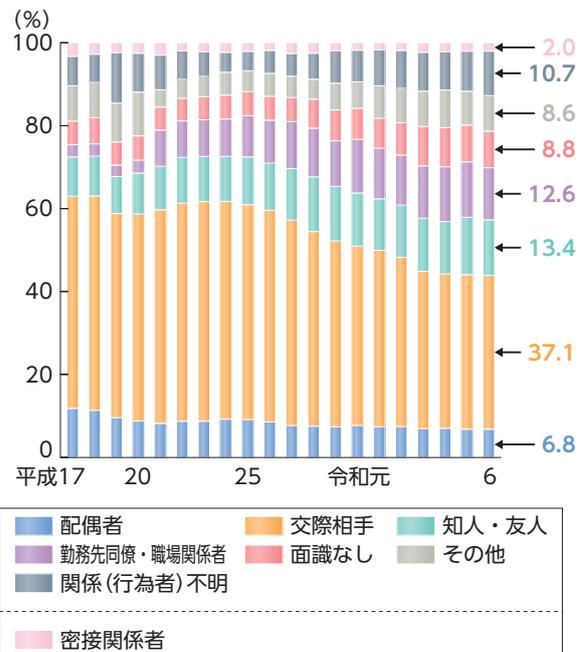
7-2-1-9図 個別の犯罪類型 相談等件数の被害者と加害者の関係別構成比の推移（犯罪類型別）

（平成17年～令和6年）

① 配偶者からの暴力事案等



② ストーカー事案



注 1 警察庁生活安全局の資料による。  
 2 ①は、配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数を計上している。  
 3 ①の「婚姻関係」、「内縁関係」及び「生活の本拠を共にする交際をする関係」は、いずれも元々同関係にあったものを含む。  
 4 ①の「内縁関係」は、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合をいう。  
 5 ①の「生活の本拠を共にする交際をする関係」は、婚姻関係における共同生活を営んでいないものを除く。  
 6 ①の「生活の本拠を共にする交際をする関係」は、平成25年法律第72号による改正後の配偶者暴力防止法が施行された平成26年から計上している。  
 7 ②は、ストーカー規制法その他の刑罰法令違反に抵触しないものを含む。  
 8 ②の「配偶者」は、内縁関係及び元配偶者を含み、「交際相手」は、元交際相手を含む。  
 9 ②の「その他」は、芸能人とファン、医者と患者、従業員と客、近隣住民等である。  
 10 ②の「密接関係者」は、恋愛感情等の対象となった者と社会生活において密接な関係を有する者をいう。

### 1 主な統計データ

検察官が行う事件の処理には、起訴処分、不起訴処分等があり、不起訴処分は、その理由により、起訴猶予、嫌疑不十分及びその他の不起訴（親告罪の告訴の取消し等、時効完成、心神喪失等）に分けることができる（詳細については、第2編第2章第4節参照）。

#### (1) 性犯罪

##### ア 不同意性交等

不同意性交等について、起訴・不起訴（起訴猶予、嫌疑不十分、その他の不起訴）人員等の推移（最近20年間）を見ると、7-2-2-1図①のとおりである。起訴人員は、平成17年には1,000人を超えていたが、18年以降減少傾向が続き、29年には17年以降最も少ない354人となった。30年に増加に転じた後、400人台から500人台で推移していたが、令和5年には600人を超え、6年は1,165人（前年比512人増）に達した。起訴猶予人員は、平成17年から28年まで100人未満で推移していたが、29年に100人を超えると、その後は増加傾向にあり、令和6年は800人（同404人増）まで増加した。嫌疑不十分人員は、平成17年から29年まで200人台から400人台で増減を繰り返した後、同年以降は増加を続け、令和6年は1,289人（同409人増）に達した。その他の不起訴人員は、平成17年から25年まではおおむね200人台で推移していたが、26年に300人を超え、翌27年（429人）をピークとして、その後は大幅に減少し、30年以降は令和6年まで50人未満で推移している。

起訴、起訴猶予、嫌疑不十分及びその他の不起訴の別に、構成比の推移で見ると、平成17年は起訴の構成比が60%を超え、起訴猶予の構成比は5%弱、嫌疑不十分の構成比及びその他の不起訴の構成比は10%台であったが、その後、27年まで、起訴の構成比は低下傾向、その他の不起訴は上昇傾向にあり、同年には、起訴の構成比及びその他の不起訴の構成比が30%台、嫌疑不十分の構成比が20%台、起訴猶予の構成比が3%弱となった。28年以降は、起訴猶予の構成比は上昇傾向、その他の不起訴の構成比は低下傾向にあり、令和6年は、起訴の構成比は35.5%、起訴猶予の構成比は24.4%、嫌疑不十分の構成比は39.3%、その他の不起訴の構成比は0.8%であった。

##### イ 不同意わいせつ

不同意わいせつについて、起訴・不起訴（起訴猶予、嫌疑不十分、その他の不起訴）人員等の推移（最近20年間）を見ると、7-2-2-1図②のとおりである。起訴人員は、平成17年及び18年は1,600人台であり、翌年以降増減を繰り返しながら減少傾向にあったが、令和6年は1,544人（前年比144人増）であった。起訴猶予人員は、平成17年から27年まで100人台で推移した後、29年から30年にかけて、前年比でおおむね各500人増と大幅に増加し、同年から令和4年までは1,100人台から1,200人台で推移していたが、5年は1,400人台に達し、6年は更に増加して1,702人（同250人増）であった。嫌疑不十分人員は、平成17年から28年までは200人台から400人台で推移していたが、29年から顕著な増加傾向にあり、令和6年は1,294人（同110人増）であった。その他の不起訴人員は、平成17年から22年まで700人台で推移した後、翌年から増加し続けていたが、28年（1,252人）をピークとして、その後は大幅な減少傾向にあり、令和6年は39人（同74人減）であった。

起訴、起訴猶予、嫌疑不十分及びその他の不起訴の別に、構成比の推移で見ると、平成17年は、起訴の構成比は60%弱、起訴猶予の構成比は5%弱、嫌疑不十分の構成比は10%弱、その他の不起訴の構成比は30%弱であった。その後、28年まで、起訴の構成比は低下傾向、嫌疑不十分の構成比及びその他の不起訴の構成比は上昇傾向にあり、同年には、起訴の構成比が約40%、起訴猶予の構成比が6%強、嫌疑不十分の構成比が15%強、その他の不起訴の構成比が40%弱となった。29年以降は、起

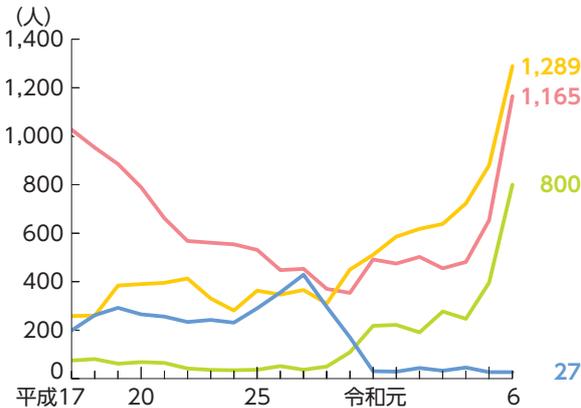
訴猶予の構成比は上昇傾向、その他の不起訴の構成比は低下傾向にあり、令和6年は、起訴の構成比は33.7%、起訴猶予の構成比は37.2%、嫌疑不十分の構成比は28.3%、その他の不起訴の構成比は0.9%であった。

7-2-2-1図 性犯罪 起訴・不起訴人員等の推移（罪名別）

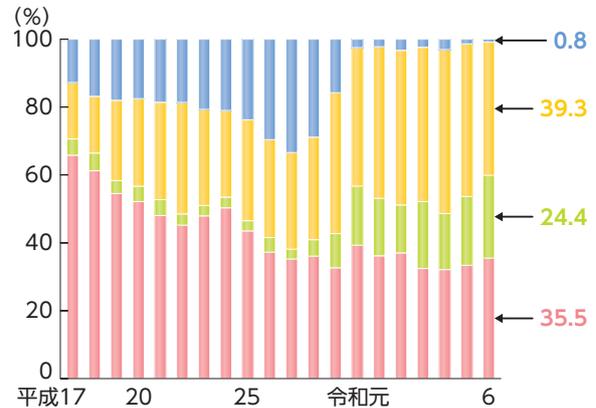
（平成17年～令和6年）

① 不同意性交等

ア 起訴・不起訴人員

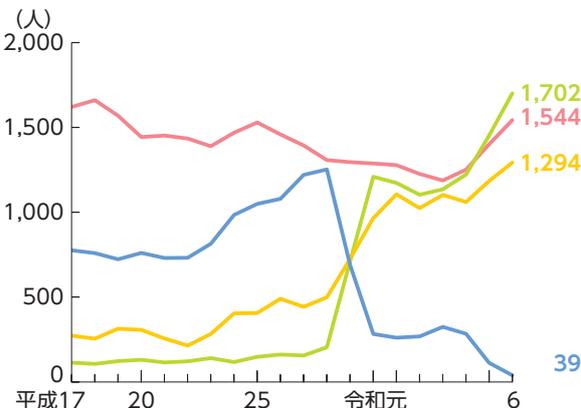


イ 構成比

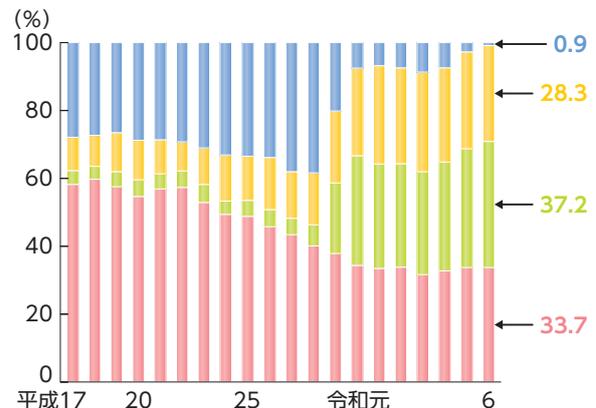


② 不同意わいせつ

ア 起訴・不起訴人員



イ 構成比



注 1 検察統計年報による。  
 2 「不同意性交等」は、強制性交等（令和5年法律第66号による改正前の刑法177条及び178条2項に規定する罪をいう。）、監護者性交等及び強姦（平成29年法律第72号による改正前の刑法177条及び178条2項に規定する罪をいう。）を含む。  
 3 「不同意わいせつ」は、強制わいせつ（令和5年法律第66号による改正前の刑法176条及び178条1項に規定する罪をいう。）及び監護者わいせつを含む。

不同意性交等及び不同意わいせつの起訴・不起訴人員等の推移を見るに当たっては、平成29年法律第72号による改正（平成29年7月施行）により、従来の強姦が強制性交等に改められ、従来の強制わいせつの処罰対象の一部が強制性交等の処罰対象となり、従来の強姦及び強制わいせつは親告罪であったが、強制性交等及び強制わいせつは非親告罪とされたこと及び監護者性交等・監護者わいせつが新設されたこと並びに令和5年法律第66号による改正（令和5年7月施行）により、強制性交等及び強制わいせつの構成要件が変更されて、それぞれ不同意性交等及び不同意わいせつとなったことに留意が必要である（法改正の詳細については、第1編第1章第2節4項参照）。

## (2) その他の刑法犯

### ア 窃盗

窃盗について、起訴・不起訴（起訴猶予、嫌疑不十分、その他の不起訴）人員等の推移（最近20年間）を見ると、7-2-2-2図①のとおりである。起訴人員は、平成17年から23年まで4万人台で推移し、翌年から令和2年は3万人台、3年及び4年は2万人台で推移し、減少傾向にあったが、5年に増加に転じ、6年は3万1,014人（前年比641人増）であった。起訴猶予人員は、平成17年から令和2年まで3万人台で推移した後、翌年以降減少し、4年には2万7,511人となったが、5年に増加に転じ、6年は3万240人（同723人増）であった。嫌疑不十分人員は、平成18年（3万8,225人）をピークとして、翌年以降は減少傾向にあり、令和6年は6,521人（同83人増）であった。その他の不起訴人員は、平成19年及び20年は6,000人台であったが、翌年に大幅に減少し、22年から令和3年は2,000人台、4年以降は1,000人台で推移し、6年は1,392人（同255人減）であった。

起訴、起訴猶予、嫌疑不十分及びその他の不起訴の別に、構成比の推移で見ると、平成17年は、起訴の構成比は40%強、起訴猶予の構成比は約35%、嫌疑不十分の構成比は約20%、その他の不起訴の構成比は約3%であった。その後、起訴猶予の構成比は上昇傾向、嫌疑不十分の構成比は低下傾向にあり、令和6年は、起訴の構成比は44.8%、起訴猶予の構成比は43.7%、嫌疑不十分の構成比は9.4%、その他の不起訴の構成比は2.0%であった。なお、本図では、本章第1節の各図と異なり、乗り物関係に限ることなく窃盗全部の件数を計上している点に留意が必要である（以下この節において同じ。）。

### イ 暴行

暴行について、起訴・不起訴（起訴猶予、嫌疑不十分、その他の不起訴）人員等の推移（最近20年間）を見ると、7-2-2-2図②のとおりである。起訴人員は、平成18年以降3,000人台から4,000人台で推移しており、令和6年は4,614人（前年比122人増）であった。起訴猶予人員は、平成17年から24年まで5,000人台から6,000人台で推移した後、翌年から増加傾向となり、28年から令和2年までは9,000人台で推移した。3年には8,683人（同604人減）まで減少したが、翌年以降は増加し、6年は1万427人（同131人増）であった。嫌疑不十分人員は、平成18年以降、増加傾向にあり、令和6年は平成17年の約4倍である1,585人（同237人増）であった。その他の不起訴人員は、17年から24年まで100人以下で推移し、25年以降は100人台から200人台で推移していたが、令和6年は再び100人を下回り、87人（同18人減）であった。

起訴、起訴猶予、嫌疑不十分及びその他の不起訴の別に、構成比の推移で見ると、平成17年は、起訴の構成比は約45%、起訴猶予の構成比は50%強、嫌疑不十分の構成比は約3%、その他の不起訴の構成比は1%未満であった。その後、起訴の構成比は低下傾向、起訴猶予の構成比及び嫌疑不十分の構成比は上昇傾向にあり、令和6年は、起訴の構成比は27.6%、起訴猶予の構成比は62.4%、嫌疑不十分の構成比は9.5%、その他の不起訴の構成比は0.5%であった。

### ウ 脅迫

脅迫について、起訴・不起訴（起訴猶予、嫌疑不十分、その他の不起訴）人員等の推移（最近20年間）を見ると、7-2-2-2図③のとおりである。起訴人員は、平成18年は840人であったが、翌年以降減少傾向にあり、23年には606人まで減少したものの、翌年以降増加傾向に転じ、26年は1,048人（前年比180人増）であった。28年以降は、700人台から800人台で推移しており、令和6年は837人（同13人増）であった。起訴猶予人員は、平成17年から23年まで300人台で推移した後、増加傾向となり、令和6年は平成17年の約3倍である1,033人（同74人減）であった。嫌疑不十分人員は、17年から23年までは200人台で推移していたが、翌年以降おおむね300人台から400人台で推移しており、令和6年は398人（同25人増）であった。その他の不起訴人員は、平成17年以降、60人から200人の

間で増減を繰り返しており、令和6年は102人（同78人減）であった。

起訴、起訴猶予、嫌疑不十分及びその他の不起訴の別に、構成比の推移で見ると、平成17年は、起訴の構成比は50%弱、起訴猶予の構成比は25%弱、嫌疑不十分の構成比は15%強、その他の不起訴の構成比は10%強であった。その後、起訴の構成比は低下傾向、起訴猶予の構成比は上昇傾向にあり、令和6年は、起訴の構成比は35.3%、起訴猶予の構成比は43.6%、嫌疑不十分の構成比は16.8%、その他の不起訴の構成比は4.3%であった。

## エ 詐欺

詐欺について、起訴・不起訴（起訴猶予、嫌疑不十分、その他の不起訴）人員等の推移（最近20年間）を見ると、7-2-2-2図④のとおりである。起訴人員は、平成17年から22年までは1万人台で推移していたが、23年以降は、おおむね7,000人台から9,000人台で増減を繰り返し、令和6年は7,826人（前年比530人増）であった。起訴猶予人員は、平成17年から令和2年までおおむね3,000人台で推移した後、翌年から2年連続で増加し、4年は5,108人に達したが、5年から減少し、6年は3,795人（同449人減）であった。嫌疑不十分人員は、平成18年から25年まで増加傾向にあったが、同年（3,265人）をピークとして、その後はおおむね2,500人から3,000人前後で推移しており、令和6年は3,311人（同347人増）であった。その他の不起訴人員は、平成17年以降、300人台から600人台で推移していたが、令和6年は300人を下回り、287人（同55人減）であった。

起訴、起訴猶予、嫌疑不十分及びその他の不起訴の別に、構成比の推移で見ると、平成17年は、起訴の構成比は70%弱、起訴猶予の構成比は20%弱、嫌疑不十分の構成比は10%弱、その他の不起訴の構成比は3%未満であった。その後、起訴の構成比は、23年以降、おおむね50%台で、起訴猶予の構成比は、22年以降、おおむね20%台で、嫌疑不十分の構成比は、同年以降、10%台後半から20%台前半の間で、それぞれ上昇低下を繰り返している。令和6年は、起訴の構成比は51.4%、起訴猶予の構成比は24.9%、嫌疑不十分の構成比は21.8%、その他の不起訴の構成比は1.9%であった。

## オ 器物損壊

器物損壊について、起訴・不起訴（起訴猶予、嫌疑不十分、その他の不起訴）人員等の推移（最近20年間）を見ると、7-2-2-2図⑤のとおりである。起訴人員は、平成17年は2,436人であったが、翌年以降減少傾向にあり、令和6年は平成17年の約5分の3である1,391人（前年比48人増）であった。起訴猶予人員は、17年から28年までは700人台から800人台で推移していたが、翌年から令和3年までは900人台で推移し、4年に886人に減少したものの、5年から増加に転じ、6年は1,044人（同26人増）であった。嫌疑不十分人員は、平成17年には1,200人を超えていたが、翌年以降減少傾向にあり、23年から25年は700人台であった。28年及び29年には再び1,000人を超えたが、翌年以降700人台から900人台で推移しており、令和6年は803人（同22人増）であった。その他の不起訴人員は、平成17年から28年まではおおむね4,000人台で推移していたが、29年から令和2年までは3,000人台、3年以降は2,000人台で推移し、6年は2,646人（同163人減）であった。

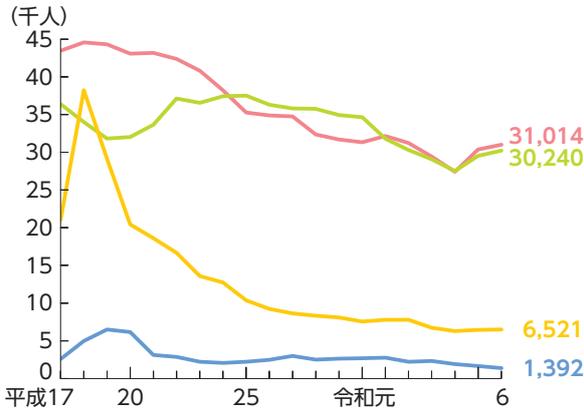
起訴、起訴猶予、嫌疑不十分及びその他の不起訴の別に、構成比の推移で見ると、平成17年は、起訴の構成比は25%強、起訴猶予の構成比は10%弱、嫌疑不十分の構成比は15%弱、その他の不起訴の構成比は50%弱であった。その後、起訴の構成比は低下傾向にあり、29年に19.1%まで低下した後、20%台前半で推移している一方、起訴猶予の構成比は上昇傾向にあり、令和6年は、起訴の構成比は23.6%、起訴猶予の構成比は17.7%、嫌疑不十分の構成比は13.6%、その他の不起訴の構成比は45.0%であった。

7-2-2-2図 その他の刑法犯 起訴・不起訴人員等の推移（罪名別）

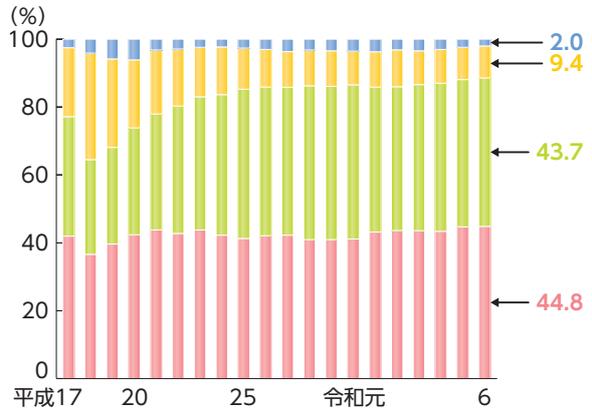
（平成17年～令和6年）

① 窃盗

ア 起訴・不起訴人員

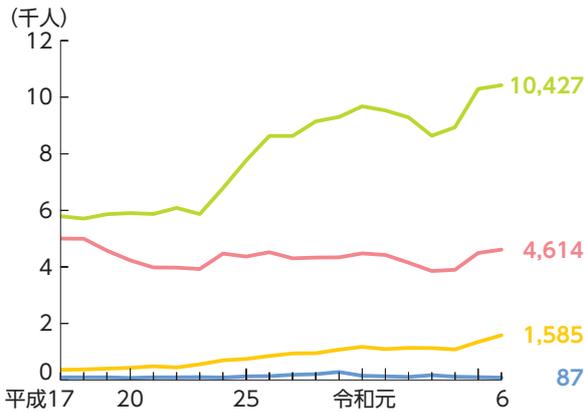


イ 構成比

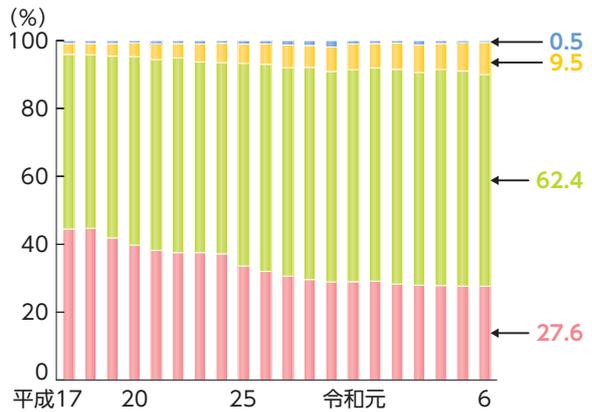


② 暴行

ア 起訴・不起訴人員

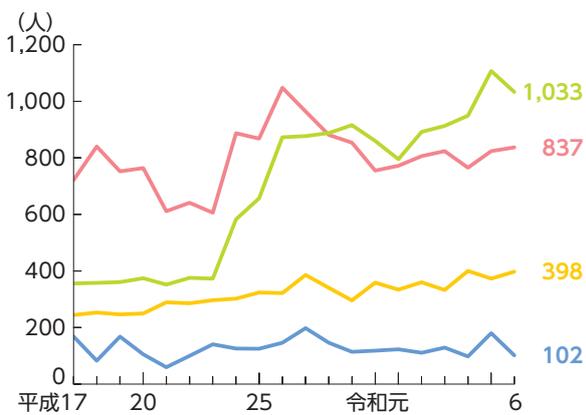


イ 構成比

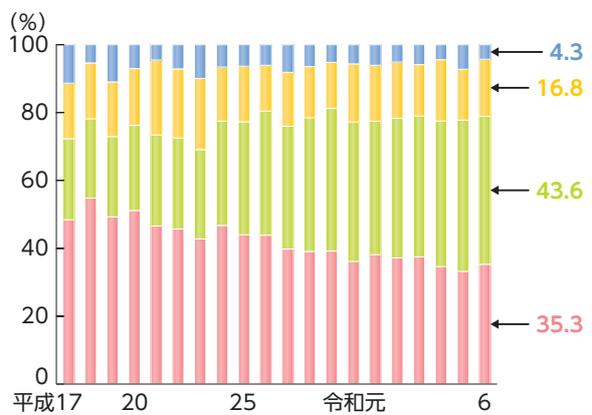


③ 脅迫

ア 起訴・不起訴人員

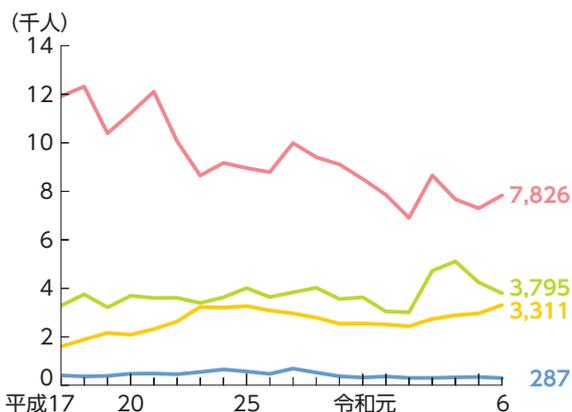


イ 構成比

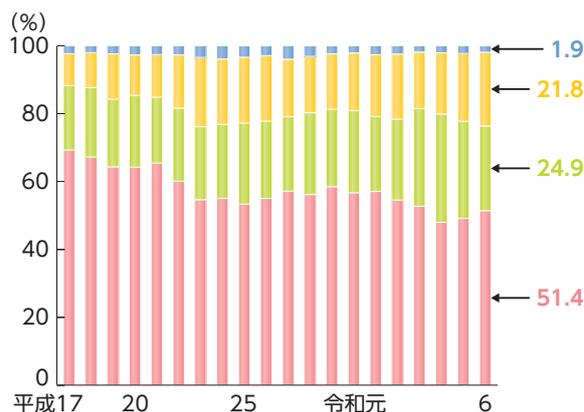


④ 詐欺

ア 起訴・不起訴人員

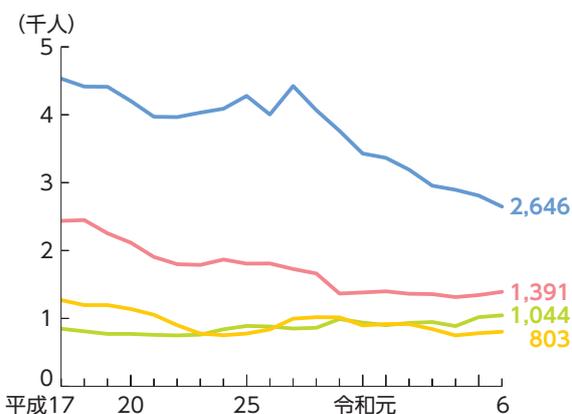


イ 構成比

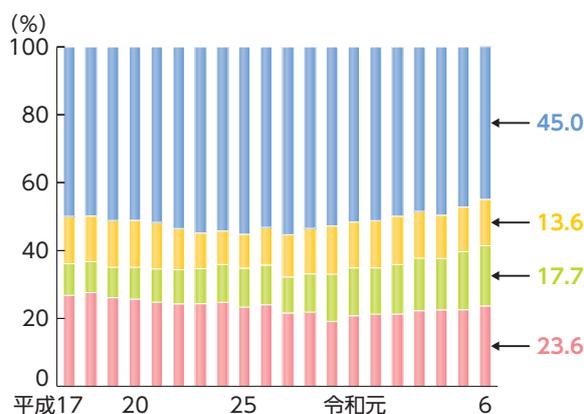


⑤ 器物損壊

ア 起訴・不起訴人員



イ 構成比



注 検察統計年報による。

(3) 配偶者からの暴力・ストーカー

ア 配偶者暴力防止法違反

配偶者暴力防止法違反について、起訴・不起訴（起訴猶予、嫌疑不十分、その他の不起訴）人員等の推移（最近20年間）を見ると、7-2-2-3図①のとおりである。起訴人員は、平成17年以降30人台から80人台で推移し、令和6年は42人（前年比10人増）であった。起訴猶予人員は、平成17年以降10人台から40人台で推移し、令和6年は28人（同7人増）であった。嫌疑不十分人員及びその他の不起訴人員は、平成17年以降いずれも10人未満で推移し、令和6年はそれぞれ2人（同2人減）、0人（同1人減）であった。

起訴、起訴猶予、嫌疑不十分及びその他の不起訴の別に、構成比の推移で見ると、平成17年は、起訴の構成比は8割弱、起訴猶予の構成比は2割強、嫌疑不十分の構成比は約1%であった。その後、起訴の構成比は低下傾向、起訴猶予の構成比は上昇傾向にあり、令和6年は、起訴の構成比は58.3%、起訴猶予の構成比は38.9%、嫌疑不十分の構成比は2.8%であった。その他の不起訴は該当がなかった。

イ ストーカー規制法違反

ストーカー規制法違反について、起訴・不起訴（起訴猶予、嫌疑不十分、その他の不起訴）人員等の推移（最近20年間）を見ると、7-2-2-3図②のとおりである。起訴人員、起訴猶予人員及び嫌疑不十分人員は、平成18年以降いずれも増加傾向にあり、令和6年は、それぞれ平成17年の約4倍である659人（前年比5人減）、約40倍である514人（同56人増）、約14倍である95人（同11人増）であった。その他の不起訴人員は、18年から28年までは増加傾向にあったが、同年（122人）をピークとして、その後は大幅に減少し、29年以降は令和6年まで30人未満で推移している。

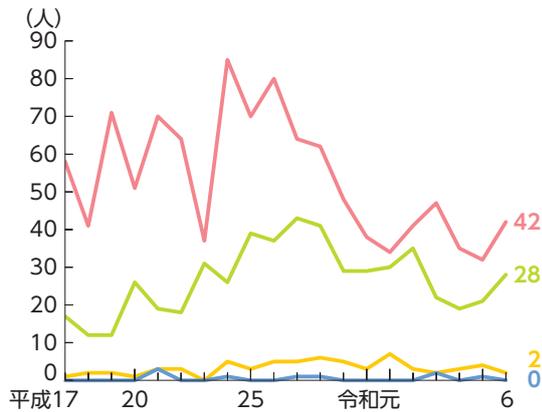
起訴、起訴猶予、嫌疑不十分及びその他の不起訴の別に、構成比の推移で見ると、平成17年は、起訴の構成比は約82%、起訴猶予の構成比は約7%、嫌疑不十分の構成比は約4%、その他の不起訴の構成比は約8%であった。その後、28年まで、起訴の構成比は低下傾向、起訴猶予の構成比及びその他の不起訴の構成比は上昇傾向にあり、同年には、起訴の構成比が約60%、起訴猶予の構成比が約17%、嫌疑不十分の構成比が約6%、その他の不起訴の構成比が約17%となった。29年以降、起訴の構成比はおおむね50%台、起訴猶予の構成比は30~40%台、嫌疑不十分の構成比は10%未満、その他の不起訴の構成比は3%未満でそれぞれ推移し、令和6年は、起訴の構成比は51.6%、起訴猶予の構成比は40.3%、嫌疑不十分の構成比は7.4%、その他の不起訴の構成比は0.6%であった。

7-2-2-3図 配偶者からの暴力・ストーカー 起訴・不起訴人員等の推移（罪名別）

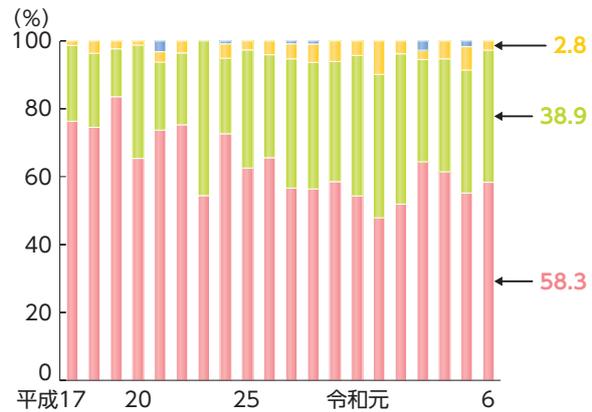
(平成17年～令和6年)

① 配偶者暴力防止法

ア 起訴・不起訴人員

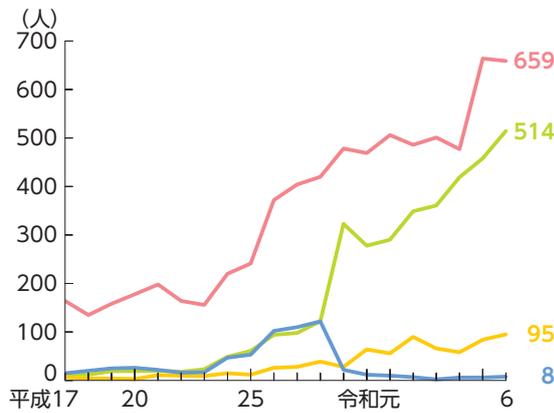


イ 構成比

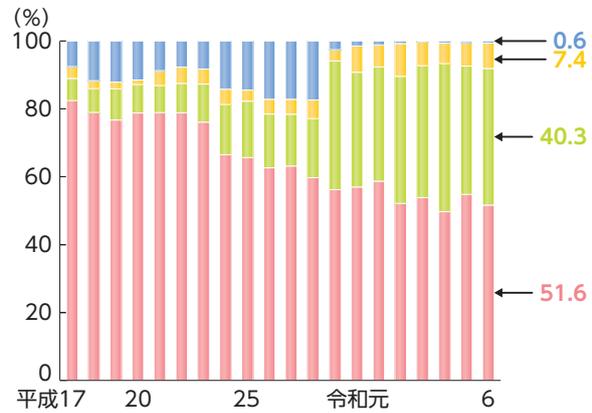


② ストーカー規制法

ア 起訴・不起訴人員



イ 構成比



注 検察統計年報による。

配偶者暴力防止法違反及びストーカー規制法違反の起訴・不起訴人員等の推移を見るに当たっては、①平成16年法律第64号による配偶者暴力防止法の改正（平成16年12月施行）により、配偶者からの暴力の定義が拡大し、保護命令制度が拡充されたこと及び令和5年法律第30号による改正（令和6年4月全面施行）により、保護命令制度が拡充されたこと（近年の法改正の詳細については、第4編第6章第2節参照）、②平成25年法律第73号によるストーカー規制法の改正（平成25年10月全面施行）、平成28年法律第102号による改正（29年6月全面施行）及び令和3年法律第45号による改正（令和3年8月全面施行）により、それぞれ規制対象行為が拡大されたこと並びに平成28年法律第102号による改正により、ストーカー行為罪が非親告罪とされたことに留意が必要である。

## 2 不起訴率等

第2編第2章第4節においては、検察官が行う不起訴処分のうち、起訴猶予率の推移を見ているところ、本項においては、起訴人員及び不起訴人員の合計に占める不起訴人員全体の比率（以下この項において「不起訴率」という。）の推移を見ることとし、更に罪名別の比較を行う。また、検察官は、被疑者がその行為者であることにつき、又はその行為が犯罪に当たることにつき、これを認定すべき証拠が不十分なときには、嫌疑不十分による不起訴処分とするところ、本項においては、起訴人員及び不起訴人員の合計に占める嫌疑不十分人員の比率（以下この項において「嫌疑不十分率」という。）の推移について見た上で、更に罪名による傾向・特徴の違いについて見る。なお、不同意性交等及び不同意わいせつの不起訴率・嫌疑不十分率の推移を見るに当たっては、平成29年法律第72号による改正（平成29年7月施行）により、従来の強姦が強制性交等に改められ、従来の強制わいせつの処罰対象の一部が強制性交等の処罰対象となり、従来の強姦及び強制わいせつは親告罪であったが、強制性交等及び強制わいせつは非親告罪とされたこと及び監護者性交等・監護者わいせつが新設されたこと並びに令和5年法律第66号による改正（令和5年7月施行）により、強制性交等及び強制わいせつの構成要件が変更されて、それぞれ不同意性交等及び不同意わいせつとなったことに留意が必要である（法改正の詳細については、第1編第1章第2節4項参照）。

### （1）不起訴率

不起訴率の推移（最近20年間）について、罪名別に見ると、7-2-2-4図①のとおりである。平成17年は、高い順に、器物損壊の不起訴率が70%台、窃盗の不起訴率、暴行の不起訴率及び脅迫の不起訴率が50%台、不同意わいせつの不起訴率が40%台、不同意性交等の不起訴率及び詐欺の不起訴率が30%台、配偶者暴力防止法違反の不起訴率が20%台、ストーカー規制法違反の不起訴率が10%台であった。

器物損壊の不起訴率は、平成18年以降も罪名別で最も高く、29年の80%強を除き、70%台で推移している。

窃盗の不起訴率は、平成18年及び19年は60%台であったが、20年以降は50%台で横ばいとなり、同年以降暴行罪の不起訴率を、26年以降不同意性交等の不起訴率を、28年以降不同意わいせつの不起訴率を、それぞれ連続して下回った。

暴行の不起訴率は、平成19年以降上昇傾向にあり、20年に窃盗の不起訴率を上回ると、以後一貫して器物損壊の不起訴率に次ぐ高さであり、28年以降70%台で推移している。

不同意性交等の不起訴率は、平成18年以降上昇傾向にあり、21年に50%、26年に60%を超え、不同意わいせつの不起訴率が60%に達した29年以降は、脅迫の不起訴率及び不同意わいせつの不起訴率と並んで60%台で推移しており、不同意わいせつの不起訴率、脅迫の不起訴率及び不同意性交等の不起訴率は、器物損壊の不起訴率及び暴行の不起訴率に次ぐ高さとなった。

詐欺の不起訴率は、平成23年に約45%となって以降おおむね40%台で推移し、配偶者暴力防止法違反の不起訴率は、20年以降おおむね20~40%台で上昇低下を繰り返し、ストーカー規制法違反の

不起訴率は、28年に40%を超えて以降おおむね40%台で推移し、これらの罪名の不起訴率がこれら以外の罪名の不起訴率を上回ることにはなかった。

## (2) 嫌疑不十分率

嫌疑不十分率の推移（最近20年間）について、罪名別に見ると、7-2-2-4図②のとおりである。平成17年は、高い順に、窃盗の嫌疑不十分率が20%台、不同意性交等の嫌疑不十分率、脅迫の嫌疑不十分率及び器物損壊の嫌疑不十分率が10%台、不同意わいせつの嫌疑不十分率、詐欺の嫌疑不十分率、ストーカー規制法違反の嫌疑不十分率、暴行の嫌疑不十分率及び配偶者暴力防止法違反の嫌疑不十分率が10%未満であった。

窃盗の嫌疑不十分率は、平成19年までは罪名別で最も高かったが、20年以降不同意性交等の嫌疑不十分率を、21年以降脅迫の嫌疑不十分率を、23年以降詐欺の嫌疑不十分率を、25年以降不同意わいせつの嫌疑不十分率を、27年以降器物損壊の嫌疑不十分率を、それぞれ連続して下回った。

不同意性交等の嫌疑不十分率は、平成20年以降一貫して他の罪名よりも高く、22年及び28年には30%を超え、29年以降おおむね40%を超えて推移している。

脅迫及び器物損壊の嫌疑不十分率は、平成17年以降おおむね10%台で推移し、28年以降は、おおむね不同意性交等の嫌疑不十分率、不同意わいせつの嫌疑不十分率及び詐欺の嫌疑不十分率に次ぐ高さで推移している。

不同意わいせつの嫌疑不十分率は、平成29年に20%を超え、詐欺の嫌疑不十分率を上回ると、以降一貫して20%台で推移し、不同意性交等の嫌疑不十分率に次ぐ高さとなり、30年以降は詐欺の嫌疑不十分率との差が6～12%台であった。

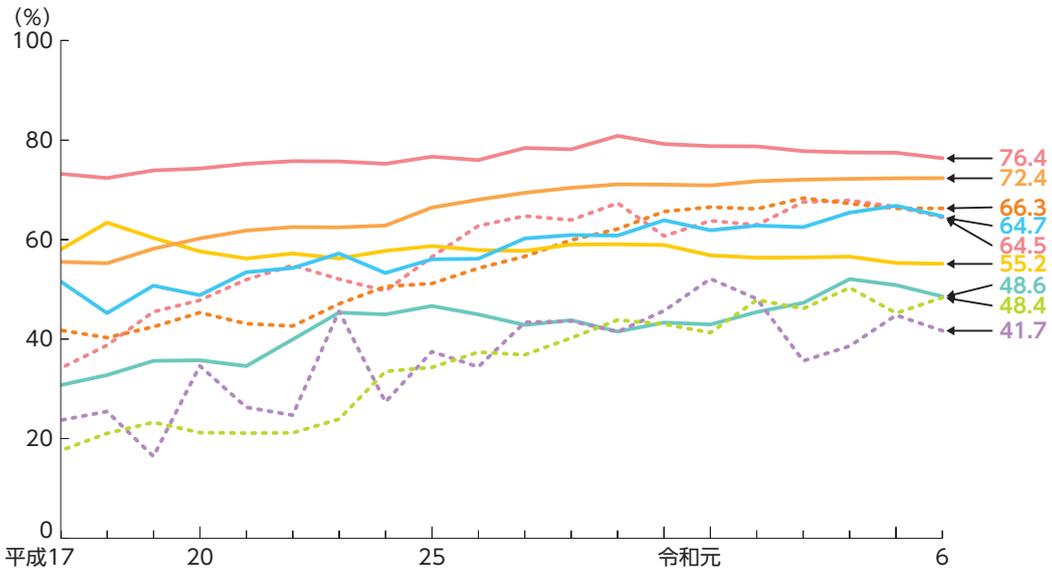
ストーカー規制法違反の嫌疑不十分率、暴行の嫌疑不十分率及び配偶者暴力防止法違反の嫌疑不十分率は、他の罪名の嫌疑不十分率よりもおおむね低い水準で推移している。

近年における罪名別の嫌疑不十分率を罪名別の不起訴率との比較で見ると、不同意性交等及び不同意わいせつは、不起訴率では、器物損壊及び暴行を下回っているが、嫌疑不十分率では、これらを含めた他の罪名よりも大幅に高く、取り分け不同意性交等の嫌疑不十分率が高い。一方、器物損壊及び暴行は、不起訴率では、平成20年以降一貫して他の罪名よりも高いものの、嫌疑不十分率では、不同意性交等及び不同意わいせつを除く他の罪名と同程度又はこれら他の罪名よりも低い傾向にあり、多くの人員が嫌疑不十分以外の理由で不起訴とされていることがうかがわれる。

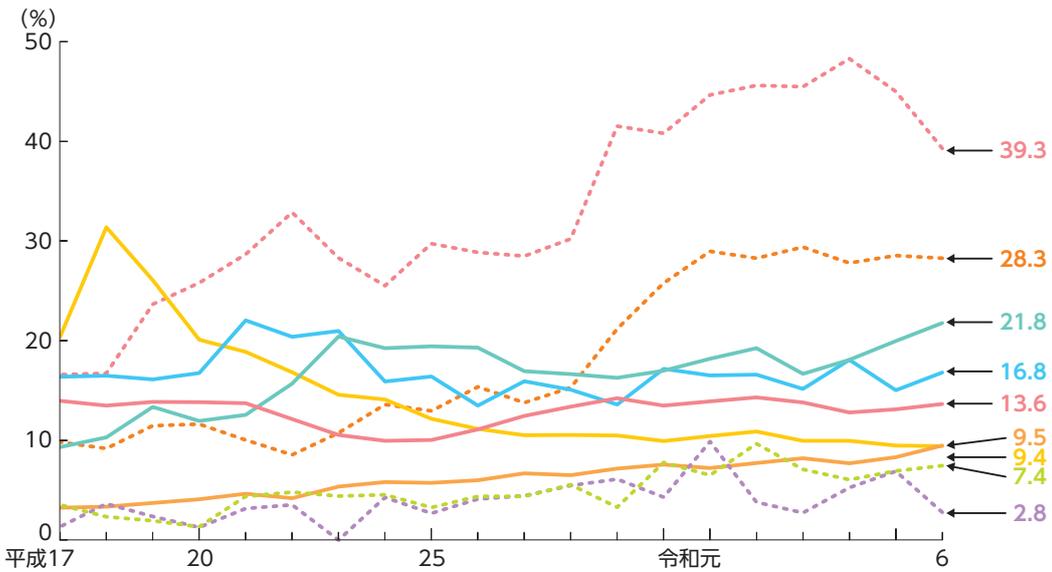
7-2-2-4図 不起訴率等の推移（罪名別）

（平成17年～令和6年）

① 不起訴率



② 嫌疑不十分率



不同意性交等	不同意わいせつ	窃盗
暴行	脅迫	詐欺
器物損壊	配偶者暴力防止法	ストーカー規制法

- 注 1 検察統計年報による。  
 2 「不起訴率」は、起訴人員及び不起訴人員の合計に占める不起訴人員の比率をいう。  
 3 「嫌疑不十分率」は、起訴人員及び不起訴人員の合計に占める嫌疑不十分人員の比率をいう。  
 4 「不同意性交等」は、強制性交等（令和5年法律第66号による改正前の刑法177条及び178条2項に規定する罪をいう。）、監護者性交等及び強姦（平成29年法律第72号による改正前の刑法177条及び178条2項に規定する罪をいう。）を含む。  
 5 「不同意わいせつ」は、強制わいせつ（令和5年法律第66号による改正前の刑法176条及び178条1項に規定する罪をいう。）及び監護者わいせつを含む。

第6編第2章では、各種資料に基づき、刑事手続における犯罪被害者等の関与等について、犯罪被害者等のための各種の制度・施策・取組等を紹介した。この章では、各種制度の運用実績に係る数値等に基づき、刑事司法の各段階（検察・矯正・更生保護）における犯罪被害者等施策の現状について概観する。

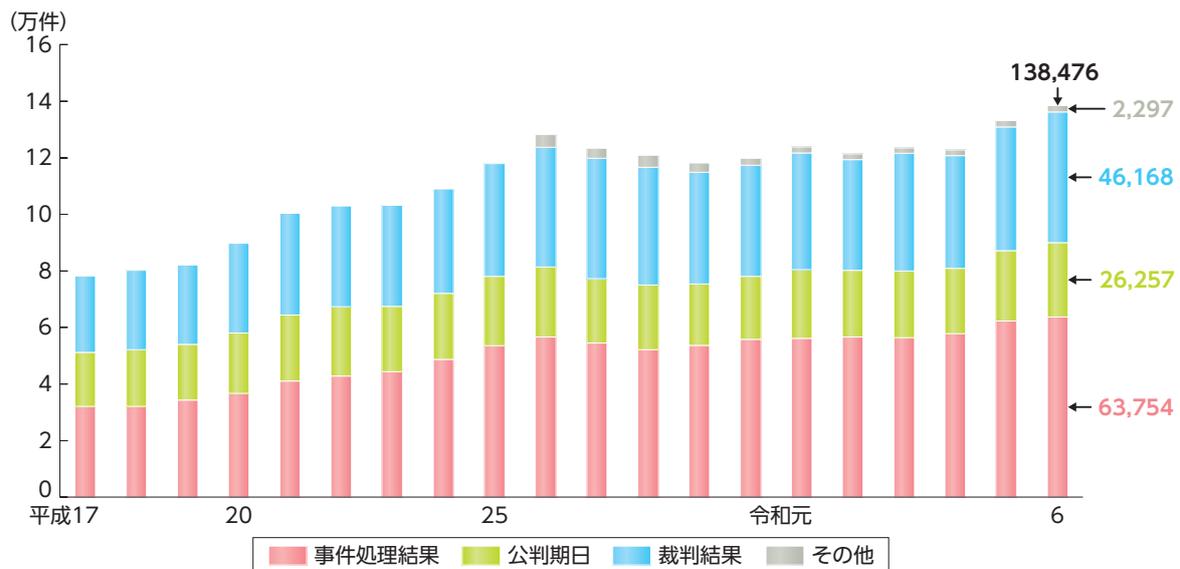
## 第1節 検察

### 1 検察庁における被害者等通知制度の実施状況

検察庁は、平成11年4月以降、全国的に統一された**被害者等通知制度**を実施している（第6編第2章第1節2項参照）。同制度における通知の対象者は、被害者、その親族若しくはこれに準ずる者又は弁護士であるその代理人及び目撃者その他の参考人等（以下この項において「被害者等」という。）である。被害者等に通知する内容は、主として①事件の処理結果（公判請求、略式命令請求、不起訴等の別及び処理年月日）、事件が公判請求された場合には、②公判期日（係属裁判所及び公判日時）、③刑事裁判の結果（主文、裁判年月日、裁判の確定及び上訴）に関する事項であり、電話、書面等の方法により通知を行っている。

検察庁における被害者等通知制度の実施状況（通知件数）の推移を通知事項別に見ると、**7-3-1-1**図のとおりである。通知件数の総数は、平成17年（7万8,198件）から増加し続け、26年に12万件を超えた後、11～12万件台で推移し、令和5年に13万件を超え、6年は13万8,476件となり、平成17年の約1.8倍であった。このうち、事件処理結果の通知件数は、17年（3万2,074件）から増加傾向にあり、25年に5万3,601件に達した後、令和4年まで5万件台で推移し、5年に6万件を超え、6年も引き続き増加し6万3,754件となり、平成17年の約2倍であった。公判期日の通知件数は、17年（1万9,097件）以降、1万9,000件台から2万4,000件台で増減を繰り返していたが、令和6年は2万6,257件に達し、平成17年の約1.4倍であった。裁判結果の通知件数は、17年（2万7,027件）から増加傾向にあり、27年に4万2,566件に達した後、3万9,000件台から4万1,000件台で増減を繰り返し、令和5年に4万3,000件を超え、6年も引き続き増加し4万6,168件となり、平成17年の約1.7倍であった。なお、同図のうち「その他」は、公訴事実の要旨、不起訴裁定の主文、公判経過、勾留及び保釈等の身柄の状況等で、被害者等が特に希望し、相当と認めるときに通知を行うものであり、資料を入手し得た26年以降の数値である。

(平成17年～令和6年)



- 注 1 法務省刑事局の資料による。  
 2 通知件数を計上しており、目撃者等に対する通知を含む。  
 3 「その他」は、公訴事実の要旨、不起訴裁定の主文、公判経過、勾留及び保釈等の身柄の状況等であり、資料を入手し得た平成26年以降の数値で作成した。

## 2 児童を対象とする代表者聴取の実施状況

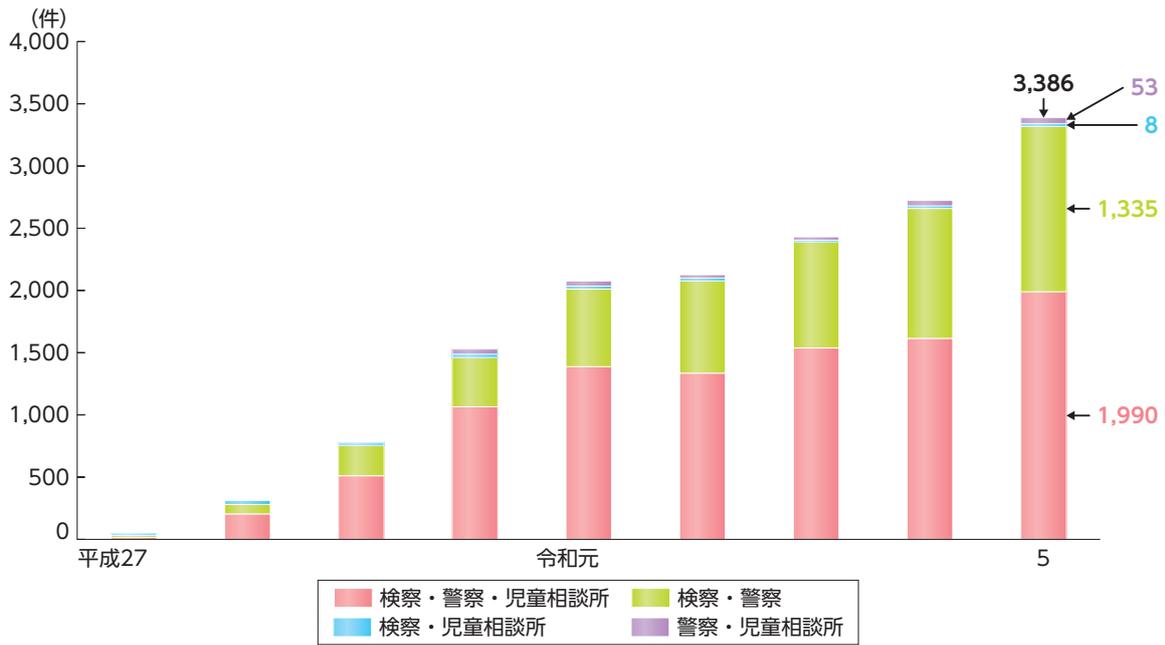
検察・警察・児童相談所では、平成27年10月から、児童が被害者又は参考人である事件について、児童の負担軽減及び児童の供述の信用性確保の観点から、聴取方法等について協議を行い、これら機関のうち代表者が児童から聴取を実施する取組（代表者聴取）を行っている（第2編第2章第1節参照）。代表者聴取に当たっては、いわゆる**司法面接的手法**を活用しており、心理学的知見に基づき、暗示・誘導の影響を受けやすい児童の供述特性を踏まえ、記憶の汚染を防ぐとともに、二次被害を防止するため、録音・録画下において、被害からできるだけ早い時期に、できるだけ少ない回数で、児童からの自由報告を基本とした聴取を行っている。

司法面接的手法を用いた代表者聴取は、主に、事案を認知した警察等から各検察庁へ連絡することを契機とし、検察・警察・児童相談所が協議して、当該事案の概要、児童や被疑者の属性、児童の現状や精神状況等の必要な情報を収集・把握して共有し、代表者聴取を要すると判断した場合、可能な限り早期に代表者聴取を行うため、聴取の手順・内容等を調整しつつ、聴取の場所・機材の設置等の準備を行っている。実際に児童に対する聴取を行う検察官等の代表者は、司法面接的手法のプロトコル（様々なプロトコルが存在するが、各プロトコルに共通するのは、誘導質問の原則禁止、早期・短時間の面接、ラポール（児童がリラックスして話しやすい関係性）形成の重要性、ピア・レビュー（相互評価）と継続訓練の重要性等である。）を踏まえ、短時間の面接により各機関が聴取すべきと考える事項をまとめて聴取し、その際、代表者以外の者は、別室で聴取状況をモニターで見ながら、必要に応じて代表者に対し、電話等により、あるいは休憩時に直接、補充して質問すべき事項を伝えるなどしている（検察官の取組については、コラム5参照）。

児童を対象とする代表者聴取の実施状況について、実施件数の推移を連携機関別に見ると、7-3-1-2図のとおりである。平成28年度には306件であった実施件数の総数は、令和元年度には2,000件台に達し、以降も増加を続け、5年度は3,386件と、平成28年度の約11.1倍であった。このうち、最も多く実施されていたのは、いずれの年度においても、検察・警察・児童相談所の三者連携による実施であり、全体の6割から7割程度を占め、令和5年度は1,990件と、平成28年度（204件）の約9.8倍であった。

7-3-1-2図 児童を対象とする代表者聴取の実施状況の推移（連携機関別）

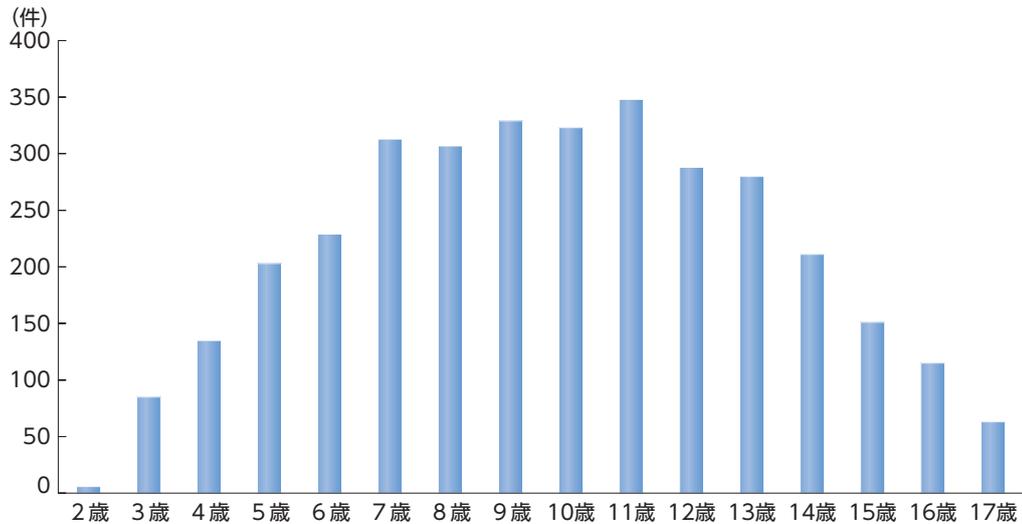
（平成27年度～令和5年度）



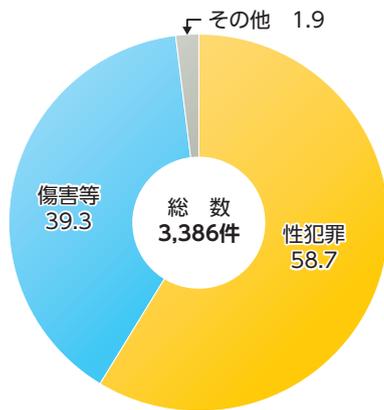
- 注 1 法務省刑事局の資料による。  
 2 聴取した児童ごとに1件として計上している。ただし、1人の児童について複数の事件がある場合は事件ごとに1件として計上している。  
 3 平成27年度は、聴取が開始された同年10月28日以降の実施件数を計上している。  
 4 平成29年度以前は、20歳未満の者、30年度以降は、18歳未満の者に対する実施件数をそれぞれ計上している。  
 5 平成29年度以前は、警察・児童相談所の二者による実施件数を除く。  
 6 資料作成時点までに法務省刑事局に報告があったものについて計上している。

令和5年度における児童（18歳未満）を対象とする代表者聴取の実施状況について、年齢別の実施件数及び犯罪種別の構成比をそれぞれ見ると、7-3-1-3図のとおりである。年齢別では、7歳から11歳までは、それぞれ300件を超えて他の年齢より多く、次いで、5歳、6歳及び12歳から14歳までは、それぞれ200件台、4歳、15歳及び16歳は、それぞれ100件台であった。一方、犯罪種別では、性犯罪が約6割を占めて最も高く、次いで、傷害等が約4割であった。

① 年齢別



② 犯罪種別



- 注 1 法務省刑事局の資料による。  
 2 聴取した児童ごとに1件として計上している。ただし、1人の児童について複数の事件がある場合は事件ごとに1件として計上している。  
 3 ①について、代表者聴取に関する協議が開始された時点の年齢による。  
 4 ②について、「性犯罪」は、聴取時に疑われた犯罪の罪名に不同意性交等、不同意わいせつ、児童福祉法違反、都道府県条例違反等を含むものを、「傷害等」は、聴取時に疑われた犯罪の罪名に殺人、傷害、暴行等を含むもののうち、「性犯罪」以外のものを、「その他」は、「性犯罪」及び「傷害等」以外のものをいう。  
 5 資料作成時点までに法務省刑事局に報告があったものについて計上している。

### 3 精神に障害を有する性犯罪被害者を対象とする代表者聴取の実施状況

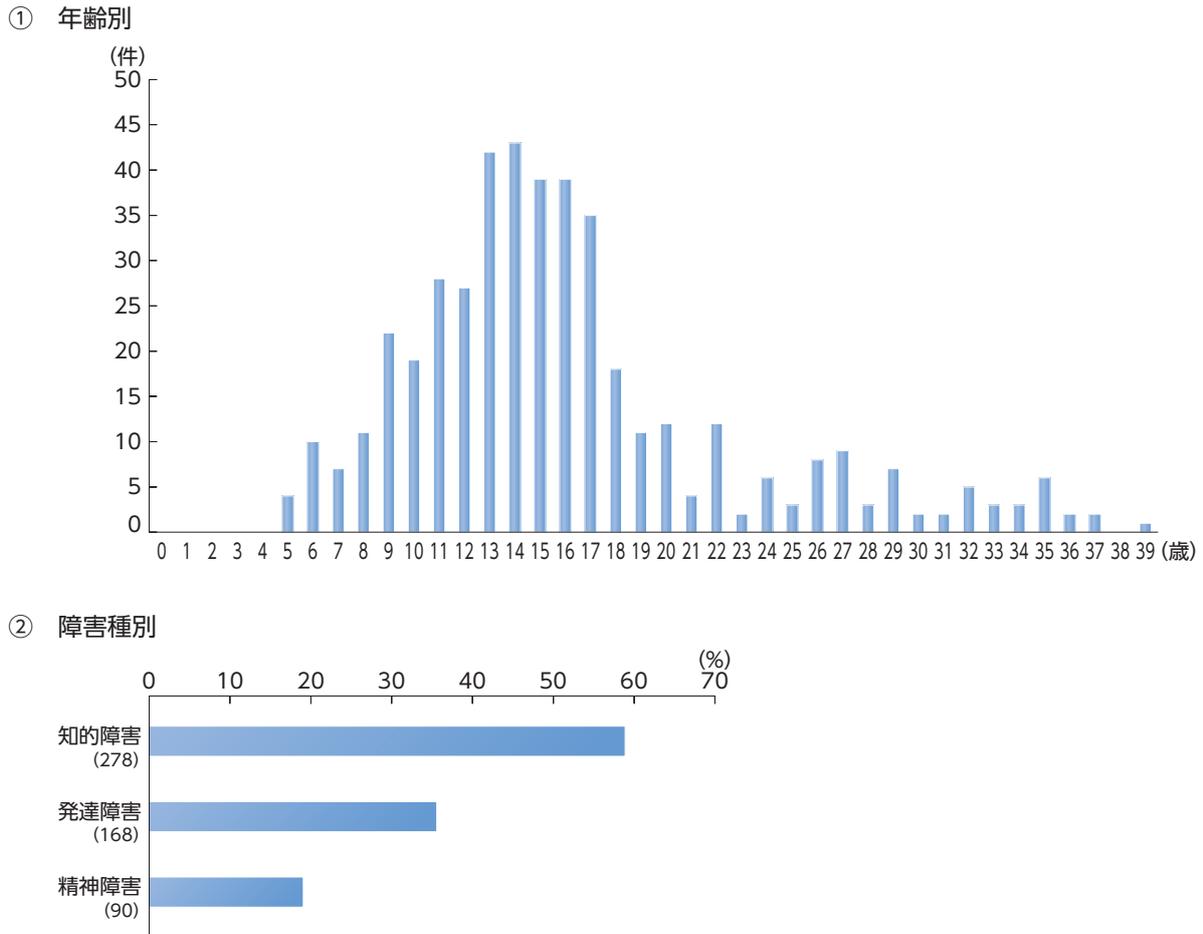
前記2で紹介した司法面接的手法を用いた代表者聴取の取組は、児童が被害者又は参考人である事件において行われてきたものであるが、検察・警察では、政府による性犯罪・性暴力対策の強化の方針を踏まえ、性犯罪被害者に対する事情聴取の在り方をその供述の特性や心情等により配慮したものとするため、令和3年4月から、知的障害等の精神に障害を有する被害者に係る性犯罪事件においても、司法面接的手法を用いた代表者聴取を試行している。この試行の対象となる精神に障害を有する性犯罪被害者については、18歳未満の者と18歳以上の者の双方を含み、当該事件の内容、証拠関係、被害者の障害の程度等を考慮し、その負担軽減及び供述の信用性確保の観点から、代表者聴取を行うことが相当であると認められる事件について、司法面接的手法を用いた代表者聴取を行っている。同月当時は、東京地方検察庁等の一部の試行庁（13庁）でこの試行を実施してきたところ、4年7月からは、試行庁が全ての地方検察庁に拡大されている。

令和5年度における精神に障害を有する性犯罪被害者を対象とする代表者聴取の実施状況について

て、被害者の年齢別の実施件数及び障害種別の該当率（重複計上による。）をそれぞれ見ると、7-3-1-4図のとおりである。なお、同図②の障害種別において、「精神障害」は知的障害及び発達障害以外の精神障害をいう。年齢別では、13歳から17歳までは、30件台後半から40件台前半で他の年齢より多く、次いで、9歳から12歳までは、おおむね20件台であった。また、40歳代では13人、50歳代では8人、60歳以上では4人に対して実施されていた。一方、障害種別では、60%弱が知的障害、35.6%が発達障害、20%弱が精神障害に該当した。なお、被害者が複数の障害を有することがあることから、各障害種別の該当率は重複計上によることに留意が必要である。

7-3-1-4図 精神に障害を有する性犯罪被害者を対象とする代表者聴取の実施状況（年齢別、障害種別）

（令和5年度）



注 1 法務省刑事局の資料による。  
 2 聴取した被害者ごとに1件として計上している。ただし、1人の被害者について複数の事件がある場合は事件ごとに1件として計上している。  
 3 ①について、代表者聴取に関する協議が開始された時点の年齢により、40歳未満の者に限る。  
 4 ②について、聴取を実施した総数に占める各障害種別に該当した者（重複計上による。）の比率である。  
 5 ②について、「精神障害」は、知的障害及び発達障害以外の精神障害をいう。  
 6 ②について、( )内は、各障害種別に該当した者（重複計上による。）の実人員である。  
 7 資料作成時点までに法務省刑事局に報告があったものについて計上している。

なお、代表者聴取は、児童又は精神に障害を有する性犯罪事件の被害者のいずれに対して行われる場合も録音・録画を実施しており、その録音・録画記録媒体については、従来、公判では、いわゆる伝聞証拠として証拠能力が認められないのが原則であり、その聴取結果を法廷に顕出するためには、供述不能等の厳格な要件を満たさない限り、証人尋問で証言させざるを得ず、児童等の心理的・精神的負担の軽減を図る上で不十分であった。しかしながら、今般、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）により、一定の要件の下で、司法面接的手法を用いた聴取により得られた供述については公判に顕出することを可能とする新たな伝聞例外が創設された（第2編第1章1項（3）参照）。

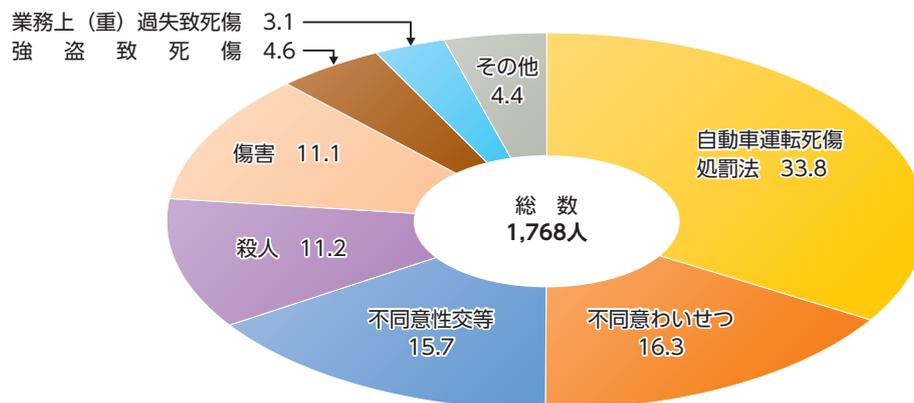
## 4 通常第一審における被害者参加制度の実施状況

被害者やその親族等が被害を受けた事件の刑事裁判の推移や結果に関心を持つことは当然のことであって、刑事裁判の推移や結果を見守るとともに、これに適切に関与したいとの被害者らの心情は十分に尊重されるべきである上、同刑事裁判に適切に関与することは被害者らの名誉の回復や被害からの立ち直りにも資するものと考えられる。そこで、一定の事件の被害者やその親族等が裁判所の許可を得て刑事裁判に参加することができるよう、平成20年12月から、**被害者参加制度**が施行されている（第6編第2章第1節4項（1）参照）。同制度による参加の対象者は、①殺人、傷害、強盗致死傷、危険運転致死傷等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、②不同意性交等・不同意わいせつ（性犯罪）、③業務上（重）過失致死傷の罪、④逮捕及び監禁の罪、⑤略取、誘拐及び人身売買の罪、⑥過失運転致死傷等の交通事故に関する罪（その犯罪行為に②から⑤までの罪の犯罪行為を含む罪並びに①、②及び⑤の未遂罪を含む。以下この項において同じ。）のいずれかに係る被告事件の被害者等（被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下この項において同じ。）であり、被害者等は、裁判所の決定により、「被害者参加人」として刑事裁判に参加する。

令和6年の通常第一審における被害者参加制度の実施状況について、罪名別に構成比を見ると、**7-3-1-5図**のとおりである。前記①の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪に該当する殺人、傷害、強盗致死傷の構成比の合計は26.9%、前記②の性犯罪に該当する不同意わいせつ及び不同意性交等の構成比の合計は32.0%、前記③の業務上（重）過失致死傷の罪の構成比は3.1%、前記④の逮捕及び監禁の罪の構成比は0.7%、前記⑤の略取、誘拐及び人身売買の罪に該当する略取及び誘拐の構成比の合計は0.3%、前記⑥の交通事故に関する罪に該当する自動車運転死傷処罰法違反の構成比（前記①に該当する危険運転致死傷を含む。）は33.8%であった（CD-ROM参照）。

**7-3-1-5図** 通常第一審における被害者参加制度の実施状況の罪名別構成比

（令和6年）



- 注 1 司法統計年報による。  
 2 「総数」は、通常第一審において被害者参加の申出があった事件について、参加が許可された被害者等の数（延べ人員）である。  
 3 被害者参加制度の対象罪名とは異なる罪名で計上される場合がある。  
 4 「不同意性交等」は、強盗・不同意性交等を含む。  
 5 「その他」は、逮捕監禁、略取誘拐等である。

## コラム5 代表者聴取を行う検察官の取組

司法面接的手法を用いた代表者聴取を実施する機関の一つである検察庁では、検察官が、代表者聴取を行うに当たり、聴取対象者やその関係者が抱く不安や緊張を緩和するため、様々な取組を行っている。

そこで、「大阪地方検察庁において代表者聴取を行っている検察官のAさん」から、以下において、大阪地方検察庁における取組・工夫や、代表者聴取を行う検察官としての思いを紹介してもらう。

### 1 大阪地方検察庁における取組・工夫

私が勤務する大阪地方検察庁における取組を以下紹介する。

はじめに、司法面接的手法を用いた代表者聴取を実施するまでの流れを説明する。

家庭内の虐待事件の場合、多くは学校等において被害が把握されるところから始まり、児童相談所へ通告がなされ、児童相談所から警察へ、警察から検察庁へ連絡があり、児童相談所、警察及び検察庁の三機関で事案が共有される。

第三者による被害の場合には、警察が認知し、警察から検察庁へ連絡があり、警察及び検察庁の二機関で事案が共有されることが多い。

その上で、いずれの場合も、聴取対象者の年齢、特性、精神状態等の情報に加え、聴取対象者の供述以外の証拠関係等の情報を更に収集・共有し、適切な時期及び場所を選定して、代表者聴取に臨む。

代表者聴取では、二機関又は三機関の中から聴取を行う代表者を選定し、聴取対象者の体調や精神状態等を十分に考慮に入れた上で、それらに合わせた聴取を行う。代表者以外の者は、バックルームと呼ばれる別室で聴取の様子をモニタリングし、必要に応じて、聴取の過不足を代表者に指摘したり、聴取対象者の様子を観察して聴取継続の可否等を検討したりする。

ここまでの流れは、大阪地方検察庁に限らず、ほとんどの地方検察庁で同様だと思われる。

代表者聴取において聴取対象者が供述する内容は、ほとんどの場合、聴取対象者にとって、辛く、苦しく、悲しく、あるいは、恥ずかしい思いをした出来事である。また、代表者聴取を実施する時点では、聴取対象者は、児童相談所に一時保護されるなどして環境が変わり、不安を感じていることも多い。

大阪地方検察庁では、そのような状態の聴取対象者が、安心して全てを話すことができるように、様々な取組や工夫を行っている。

例えば、代表者聴取の実施時期については、聴取対象者が安心して話せるための情報収集等をする時間を確保しつつ、聴取対象者の話す意欲の程度、時間経過による記憶減退のリスク等の様々な事情を考慮して、適切な時期に設定している。実施時期に関して聴取対象者の希望がある場合には、聴取対象者の話す意欲に関わる事項として、代表者聴取の実施時期の選定のための考慮要素の一つとしている。

また、代表者聴取の実施場所についても、聴取対象者の年齢や特性等を踏まえ、検察庁で行うのか、児童相談所等のそのときの聴取対象者の生活の本拠となっている場所等で行うのかなどを決めている。実施場所に関する聴取対象者の希望についても、代表者聴取の実施場所の選定のための考慮要素の一つとしている。

代表者聴取において聴取対象者が話す内容は、高度にプライバシーに関わる事項であるから、どこでも代表者聴取を実施できるわけではなく、取り得る選択肢の中で、どこであれば聴取対象者が安心して話せそうかということが一番に考えて、実施場所を決めている。

検察庁の建物で代表者聴取を実施する場合、通常の出調室は、無機質な雰囲気であることが多く、必ずしも安心できる場所とは言えないことから、大阪地方検察庁では、写真①のように、高さの低いソファに、優しい色合いの内装・調度品を用いて、静かで、気が散るような物のない部屋を整備し、代表者聴取の実施場所としている。また、代表者聴取の実施前後に使用する待合室についても、できる限り落ち着いた雰囲気の中で、幼い児童でもくつろいで待てるよう、写真②のように、プレイマットを敷いた部屋を用意している。



①代表者聴取を実施する部屋の例  
[写真提供：大阪地方検察庁]



②待合室の例  
[写真提供：大阪地方検察庁]

代表者の選定に際しては、私たち検察官が代表者となるケースが多いものの、聴取対象者が、見知った人でなければ落ち着いて話せない場合や、児童の扱いに特に慣れた者の方が落ち着いて話ができる場合もあることから、聴取対象者の特性や様子に応じて代表者を柔軟に選定しており、検察官以外の者、例えば、児童相談所職員や警察官を代表者とする例もある。

また、代表者は、三機関のいずれに属する者であっても、服装、言葉遣い、態度、雰囲気等に十分に気を配り、聴取対象者に安心して話してもらえるように努めている。

さらに、大阪地方検察庁においては、代表者として聴取を行う検察官が、聴取対象者にとって、安心かつ信頼できる相手となれるよう、定期的に各種研修や勉強会等を実施している。

私たち検察官は、研修や勉強会の中で、代表者聴取において用いる司法面接的手法のプロトコルを習得している。様々な種類の司法面接的手法のプロトコルが存在しているが、大阪地方検察庁では、司法面接的手法のプロトコルの一つについて、毎年、基礎編と発展編の計2回にわたり、外部講師を招き、警察や児童相談所等にも受講生として加わってもらい、大規模な研修を実施している。また、別の司法面接的手法のプロトコルについても学ぶ機会を得るため、毎年、複数名の検察官が、別のプロトコルの外部研修に参加している。

各プロトコルに関する研修の中では、聴取対象者からいかに誘導なく聴取するかについて学ぶが、そのほかにも、児童心理、供述心理、具体的な聴取対象者との信頼関係の構築の方法について学ぶ。これらの研修の取組により、令和7年6月時点で、大阪地方検察庁に所属する検察官のうち、おおむね7割程度が、司法面接的手法のプロトコルに関する研修を受講済みである。

そのほかにも、大阪地方検察庁においては、検察官は、被虐待児童心理や性犯罪被害者心理

に関する理解を深めるため、心理士、精神科医等の外部講師を招くなどし、おおむね年に1回程度、勉強会を実施している。

また、代表者聴取の実施に当たっては、経験豊富な検察官も、バックルームで代表者を支援するバックスタッフとして代表者聴取に関与し、現場で即時適切な指示をするとともに、事後的に、聴取を行った代表者に対し、気付いた点をフィードバックするなどしている。

さらに、少なくとも数か月に1回程度の割合で、実際の代表者聴取を題材として勉強会を実施し、その中で、聴取方法等について、推奨すべき点・改善すべき点を話し合うことで、勉強会に参加した検察官が、自らの聴取技術を向上させるため、研さんしている。

## 2 検察官としての思い

このように、私が勤務する大阪地方検察庁では、司法面接的手法を用いた代表者聴取を行うに際し、聴取対象者が安心して話をすることができるよう、様々な取組・工夫を実施している。

したがって、聴取対象者が、代表者聴取において供述することになり、積極的に話をすることができず、あるいは上手に話せなかったとしても、私たち検察官は、状況に応じた声掛けをするなどしているので、聴取対象者は安心して聴取に臨んでいただきたい。

また、聴取対象者の特性等を把握するため、代表者聴取の実施前に、警察官や検察官が、聴取対象者の御家族に連絡をする場合もあるが、その際、不安なことや心配な点があれば、遠慮なく相談していただきたい。私たち検察官から、御家族や聴取対象者本人に対し、事案に応じて、個別に説明をすることも可能である。

最後に、現場で実際に代表者聴取を行っている検察官の気持ちを伝えるために、私が代表者として聴取を行った継続的性虐待の事例を紹介したいと思う。

継続的性虐待の事例では、ほとんど全ての場合で、虐待を受けた児童は想像を絶するような深い傷を負っている。そのため、代表者聴取の場でも、涙をぼろぼろとこぼすだけで、全く話をすることができなかつたり、話を始めても非常に口が重く、「嫌なことがあった」以上の話ができなかつたりすることが多くある。

ここで紹介する私が担当した事例の聴取対象者も、同様に、深い傷を負った児童だった。

この児童は、代表者聴取において、被害状況等について懸命に話してくれたものの、その被害の内容は、聞いているだけで私自身も辛くなるようなものであり、当然のことながら、聴取の間ずっと、この児童の表情は暗いままだった。

この児童が語ってくれた被害の事件については、私が起訴したが、公判は別の検察官が担当することになった。被告人は、公判で事実を争ったため、この児童は証人として出廷し、被害状況等について証言したと聞いた。そして、その結果、被告人は、有罪の判決を受けたとも聞いた。

この児童には、捜査段階から、被害者代理人弁護士が就いていた。私は、被害者代理人弁護士から、有罪の判決が出た後、この児童が、初めて笑顔を見せてくれたと教えてもらった。

その話を聞いたとき、私は、この児童の代表者聴取の場での様子を思い出した。そして、被害者が、自身の受けた被害について話をすることは、大変辛いことであるが、この児童は、代表者聴取の場で被害について供述し、判決という一つの区切りを経たことで、その被害を乗り越えて、未来に向かう一歩を踏み出したのではないかと感じた。

私は、今後も、日々、研さんを重ねて、司法面接的手法を用いた代表者聴取に取り組み、被害者が未来への一歩を踏み出すための支えとなっていきたい。

## 第2節 矯正

### 1 矯正における被害者等通知制度の実施状況

**被害者等通知制度**（第6編第2章第1節5項及び6項並びに本章第1節1項参照）は、平成11年の制度開始後、段階的に通知の対象や内容等を拡大してきた。**犯罪被害者等基本法**（平成16年法律第161号）に基づいて17年12月に策定された犯罪被害者等基本計画を受けて、19年12月から、有罪裁判確定後の加害者及び保護処分を受けた加害者の処遇状況等に関する事項についても、被害者等（通知対象者の範囲については、この項の（1）及び（2）をそれぞれ参照）から希望があった場合には、原則として通知を行うこととなり、刑事施設や少年院が検察庁や保護観察所等と連携して同制度を実施するよう拡充された（なお、再被害防止の観点から転居等の措置を講じる必要があるために受刑者の釈放予定時期及び帰住予定地等について通知する場合や、死刑を執行した事実を通知する場合には、第6編第2章第1節5項参照）。

矯正における被害者等通知制度は、加害者が刑事施設に収容された場合には、加害者を収容する刑事施設（以下この節において「収容刑事施設」という。）の長から連絡を受けた検察官が、加害者が少年院に収容された場合には、加害者を収容する少年院（以下この節において「収容少年院」という。）の長が、それぞれ被害者等に対して通知を行っている。

以下、加害者が刑事施設又は少年院に収容された場合の被害者等通知制度の実施状況について、それぞれ述べる。

#### （1）加害者が刑事施設に収容された場合

通知の対象者は、①被害者、②被害者の親族又はこれに準ずる者、③前記①又は②の弁護士である代理人である（以下（1）において「被害者等」という。）。

加害者の確定裁判が拘禁刑であり、その刑の全部について執行猶予の言渡しが無い場合（刑の全部の執行猶予の言渡しが取り消された場合を含む。）、検察官が被害者等に対して通知する事項は、㉞刑の執行終了予定時期、㉟収容刑事施設における処遇状況に関する事項（収容刑事施設の名称、作業名、改善指導名、褒賞や懲罰の状況等）、㊱仮釈放又は刑の執行終了による釈放に関する事項等（釈放された年月日及びその事由等）及び㊲刑の全部又は一部執行猶予の言渡しの取消しに関する事項である。収容刑事施設の長は、前記㊱を除く事項について、検察官に連絡し、これを受けた検察官は、被害者等から通知希望の申出書を受理した後、適宜の時期に最初の通知を行い、以後、おおむね6か月ごと及び加害者が釈放された際等に通知を行っている。

なお、加害者の確定裁判が拘留の場合の通知事項は、収容刑事施設から釈放（仮出場又は刑の執行終了）された年月日及びその事由等である。

収容刑事施設における被害者等通知制度の実施状況（通知件数）の推移を通知事項別に見ると、**7-3-2-1図①**のとおりである。平成19年12月の同制度拡充後、各通知事項の通知件数は増加傾向を示し、29年には通知件数の総数が3万9,094件で最多となった。このうち、刑の執行終了予定時期については、同年（1万6,905件）をピークにその後は1万5,000件台から1万6,000件台で推移し、令和6年は1万6,059件（前年比102件（0.6%）増）であった。また、収容刑事施設における処遇状況に関する事項については、平成29年（1万8,972件）をピークにその後は1万7,000件台から1万8,000件台で推移し、令和6年は1万8,184件（同167件（0.9%）増）であった。受刑者の釈放に関する事項については、平成28年（2,950件）をピークにその後は2,600件台から2,900件台で推移し、令和6年は2,646件（同100件（3.6%）減）であった。なお、刑の執行終了予定時期及び受刑者の釈放に関する事項については、検察庁における被害者等通知制度（本章第1節1項参照）による目撃者等に対する通知を含むことに留意が必要である。

## (2) 加害者が少年院に収容された場合

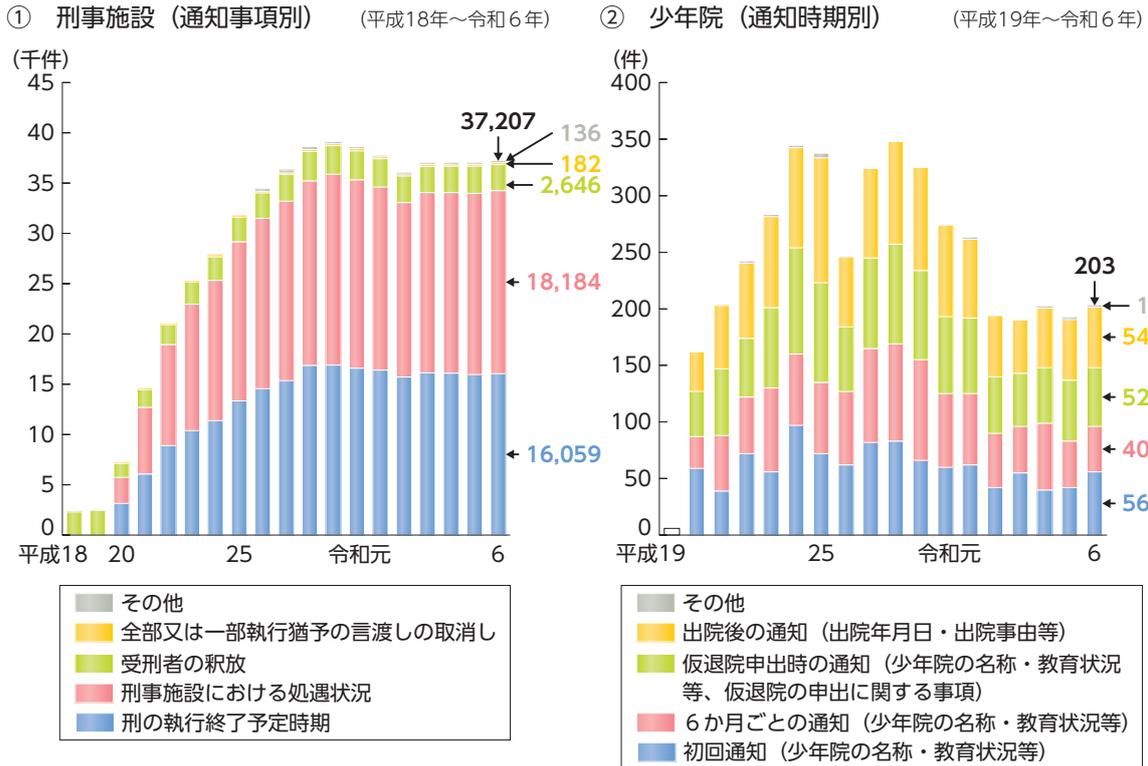
通知の対象者は、①被害者、②被害者の法定代理人、③被害者が死亡した場合又はその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹（以下（2）において「配偶者等」という。）、④前記①ないし③の者から委託を受けた弁護士（以下（2）において「弁護士」という。）である（以下（2）において「被害者等」という。なお、少年事件における被害者等通知制度については、第6編第2章第1節6項参照）。

加害者が少年院送致の場合又は特定保護観察処分少年が少年院に収容された場合（特定少年に対する保護処分については、第3編第2章第1節3項（3）参照）、収容少年院の長が被害者等に対して通知する事項は、㊦収容少年院の名称等の事項（名称、入院年月日等）、㊧収容少年院における教育状況等に関する事項（教育予定期間、処遇の段階、矯正教育の目標、賞や懲戒の状況等）及び㊨出院に関する事項等（出院年月日、出院事由等）である。収容少年院の長は、被害者等から通知希望の申出書を受理した後、適宜の時期に最初の通知（以下（2）において「初回通知」という。）を行い、以後、おおむね6か月ごと及び加害者が出院した際に通知を行っている。

収容少年院における被害者等通知制度の実施状況（通知件数）の推移（同制度拡充後の平成19年12月以降）を通知時期別に見ると、7-3-2-1図②のとおりである。初回通知及び6か月ごとの通知（通知の時期が地方更生保護委員会に対する仮退院（特定保護観察処分少年の場合は退院。以下この項において同じ。）の申出より前の場合）で通知する事項は、前記㊦及び㊧であり、仮退院申出時の通知（仮退院の申出後に初回通知及び6か月ごとの通知を行う場合を含む。）は、地方更生保護委員会に対して仮退院の申出をした旨及びその年月日等を、前記㊦及び㊧と併せて通知している。出院後の通知は、前記㊦及び㊧の一部並びに前記㊨を通知している。

平成19年12月の同制度拡充後、通知件数の総数は増加傾向を示し、28年（348件）に最多となった。その後は減少傾向にあったが、令和6年は203件（前年比11件（5.7%）増）であった。このうち、初回通知については、平成24年に97件で最多であり、その他の年は30件台から80件台で推移している。6か月ごとの通知については、27年から29年までは80件台であったが、その後は40件台から60件台で推移している。仮退院申出時の通知については、24年に94件で最多であり、その後は40件台から80件台で推移している。また、出院後の通知については、25年（111件）に100件を超えたのを除き、おおむね50件台から90件台で推移している。

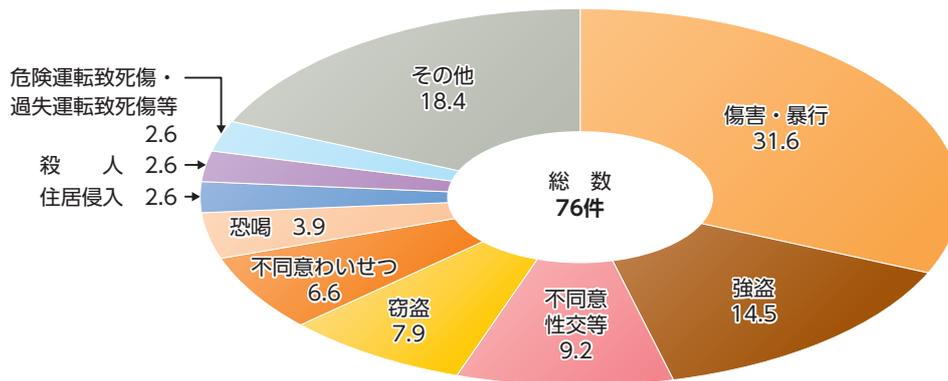
7-3-2-1図 矯正における被害者等通知制度の実施状況の推移



- 注 1 ①については法務省刑事局、②については法務省矯正局の資料による。  
 2 ①については、資料を入手し得た平成18年から、②については、被害者等通知制度が拡充された19年12月からの通知件数（②の19年の数値は総数）をそれぞれ計上している。  
 3 ①の「刑の執行終了予定時期」、「受刑者の釈放」及び「その他」については、目撃者等に対する通知を含む。  
 4 ①の「全部又は一部執行猶予の言渡しの取消し」及び「その他」は、刑事施設の長が検察官へ連絡する事項には含まれない。  
 5 ②の「仮退院申出時の通知」は、仮退院（特定保護観察処分少年の場合は退院。以下同じ。）の申出後に初回通知を行った場合を含む。  
 6 ②の「6か月ごとの通知」の通知事項は、通知時期が仮退院の申出後の場合は、仮退院の申出に関する事項を含む。  
 7 ②の「出院後の通知」は、被害者等から通知希望の申出書を受領した時点で加害者が既に出院している場合の通知も含む。  
 8 ①の「その他」は、罰金及び料金の納付の有無等であり、②の「その他」は、出院に準ずる事項（死亡、逃走等）等である。

令和6年における被害者等通知制度の実施状況について、申出件数を申出書提出者別に見ると、被害者が25件、被害者の法定代理人が27件、配偶者等が6件、弁護士が20件であった（法務省矯正局の資料による）。

令和6年における被害者等通知制度の実施状況について、被害者等からの申出件数を申出に係る加害者の非行名別に見ると、その構成比は、7-3-2-2図のとおりである。傷害・暴行が全体の3割強を占めて最も高く、次いで、強盗（14.5%）、不同意性交等（9.2%）の順であった。



- 注 1 法務省矯正局の資料による。  
 2 被害者等からの申出件数を計上している。  
 3 「その他」は、放火、詐欺等である。  
 4 申出に係る非行名が不明の者を除く。

## 2 矯正における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の実施状況

矯正における**被害者等の心情等の聴取・伝達制度**は、令和4年6月に成立した刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。法改正の動向については、第2編第1章1項（1）参照。被害者等の心情等の聴取・伝達制度については、第6編第2章第1節5項及び6項参照）により、刑事収容施設及び少年院法（平成26年法律第58号）が改正され、新たに導入された（5年12月施行）。

矯正における同制度の対象者は、①受刑者が刑を言い渡される理由となった犯罪又は在院者が刑若しくは保護処分を言い渡される理由となった犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為による被害者、②被害者の法定代理人、③被害者が死亡した場合又はその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹（以下この項において「配偶者等」という。）である（以下この項及びコラム6において「被害者等」という。矯正における被害者担当官の取組については、コラム6参照）。

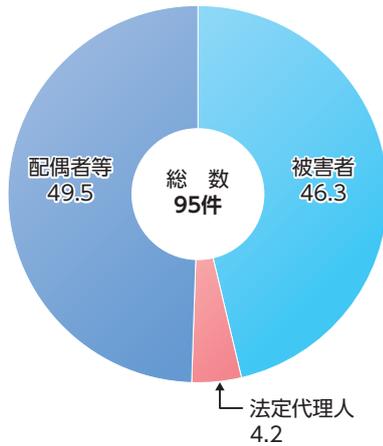
矯正における同制度開始後の令和5年12月から6年末までの実施状況について、収容刑事施設における利用件数は、被害者等からの申出の受理が107件、聴取実施（口頭及び書面による聴取）が100件、伝達実施が92件、申出の受理後に聴取の申出を取り下げたもの及び聴取後に伝達の申出を取り下げたものがそれぞれ1件であり、収容少年院における利用件数は、申出の受理が40件、聴取実施（口頭及び書面による聴取）が40件、伝達実施が37件であった。このうち、聴取（口頭による聴取に限る。）の実施件数を実施場所別に見ると、加害者が刑事施設に収容されている場合は、収容刑事施設が29件、収容刑事施設以外の矯正施設又は矯正管区が58件、矯正施設及び矯正管区以外が8件であり、加害者が少年院に収容されている場合は、収容少年院が12件、収容少年院以外の矯正施設又は矯正管区が20件、矯正施設及び矯正管区以外が5件であった（法務省矯正局の資料による。）。

7-3-2-3図は、令和6年における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の実施状況について、申出の受理件数を申出人別の構成比で示したものである。加害者が刑事施設に収容されている場合は、被害者及び配偶者等がそれぞれ5割近くを占めており、加害者が少年院に収容されている場合は、被害者の法定代理人が約6割を占め、被害者は約2割であった。

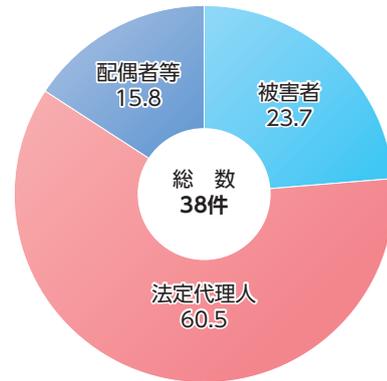
7-3-2-3図 矯正における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の実施状況の申出人別構成比

(令和6年)

① 刑事施設



② 少年院



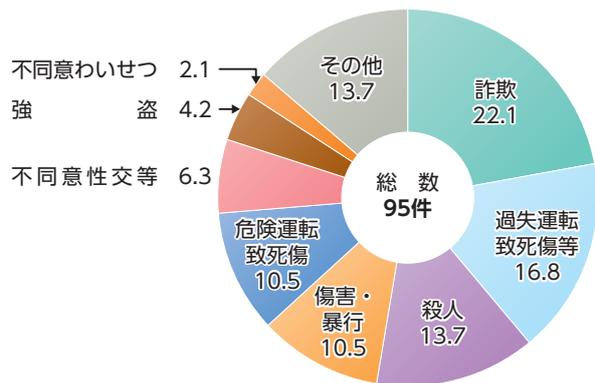
- 注 1 法務省矯正局の資料による。  
 2 被害者等から心情等聴取・伝達申出書を受理した件数を計上している。  
 3 「配偶者等」は、直系親族及び兄弟姉妹を含む。

7-3-2-4図は、令和6年における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の実施状況について、申出の受理件数を加害者の罪名別又は非行名別の構成比で見たものである。加害者が刑事施設に収容されている場合は、詐欺が全体の2割強を占めて最も高く、次いで、過失運転致死傷等（16.8%）、殺人（13.7%）の順であった。加害者が少年院に収容されている場合は、傷害・暴行が全体の3割弱を占めて最も高く、次いで、強盗（18.4%）、不同意性交等（15.8%）の順であった。

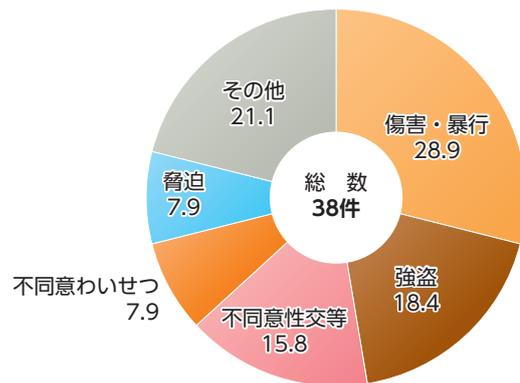
7-3-2-4図 矯正における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の実施状況の罪名・非行名別構成比

(令和6年)

① 刑事施設



② 少年院



- 注 1 法務省矯正局の資料による。  
 2 被害者等から心情等聴取・伝達申出書を受理した件数を計上している。  
 3 ①の「その他」は、窃盗、横領、背任等であり、②の「その他」は、殺人等である。

## コラム6 心情等の聴取・伝達制度の運用を支える被害者担当官の取組

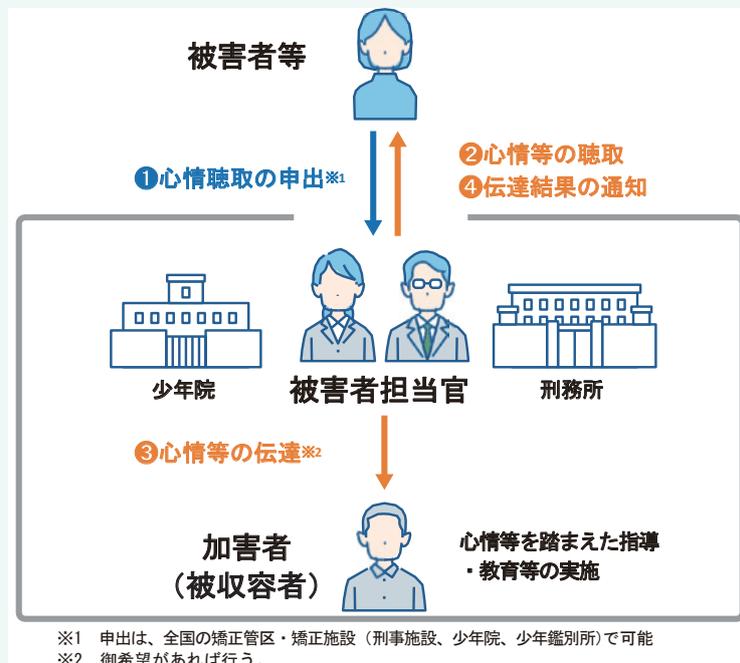
矯正における被害者等の心情等の聴取・伝達制度は、令和5年12月から運用が開始された（概要については、第6編第2章第1節5項及び6項並びに本節2項参照）。

本制度の目的は、被收容者の矯正処遇等において被害者や御遺族の心情等をより直接的に反映し、被害者等の立場や心情への配慮等を一層充実させるとともに、被收容者に対して、反省や悔悟の情を深めさせ、その改善更生を効果的に図ることにある。

### 1 本制度における被害者担当官の役割

本制度は、申出のあった被害者等の心情等を聴取し、被害者等が希望する場合にはその心情等を加害者である被收容者に伝達するとともに、矯正処遇等に活かしていくものである。本制度の導入に伴い、全国の刑事施設及び少年院では、受付から伝達までの各事務を中心となって行う「被害者担当官」を指名している。

制度のおおまかな流れは次のとおりである。



#### ①心情聴取の申出

被害者等から本制度の申出書が提出されたら、受付を行い、聴取を行う日時・場所等について、被害者等の意向を踏まえながら電話等により調整を行う。

#### ②心情等の聴取

被害者担当官が、被害者等から被害に関する心情等を聴取し、その内容を記載した書面を作成する。

#### ③心情等の伝達

被害者等から伝達の希望がある場合、心情等の内容を記載した書面を被收容者の面前で読み上げて伝達する。

#### ④伝達結果の通知

被害者等に対して、被害者等の心情等を被收容者に伝達した年月日や内容のほか、被害者等の希望に応じて、伝達の際に被收容者が述べたことなどを併せて知らせる。

## 2 被害者担当官から

ここでは、どのように業務と向かい合っているのか、被害者担当官の思いを紹介する。

### ○被害者担当官 A さん

- ・ 制度の運用に当たって工夫していること

この制度の意義の一つは、被害者等の方々の支援です。被害者等の方々が自らの心情等を整理し、それを加害者に伝えることで、被害者等の方々が元の生活に戻るきっかけを少しでも得ることが可能になればと思います。もう一つの意義は、加害者の更生です。被害者等の方々の置かれた状況を知ること自らの行為を反省し、更生につなげることができます。注意することは、加害者の更生を被害者等の方々の支援より優先させてはいけないことだと思います。

そして、この制度の中で、加害者と被害者等の方々をつなぐ役割を担うのが、私も被害者担当官です。これまで、複数の被害者等の方々から心情等を伺いましたが、被害者等の方々の事件や加害者に対する感情は、事件から年数を経過していても、いまだに峻烈しゅんれつであると感じます。

私は、被害者等の方々に制度利用に当たっての留意点（例えば、伝達結果の通知において、加害者の本心を知ること二重に傷つくおそれがあることなど）も正確にお伝えした上で、被害者等の方々の意思に寄り添い、伴走しながら対応することを心掛けています。そのため、制度利用に係る正確な情報の提供・説明を行うとともに、制度利用者の情報を正確に把握するため、施設独自のチェックシートを作成しています。

- ・ 聴取や伝達場面で心掛けていること

事件のことを思い出して話すことは、被害者等の方々・加害者共に痛みを伴うことなので、聴取・伝達場面では、傾聴、共感、受容を意識して臨んでいます。

- ・ 伝達によって被收容者が変わったと感じた場面

私は、伝達から1か月経過後、伝達を受けた被收容者に対し、心情把握のために面接をしています。その際、伝達を受けた被收容者から、事件のことは忘れずに反省してきたつもりだったが、制度を通じて事件後の被害者の方の思いや生活の苦悩を知り、全然足りていなかったと気付いた旨言われました。

### ○被害者担当官 B さん

- ・ 伝達によって被收容者が変わったと感じた場面

被收容者は、伝達までは、受刑の原因や仮釈放が許されなかったことなど、自分にとってマイナスな出来事に対して責任転嫁するような発言がみられていましたが、伝達の際は耳を傾け、涙ながらに被害者の方に対する謝罪の言葉を述べていました。その姿を目の当たりにしたとき、被收容者の変化を感じました。

- ・ 被收容者処遇に対する自分自身の考えが変わったと感じる点

生の声というのは、ダイレクトにパワーや熱量を感じます。被害者等の方々が抱えている計り知れない苦しみは、お話を聴いて想像することしかできないのですが、被害者等の方々から感じたものを、できる限りそのまま被收容者に伝えるために、ときには、職員と被收容者という指導する側、される側という関係性ではなく、同じ人と人という、より対等な関係性で話をする場を作ることも必要だと考えるようになりました。

- ・ 被害者担当官として得た経験ややりがい

被收容者処遇を行う立場でありながら、被害者等の方々と会うことができる時間は、刑務官

人生において非常に貴重で意味のあるものとなっています。この経験は、被收容者を更生に導くための原動力の一つとなっているとともに、自分自身の考え方や生きる姿勢にも大きな影響を与えています。



被害者担当官の研修の様子  
【写真提供：法務省矯正局】



聴取場所の例  
【写真提供：法務省矯正局】

### 3 今後に向けて

被害者担当官は本制度の運用を支える重要な役割を果たしていることから、矯正局としては、被害者担当官が安心して本制度の運用を担える体制づくりを行うとともに、被害者担当官の業務に関する周囲の職員の理解を促進することで、引き続き本制度の円滑な運用に取り組んでいく。

## 第3節 更生保護

### 1 更生保護における被害者等通知制度の実施状況

更生保護における**被害者等通知制度**（第6編第2章第1節5項及び6項参照）において、通知の対象となる被害者等は、有罪裁判確定後の加害者（以下この節において「刑事処分を受けた加害者」という。）に係る通知の場合には、①被害者、②被害者の親族又はこれに準ずる者、③前記①又は②の弁護士である代理人であり、保護処分を受けた加害者に係る通知の場合には、①被害者、②被害者の法定代理人、③被害者が死亡した場合又はその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹、④前記①ないし③から委託を受けた弁護士である。

加害者の確定裁判が拘禁刑であり、その刑の全部について執行猶予の言渡しがなく（刑の全部の執行猶予の言渡しが取り消された場合も含む。）、加害者が少年院送致の場合又は特定保護観察処分少年が少年院に收容された場合、地方更生保護委員会が被害者等に対して通知する事項は、⑦仮釈放審理、少年院からの仮退院審理又は少年院に收容中の特定保護観察処分少年の退院審理（以下この項においてこれらを合わせて「審理」という。）の開始に関する事項（審理を開始した旨、審理開始年月日、審理開始事由等）、⑧審理の結果に関する事項（仮釈放、少年院からの仮退院若しくは少年院に收容中の特定保護観察処分少年の退院を許す旨の決定をした旨又は仮釈放、少年院からの仮退院若しくは少年院に收容中の特定保護観察処分少年の退院が許されないこととなった旨、その年月日等）である。

加害者が保護観察処分少年、少年院仮退院者、仮釈放者又は保護観察付執行猶予者である場合のいずれも（保護観察対象者については、第2編第5章第3節参照）、保護観察所の長が被害者等に対して通知する事項は、⑦保護観察の開始に関する事項（保護観察の開始年月日、保護観察の終了予定年月

日、特別遵守事項の内容、生活行動指針の内容等)、④保護観察中の処遇状況に関する事項(保護観察官及び保護司との接触状況、専門的処遇プログラムの実施状況、生活行動指針として設定されるしよく罪指導プログラムの実施状況等)、⑦保護観察の終了に関する事項(保護観察の終了年月日、保護観察の終了事由等)である。なお、加害者が保護観察処分少年の場合、保護観察所の長は、被害者等に対して、前記⑦ないし⑨のほか、保護観察の再開に関する事項(保護観察の再開年月日等)も通知している。保護観察所の長は、前記④のうち、仮釈放者に係る保護観察を停止する旨の決定等を除き、被害者等から通知希望の申出書を受理した後、適宜の時期に最初の通知を行い、以後、おおむね6か月ごとに通知を行っている。

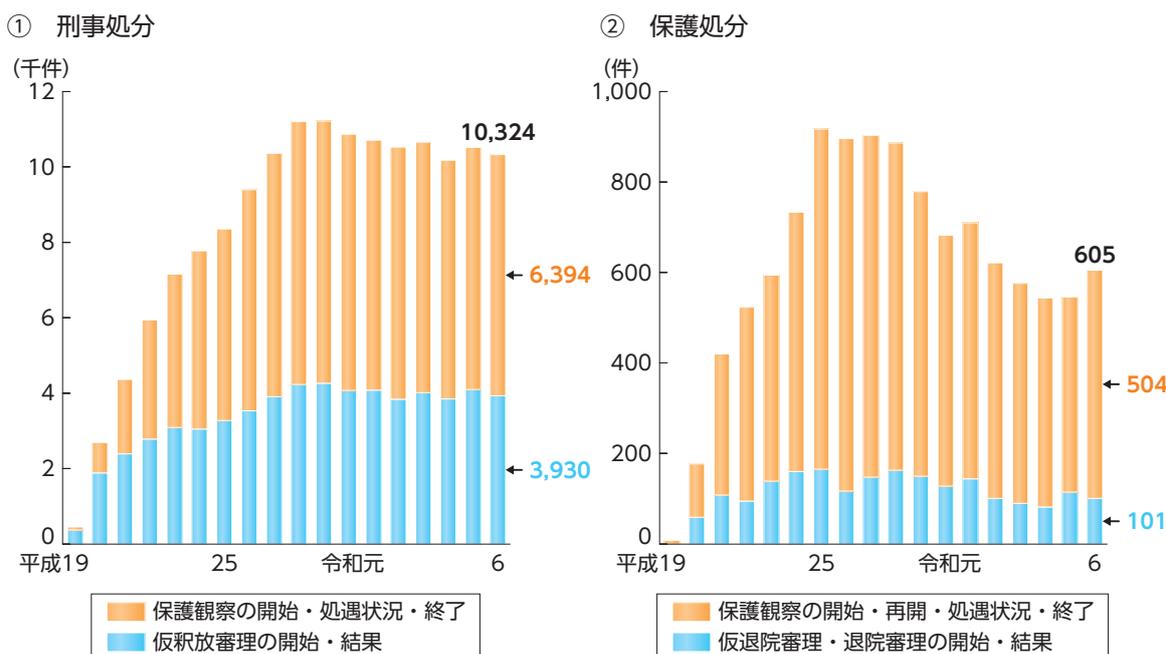
更生保護における被害者等通知制度の実施状況(通知件数)の推移について、刑事処分を受けた加害者と保護処分を受けた加害者の別に見ると、7-3-3-1図のとおりである。

刑事処分を受けた加害者に係る通知件数の総数は、平成29年(1万1,215件)をピークにその後は1万100件台から1万800件台で推移しており、令和6年は1万324件(前年比193件(1.8%)減)であった。このうち、仮釈放審理の開始・結果に関する事項の通知件数は、平成29年(4,261件)をピークにその後は3,800件台から4,000件台で推移しており、令和6年は3,930件(同169件(4.1%)減)であった。保護観察の開始・処遇状況・終了に関する事項の通知件数は、平成28年(6,975件)をピークにその後は6,300件台から6,900件台で推移しており、令和6年は6,394件(同24件(0.4%)減)であった。

保護処分を受けた加害者に関する通知件数の総数は、平成25年(917件)をピークにその後は500件台から900件台で推移しており、令和6年は605件(前年比59件(10.8%)増)であった。このうち、少年院からの仮退院審理・少年院に収容中の特定保護観察処分少年の退院審理の開始・結果に関する事項の通知件数は、平成25年(165件)をピークにその後は80件台から160件台で推移し、令和6年は101件(同14件(12.2%)減)であった。保護観察の開始・再開・処遇状況・終了に関する事項の通知件数は、平成26年(779件)をピークにその後は400件台から700件台で推移しており、令和6年は504件(同73件(16.9%)増)であった。

7-3-3-1図 更生保護における被害者等通知制度の実施状況の推移

(平成19年～令和6年)



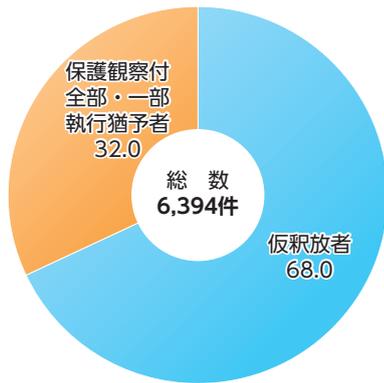
- 注 1 法務省保護局の資料による。  
 2 更生保護における被害者等通知制度が開始された平成19年12月からの通知件数を計上している。  
 3 「仮退院審理・退院審理の開始・結果」は、少年院からの仮退院審理・少年院に収容中の特定保護観察処分少年の退院審理の開始・結果に関する事項をいう。

令和6年における被害者等通知制度の実施状況（保護観察所の長が通知を行ったものに限る。）について、通知件数を加害者の保護観察種別（仮釈放者、保護観察付全部・一部執行猶予者、少年院仮退院者及び保護観察処分少年）に見ると、その構成比は、7-3-3-2図のとおりである。刑事処分を受けた加害者については、仮釈放者が約7割、保護観察付執行猶予者が約3割をそれぞれ占めており、保護処分を受けた加害者については、少年院仮退院者が6割弱、保護観察処分少年が4割強をそれぞれ占めた。

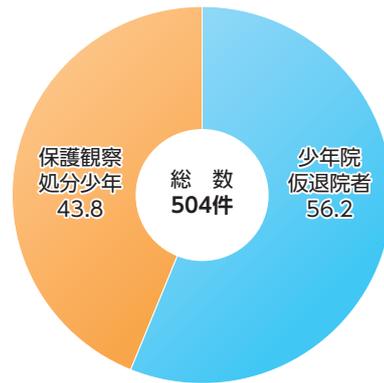
7-3-3-2図 更生保護における被害者等通知制度の実施状況の保護観察種別構成比

(令和6年)

① 刑事処分



② 保護処分



注 1 法務省保護局の資料による。  
2 保護観察所の長が被害者等に通知を行った件数を計上している。

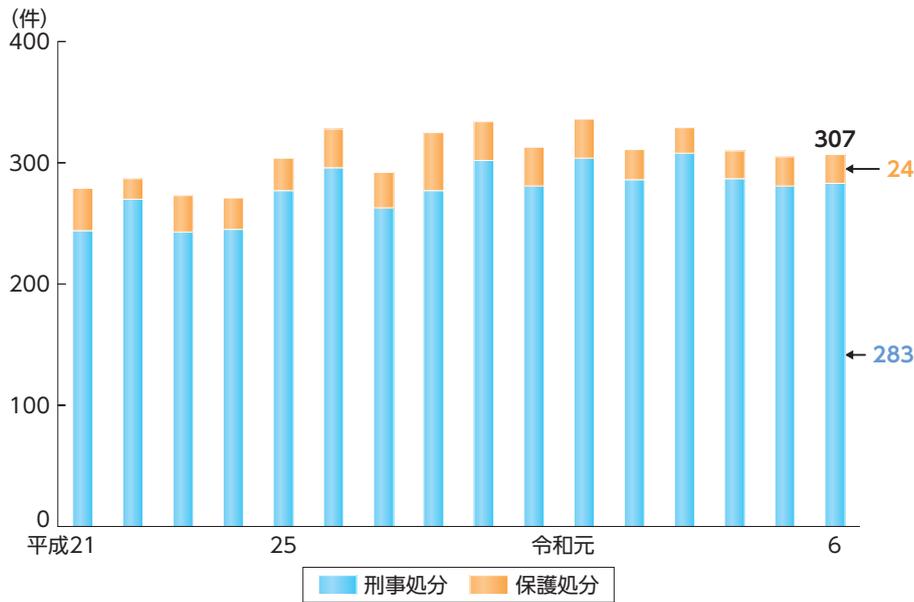
## 2 更生保護における意見等聴取制度の実施状況

更生保護における**意見等聴取制度**（第6編第2章第1節5項及び6項参照）において、地方更生保護委員会に対して意見等の聴取を希望できる被害者等は、①加害者の仮釈放審理、少年院からの仮退院審理又は収容中の特定保護観察処分少年の退院審理の対象となっている犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為により害を被った者（以下この項において「被害者」という。）、②被害者の法定代理人、③被害者が死亡した場合又はその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹である。

更生保護における意見等聴取制度の実施状況（聴取件数）の推移について、刑事処分を受けた加害者と保護処分を受けた加害者の別に見ると、7-3-3-3図のとおりである。聴取件数の総数は、平成20年から24年までは200件台で推移していたが、25年以降はおおむね300件台前半で推移している（CD-ROM参照）。このうち、刑事処分を受けた加害者に関する聴取件数は、21年以降おおむね240～310件で推移している。一方、保護処分を受けた加害者に関する聴取件数は、おおむね20件台から30件台で推移している。

7-3-3-3 更生保護における意見等聴取制度の実施状況の推移

(平成21年～令和6年)



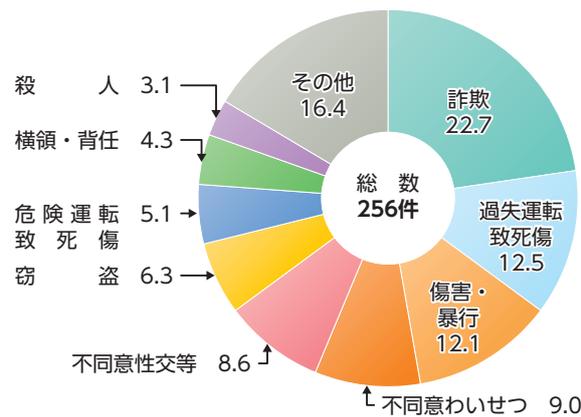
- 注 1 法務省保護局の資料による。
- 注 2 本図は、資料を入手し得た平成21年以降の数値で作成した。
- 注 3 地方更生保護委員会が被害者等から意見等を聴取した件数を計上している。

令和6年における意見等聴取制度の実施状況について、聴取件数を加害者の罪名・非行名別に見ると、その構成比は、7-3-3-4図のとおりである。刑事処分を受けた加害者については、詐欺が全体の2割強を占めて最も高く、次いで、過失運転致死傷(12.5%)、傷害・暴行(12.1%)の順であった。一方、保護処分を受けた加害者については、不同意わいせつが全体の3割強を占めて最も高く、次いで、殺人(16.0%)、不同意性交等(12.0%)の順であった。

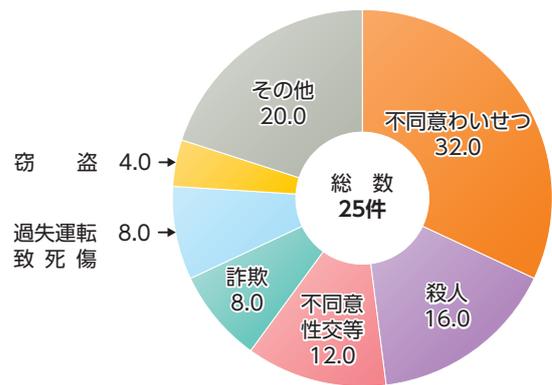
7-3-3-4 更生保護における意見等聴取制度の実施状況の罪名・非行名別構成比

(令和6年)

① 刑事処分



② 保護処分



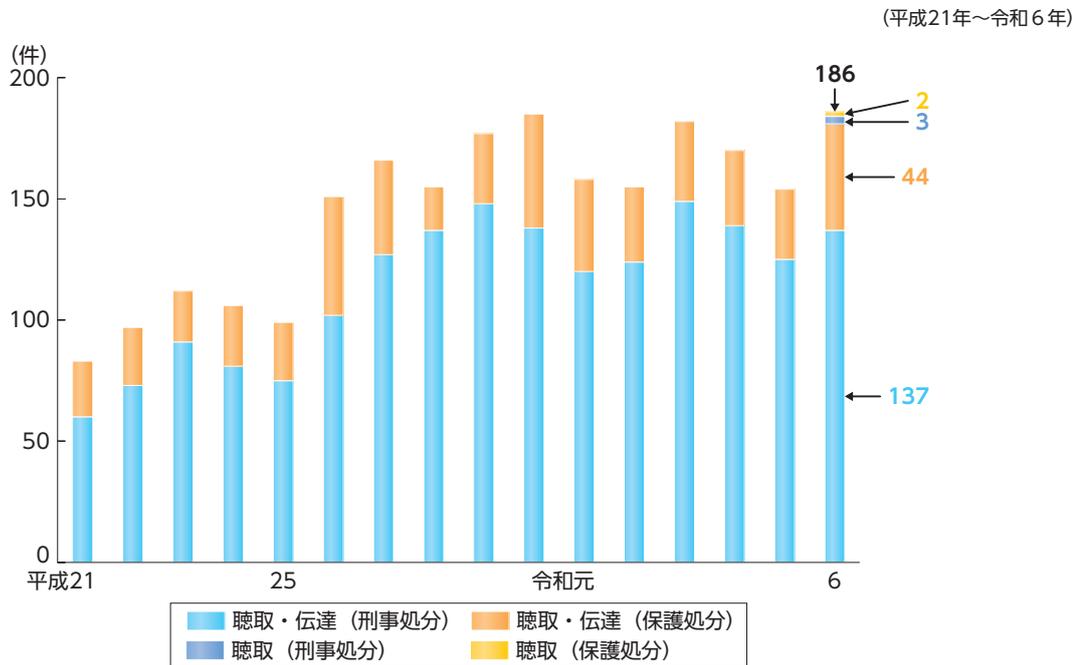
- 注 1 法務省保護局の資料による。
- 注 2 仮釈放、仮退院又は退院審理が終了したもののうち、地方更生保護委員会が被害者等から意見等を聴取した件数を計上している。
- 注 3 「傷害・暴行」は、暴力行為等処罰法違反を含む。
- 注 4 「不同意性交等」は、強盗・不同意性交等を含む。
- 注 5 「危険運転致死傷」は、自動車運転死傷処罰法4条及び6条3項に規定する罪を含む。
- 注 6 「過失運転致死傷」は、自動車運転死傷処罰法5条及び6条4項に規定する罪、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項に規定する罪並びに業務上過失致死傷をいう。

### 3 更生保護における心情等聴取・伝達制度の実施状況

更生保護における**心情等聴取・伝達制度**（第6編第2章第1節5項及び6項参照）において、保護観察所に対して、心情等の聴取・伝達を希望できる被害者等は、①加害者が保護観察に付される理由となった犯罪又は刑罰法令に触れる行為により害を被った者（以下この項において「被害者」という。）、②被害者の法定代理人、③被害者が死亡した場合又はその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹である。

更生保護における心情等聴取・伝達制度の実施状況（聴取・伝達件数等）の推移について、刑事処分を受けた加害者と保護処分を受けた加害者の別に見ると、**7-3-3-5図**のとおりである。心情等聴取・伝達制度は、保護観察所が、被害者等から希望がある場合に、被害者等から被害に関する心情等を聴取して保護観察中の加害者に伝達する従来の「心情等伝達制度」に、加害者への伝達を前提としないで被害者等の心情等を聴取する新たな選択肢を加えて統合した制度（令和5年12月1日施行）である。本図では、新設された、加害者への伝達を前提としないで被害者等から心情等を聴取した件数（以下この項において「聴取件数」という。）と、従来からある、被害者等から聴取した心情等を加害者に伝達した件数（以下この項において「聴取・伝達件数」という。）を、それぞれ計上している。聴取件数及び聴取・伝達件数の総数は、平成26年以降150件台から180件台で推移している。このうち、刑事処分を受けた加害者に関する聴取・伝達件数は、27年以降120件台から140件台で推移している。また、保護処分を受けた加害者に関する聴取・伝達件数は、21年以降10件台から40件台で推移している。なお、聴取件数は、制度が開始した令和5年は0件、6年は、刑事処分を受けた加害者について3件、保護処分を受けた加害者について2件であった。

**7-3-3-5図** 更生保護における心情等聴取・伝達制度の実施状況の推移

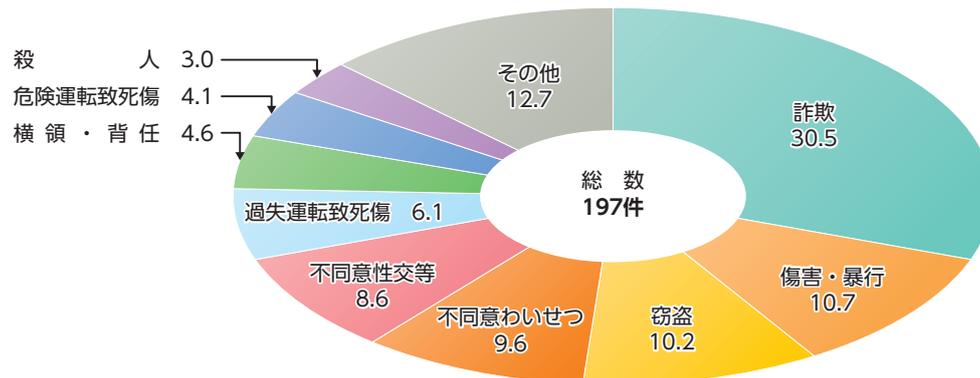


注 1 法務省保護局の資料による。  
 2 本図は、資料を入手し得た平成21年以降の数値で作成した。  
 3 「聴取・伝達（刑事処分）」及び「聴取・伝達（保護処分）」は、保護観察所が被害者等から聴取した心情等を加害者に伝達した件数であり、「聴取（刑事処分）」及び「聴取（保護処分）」は、加害者への伝達を前提としないで被害者等から心情等を聴取した件数（制度が開始された令和5年12月から計上している。）である。

令和6年における心情等聴取・伝達制度の実施状況について、聴取総数（加害者への伝達を前提とするか否かを問わず、保護観察所が被害者等から心情等を聴取した件数をいう。）を加害者の罪名・非行名別に見ると、その構成比は、7-3-3-6図のとおりである。詐欺が全体の約3割を占めて最も高く、次いで、傷害・暴行（10.7%）、窃盗（10.2%）の順であった。なお、本図では、7-3-3-5図と異なり、加害者への伝達を前提とするか否かを問わず被害者等から心情等を聴取した件数を計上している点や、加害者について刑事処分を受けた場合と保護処分を受けた場合に分類していない点に留意が必要である（法務省保護局の資料による。）。

7-3-3-6図 更生保護における心情等聴取・伝達制度の実施状況の罪名・非行名別構成比

（令和6年）



- 注 1 法務省保護局の資料による。  
 2 加害者への伝達を前提とするか否かを問わず、保護観察所が被害者等から心情等を聴取した件数を計上している。  
 3 「傷害・暴行」は、暴力行為等処罰法違反を含む。  
 4 「不同意性交等」は、強盗・不同意性交等を含む。  
 5 「危険運転致死傷」は、自動車運転死傷処罰法4条及び6条3項に規定する罪を含む。  
 6 「過失運転致死傷」は、自動車運転死傷処罰法5条及び6条4項に規定する罪、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項に規定する罪並びに業務上過失致死傷をいう。

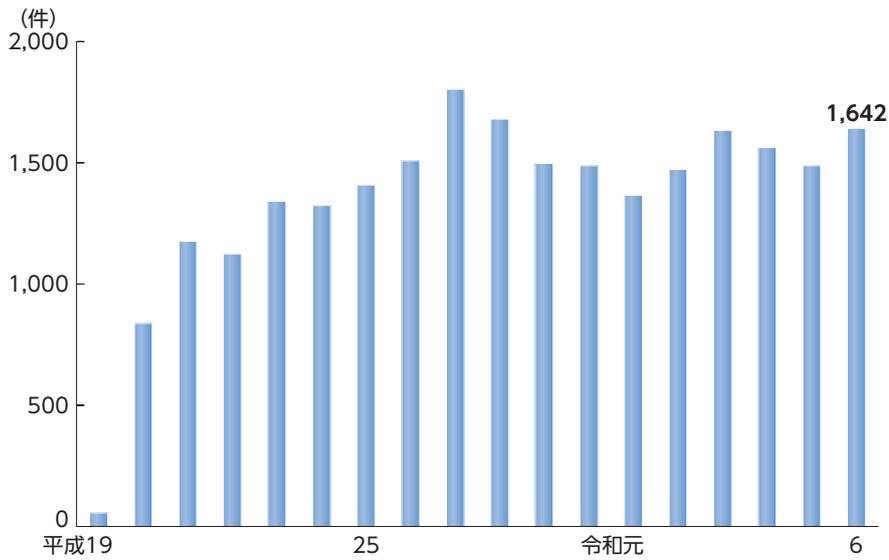
#### 4 更生保護における相談・支援の実施状況

更生保護における**相談・支援**（第6編第2章第1節5項及び6項参照）において、対象となる被害者等は、犯罪又は刑罰法令に触れる行為により害を被った者並びにその親族（民法第725条に定めるものをいう。）及びこれに準ずる者である。

更生保護における相談・支援の実施状況（相談・支援件数）の推移を見ると、7-3-3-7図のとおりである。相談・支援件数は、平成27年（1,803件）をピークにその後は1,300件台から1,600件台で推移している。

7-3-3-7図 更生保護における相談・支援の実施状況の推移

(平成19年～令和6年)

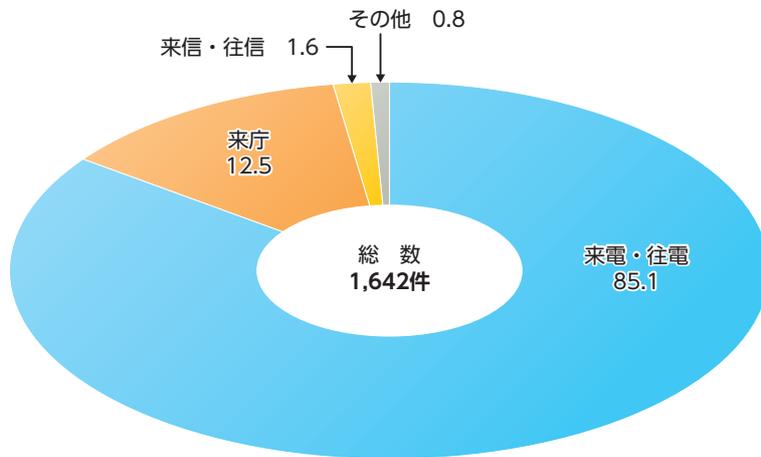


注 1 法務省保護局の資料による。  
 2 更生保護における相談・支援が開始された平成19年12月から計上している。

令和6年における相談・支援の実施状況について、相談・支援件数を実施方法別に見ると、その構成比は、7-3-3-8図のとおりである。来電・往電が8割強を占め、来庁が1割強であった。

7-3-3-8図 更生保護における相談・支援の実施状況の実施方法別構成比

(令和6年)



注 1 法務省保護局の資料による。  
 2 「来信・往信」は、メール、手紙及びファクシミリをいう。  
 3 「その他」は、往訪等である。

法務総合研究所では、令和6年から7年にかけて、①警察に届けられなかった犯罪の種類、件数等を推定すること、②犯罪被害者と被害の実態に関する詳細な情報を入手すること、③犯罪動向に関する経年比較データ（定点観測データ）を収集すること、④治安等に関する国民の意識を明らかにすること、⑤犯罪被害実態に関する情報を関係機関・市民等に提供することを目的として、犯罪被害の実態（暗数）に関する特別調査を実施し、その結果を分析した。

この章においては、本特別調査の内容及び明らかになった事項について紹介する。

## 第1節 調査の概要

### 1 調査の意義

刑事政策として効果的な治安対策を考える場合、その前提として、犯罪の発生状況を正確に把握しておくことが必要不可欠である。そのためには、①警察等の公的機関に認知された犯罪件数を集計する方法と、②一般国民を対象としたアンケート調査等により、警察等に認知されていない犯罪の件数（暗数）を含め、どのような犯罪が、実際どのくらい発生しているかという実態を調べる方法（暗数調査）がある。前記②の暗数調査は、定期的実施することにより、前記①の認知件数との経年比較が可能となる。前記①及び②は、犯罪情勢を知る上で言わば表裏一体のものであり、お互いを相補う形で活用することによって有効な刑事政策を考えることができる。

法務総合研究所は、犯罪被害の国際比較を目的とした国際犯罪被害実態調査の第4回に参加する形で、平成12年（2000年）に第1回の犯罪被害実態（暗数）調査を実施し、以後おおむね4年ごとに、16年（2004年）に第2回調査、20年（2008年）に第3回調査、24年（2012年）に第4回調査、31年（2019年）に第5回調査、そして、令和6年（2024年）に第6回調査を実施した。なお、第5回調査以降は、「安全・安心な社会づくりのための基礎調査」を副題として調査を行った。

各調査は、層化二段無作為抽出法により全国から選んだ16歳以上の男女を調査対象者としている。対象者数は各回で異なり、第1回調査及び第2回調査では3,000人、第3回調査では6,000人、第4回調査では4,000人、第5回調査では6,000人であった。第6回調査では7,000人を対象としていたが、令和6年能登半島地震の被災状況を考慮し、特に甚大な被害を受け調査実施が困難であった石川県を調査対象地域から除外したため、最終的な調査対象者数は6,916人（男女各3,458人）であった。

第1回から第3回、第5回及び第6回調査は、主に訪問調査員による聴き取り方式（本節2項（2）ア参照）によったが、第4回調査では、郵送調査（質問紙を調査対象者に郵送し、回答を記入の上返送してもらう方式）によったところ、他の調査回よりも各質問に対する無回答が多くなっており、調査回別の調査結果を見るに当たっては、この点に留意が必要である。

## 2 調査対象犯罪被害・調査回答者等

### (1) 調査対象犯罪被害

法務総合研究所による犯罪被害実態（暗数）調査においては、調査対象犯罪被害を、世帯犯罪被害、個人犯罪被害、各種詐欺等被害の三つに分類して調査した。7-4-1-1表は、第1回調査から第6回調査における調査対象犯罪被害の被害態様の定義等を一覧表としてまとめたものである。これらの定義等は、国際犯罪被害実態調査の調査項目を参考としたものであるため、我が国の法律上の犯罪類型と必ずしも合致しない点に留意が必要である。

「世帯犯罪被害」は、「あなたや御家族」がその被害に遭ったかという問いで世帯単位での犯罪被害を調査したものであり、第6回調査では、車上盗、自動車損壊、バイク盗、自転車盗、不法侵入及びあおり運転が調査対象である。

「個人犯罪被害」は、「あなた」がその被害に遭ったかという問いで個人単位での犯罪被害を調査したものであり、第6回調査では、強盗等、個人に対する窃盗、暴行・脅迫、インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布、性的な被害、ストーカー行為、DV及び児童虐待が調査対象である（児童虐待は、被害に遭った時期を過去5年間に限定していないため、他の被害態様との比較が困難であることから、本特別調査における分析対象から除く。以下この章において同じ。）。

「各種詐欺等被害」は、第6回調査では、クレジットカード情報詐欺、個人情報の悪用、特殊詐欺及び消費者詐欺が調査対象であり、そのうち、個人情報の悪用については、世帯単位で、それ以外については、個人単位で、それぞれの犯罪被害の有無等を調査した。

第6回調査において、第5回調査から大きく変更した点は、自動車盗、不法侵入未遂及びインターネットオークション詐欺を調査対象から外し、あおり運転及びインターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布を新たに調査対象に加えたことなどである。

7-4-1-1表 調査対象犯罪被害の被害態様一覧

態様	定義等
全 犯 罪 被 害	世帯犯罪被害又は個人犯罪被害に該当する犯罪被害
世 帯 犯 罪 被 害	「あなたや御家族」がその被害に遭ったかという問いで世帯単位での犯罪被害を調査したもの
自 動 車 盗	自家用の自動車（バン、トラック等の貨物車を含む。）の盗難被害
車 上 盗	自動車の中の物又は車の部品の盗難被害
自 動 車 損 壊	自家用の自動車をわざと傷つけられたり、壊されたりした被害
バ イ ク 盗	原付バイクや自動二輪車の盗難被害
自 転 車 盗	自転車（子供用を含む。）の盗難被害
不 法 侵 入	自宅（車庫、物置、倉庫及び別荘を含まない。）に許可なく入り込まれ、お金や物を盗まれたり、盗まれそうになったりした被害
あ お り 運 転	自転車（子供用を含む。）、原付バイク・自動二輪車、自動車運転中のあおり運転被害
個 人 犯 罪 被 害	「あなた」がその被害に遭ったかという問いで個人単位での犯罪被害を調査したもの
強 盗 等	暴行や脅迫を受けて、お金や物を奪われたり、奪われそうになったりした被害（スリを含まず、恐喝及びびったくりを含む（第2回調査を除く。）。）
個 人 対 する 窃 盗	自動車盗、車上盗、バイク盗、自転車盗、不法侵入盗、強盗、恐喝及びびったくり以外の盗難被害（第6回調査は、自動車盗を含み得る。）
暴 行 ・ 脅 迫	本当に恐ろしいと感じるような暴行や脅迫の被害（第1回及び第2回調査は、男性の性暴力被害、第1回から第4回調査は、家庭内暴力（DV）被害を含む。）
インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布	インターネットで誹謗・中傷を受けたり、氏名・住所・電話番号等の個人情報をインターネットの掲示板やSNS等へ書き込まれたりした被害
性的な被害	不同意性交等（未遂）罪又は不同意わいせつ（未遂）罪が成立する可能性がある被害、痴漢、セクハラ（言葉による性的嫌がらせを含まない。）、盗撮、性的な画像を用いた嫌がらせ等の被害（第5回調査以降は、DV及び児童虐待に当たる性的な被害を含まない。）
ストーカー行為	恋愛感情等が満たされないことを理由に、繰り返しつきまとわれたり、執拗に電子メールを送信されたりしたなどの被害
D V	配偶者や恋人等の親密な関係にある（あった）者から振るわれた暴力の被害（身体的なもののほか、精神的なもの、性的なものを含む。）
児 童 虐 待	18歳になるまでの間に受けた保護者による虐待（身体的虐待、性的虐待、養育の放棄・怠慢（ネグレクト）及び心理的虐待をいう。）の被害
各 種 詐 欺 等 被 害	第1回及び第2回調査：消費者詐欺の被害（過去1年間） 第3回調査：クレジットカード情報詐欺、振り込め詐欺、消費者詐欺及びインターネットオークション詐欺のいずれかの被害（過去1年間） 第4回及び第5回調査：クレジットカード情報詐欺、個人情報の悪用、振り込め詐欺、消費者詐欺及びインターネットオークション詐欺のいずれかの被害 第6回調査：クレジットカード情報詐欺、個人情報の悪用、特殊詐欺及び消費者詐欺（インターネットオークション詐欺を含む。）のいずれかの被害
クレジットカード情報詐欺	自分以外の第三者がクレジットカード、デビットカード、電子マネー又はQRコード決済手段等を悪用して買い物をしたり、サービスの提供を受けたりした被害（第3回調査は、過去1年間）
個人情報の悪用	預貯金口座の開設や、携帯電話の契約等のために、第三者が個人情報を悪用して自分や家族になりすましたなどの被害
特殊詐欺（振り込め詐欺）	いわゆる特殊詐欺（オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、還付金詐欺を含む。）と思われる電話やメール、通知等を受けて、実際にお金を支払ったりキャッシュカードを渡したりしたなどの被害（第3回調査は、過去1年間）
消費者詐欺	商品を買ったり、サービスを受けたりした際の詐欺被害（商品やサービスの質や量についてだまされた、代金を支払ったのに商品が届かない、違う商品が届いた、商品を発送したのに代金の支払がないなど、実際に損失があった場合に限る。第6回調査は、インターネットオークション詐欺を含む。）（第1回から第3回調査は、過去1年間）
インターネットオークション詐欺	インターネットオークションにおける詐欺の被害（代金を支払ったのに商品が届かない、違う商品が届いた、商品を発送したのに代金の支払がないなど、実際に損失があった場合に限る。）（第3回調査は、過去1年間）

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 特に断りがない限り、調査実施時から過去5年間の被害をいう。

3 「自動車盗」、「車上盗」、「自動車損壊」、「バイク盗」及び「自転車盗」は、それぞれ、過去5年間における自家用車、バイク及び自転車の保有世帯を対象にしており、「あおり運転」は、過去5年間にそれらを運転する者がいた世帯を対象としている。

4 「性的な被害」は、第1回及び第2回調査は、女性回答者を対象としている。

5 「クレジットカード情報詐欺」は、クレジットカード等の現金以外の支払手段を有する者を対象としている。ただし、第3回調査は、全調査回答者を対象としている。

6 各種詐欺等被害の各被害は個人単位の被害である。ただし、「個人情報の悪用」は、世帯単位の被害であり、「消費者詐欺」は、第4回及び第5回調査では世帯単位の被害、その他の調査では個人単位の被害である。

7 「ストーカー行為」及び「DV」は、第5回調査から調査項目として設けられ、第4回調査以前は「暴行・脅迫」に含まれ得る。

8 「あおり運転」及び「インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布」は、第6回調査から調査項目として設けられ、「自動車盗」は、第6回調査では、調査項目に含まない。

調査対象犯罪被害の有無等に関する質問においては、過去5年間の被害の有無を確認した上、被害に遭ったことがあると回答した人を対象に、調査実施年の前年（第6回調査では令和5年）における被害の有無及び回数を調査し、さらに、各犯罪において、複数回被害に遭った人には、一番最近の被害について、被害場所、被害の態様、被害への対処（捜査機関に対する申告の有無、その理由）等を調査している。また、犯罪被害以外に、犯罪に対する不安と防犯活動等について、調査対象者全員に、その認識や意見等を調査している。

## (2) 第6回調査

### ア 調査の時期・方法等

第6回調査の調査時期は、令和6年1月19日から同年2月29日までであり、調査方法は、調査員が調査対象者宅を訪問し、個別に面接して聴き取り、回答を記入する従前の聴き取り方式に加えて、調査対象者が希望する場合は、インターネットを通じたオンラインの回答も選択可能とした。ただし、性的な被害、ストーカー行為、DV等に関する調査票については、調査対象者のプライバシーに特に配慮する見地より、自計方式（調査対象者が自ら回答を記入する方式）とし、調査員が回収（その場で回収又は後日調査員が再訪問し回収。なお、回収する際は、調査対象者本人が、調査票を封入し、のり付けした上で、調査員に提出）する方法、郵送による方法、オンラインによる方法の中から、調査対象者が選択して提出するものとした。

回収結果は、聴き取り方式による調査の有効回収数（率）が、4,179人（60.4%）、自計方式による調査の有効回収数（率）が、4,103人（59.3%）であった。

### イ 調査回答者の属性等

本特別調査では、調査回答者の属性等である居住地、性別、年齢、就労状況、世帯人数又は住居形態の違い等により、回答を分析した。

居住地については、都市規模別に見ることとし、「政令指定都市・特別区（東京23区）（以下「政令指定都市等」という。）」、「政令指定都市等を除く人口10万人以上の市（以下「人口10万人以上の市」という。）」及び「人口10万人未満の市町村」の3カテゴリーに分けた。

就労状況については、「正社員・自営業者・公務員」又は「パート・アルバイト・派遣社員」に該当した者を「働いている」に、「求職中（失業中）」、「定年退職者、病気療養中など」又は「無職（前記2カテゴリー及び「主婦・主夫」を除く。）」に該当した者を「無職・定年」に、それぞれまとめた（複数回答の場合には、①正社員・自営業者・公務員、②学生、③パート・アルバイト・派遣社員、④主婦・主夫、⑤求職中（失業中）、⑥定年退職者、病気療養中など、⑦無職（④・⑤・⑥以外）の優先順位により、単一の回答となるよう振り分けを行った上で整理した。）。

調査回答者の属性等を、居住地の都市規模別に見たものが、7-4-1-2表である。いずれの都市規模でも、男性及び女性の構成比は、おおむね同じであり、年齢別の構成比では、65歳以上が最も高く3割以上を占め、次いで、50～59歳、40～49歳、30～39歳の順に続き、20歳未満は2%前後であった。また、いずれの都市規模でも、就労状況の構成比では、「働いている」が約6割と最も高く、次いで、「主婦・主夫」及び「無職・定年」が14～17%であり、世帯人数の構成比では、「2人」が最も高く、次いで、「3人」、「4人」の順であった。住居形態の構成比では、政令指定都市では「一戸建て」が約5割、「アパート等」が4割台であったが、人口10万人以上の都市では「一戸建て」が7割台、「アパート等」が2割台、人口10万人未満の市町村では「一戸建て」が約9割、「アパート等」が約1割であった。

7-4-1-2表 調査回答者の属性等

属性	区分	総数	政令指定都市等	人口10万人以上の市	人口10万人未満の市町村
総数		4,179 (100.0)	1,075 (25.7)	1,751 (41.9)	1,353 (32.4)
性別	男	2,019 (48.5)	524 (48.9)	846 (48.6)	649 (48.0)
	女	2,142 (51.5)	547 (51.1)	893 (51.4)	702 (52.0)
年齢	20歳未満	89 (2.1)	24 (2.2)	40 (2.3)	25 (1.8)
	20～29歳	365 (8.7)	102 (9.5)	162 (9.3)	101 (7.5)
	30～39歳	466 (11.2)	131 (12.2)	191 (10.9)	144 (10.6)
	40～49歳	659 (15.8)	176 (16.4)	270 (15.4)	213 (15.7)
	50～59歳	757 (18.1)	203 (18.9)	331 (18.9)	223 (16.5)
	60～64歳	365 (8.7)	99 (9.2)	147 (8.4)	119 (8.8)
	65歳以上	1,478 (35.4)	340 (31.6)	610 (34.8)	528 (39.0)
就労状況	働いている	2,568 (62.2)	689 (64.9)	1,073 (62.3)	806 (60.0)
	主婦・主夫	655 (15.9)	151 (14.2)	279 (16.2)	225 (16.7)
	無職・定年	659 (16.0)	158 (14.9)	272 (15.8)	229 (17.0)
	学生の	189 (4.6)	44 (4.1)	86 (5.0)	59 (4.4)
	その他の	57 (1.4)	19 (1.8)	13 (0.8)	25 (1.9)
世帯人数	1人	500 (12.1)	187 (17.6)	192 (11.1)	121 (9.0)
	2人	1,281 (31.0)	317 (29.8)	527 (30.4)	437 (32.6)
	3人	1,002 (24.2)	250 (23.5)	430 (24.8)	322 (24.0)
	4人	879 (21.3)	228 (21.5)	377 (21.8)	274 (20.4)
	5人以上	473 (11.4)	80 (7.5)	205 (11.8)	188 (14.0)
住居形態	アパート等	1,063 (25.7)	477 (44.8)	428 (24.7)	158 (11.8)
	一戸建て	3,031 (73.2)	555 (52.1)	1,294 (74.8)	1,182 (88.0)
	その他の	45 (1.1)	33 (3.1)	9 (0.5)	3 (0.2)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 各属性等が不詳の者を除く。

3 住居形態の「アパート等」は、アパート・マンション及びテラスハウス・長屋（隣同士が壁でくっ付いている家）をいい、「その他」は、病院、老人ホーム等の公共施設を含む。

4 ( ) 内は、調査回答者総数における構成比である。

## 第2節 調査の結果（第6回調査）

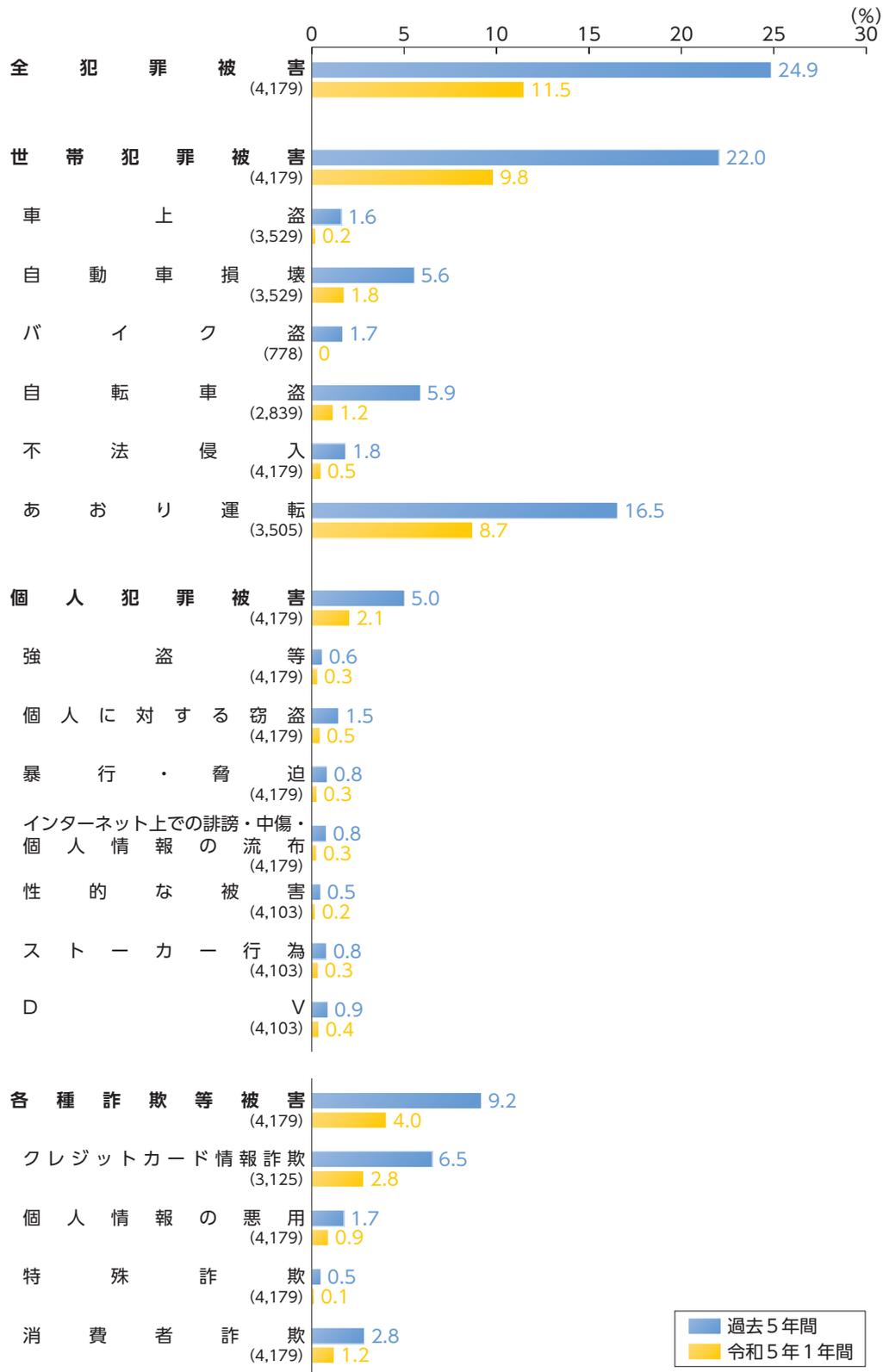
本節では、調査対象である犯罪被害全体の調査結果を示した上で、第6回調査から新たに追加した、あおり運転被害及びインターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布被害の調査結果を示す。

### 1 調査対象犯罪被害の被害率

調査対象とした犯罪被害について、過去5年間（調査実施年の前の5年間及び調査実施年頭から調査実施時点までの期間をいう。以下同じ。）及び令和5年1年間の被害率（「全犯罪被害」、「世帯犯罪被害」、「個人犯罪被害」及び「各種詐欺等被害」では、調査回答者総数に占めるそれぞれに該当する犯罪被害のいずれかに遭った者の比率をいい、各被害態様別では、それぞれの該当者総数に占める犯罪被害に遭った者の比率をいう。以下同じ。）を被害態様別に見ると、7-4-2-1図のとおりである。

「全犯罪被害」の被害率は、過去5年間では24.9%（各種詐欺等被害を加えた場合は30.1%）であり、令和5年1年間では11.5%（同14.6%）であった。各被害態様別の被害率を過去5年間で見ると、「世帯犯罪被害」の中では、「あおり運転」の被害率が最も高く、16%を超えており、次いで、「自転車盗」、「自動車損壊」の被害率も5%を超えていた。「個人犯罪被害」の中では、いずれの被害態様についても、被害率が2%を下回った。「各種詐欺等被害」の中では、「クレジットカード情報詐欺」の被害率が最も高く、6%を超えており、次いで、「消費者詐欺」、「個人情報の悪用」が約2～3%であった。なお、「特殊詐欺」については、同被害の有無のほか、特殊詐欺と思われる電話、メール、通知等を受けたことがあるかについても調査しているが、過去5年間にこうした電話等を受けた人は33.3%に上った（電話等を受けて実際に金銭を支払った被害は、同図の「特殊詐欺」の被害率のとおり）。

7-4-2-1図 被害態様別 過去5年間・令和5年の被害率



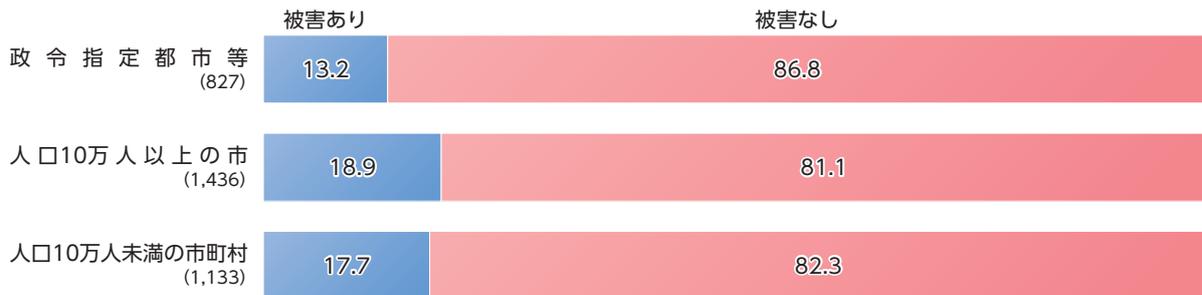
注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 本調査（第6回調査）は、令和6年1月から2月に実施したものである。  
 3 各犯罪被害の範囲は、厳密には我が国における各犯罪の構成要件と一致しない場合がある。  
 4 「全犯罪被害」、「世帯犯罪被害」、「個人犯罪被害」及び「各種詐欺等被害」の被害率は、調査回答者総数に占めるそれぞれに該当する犯罪被害のいずれかに遭った者の比率である。  
 5 各被害態様別の被害率は、それぞれの該当者総数に占める犯罪被害に遭った者の比率である。  
 6 「車上盗」、「自動車損壊」、「バイク盗」及び「自転車盗」は、それぞれ、過去5年間における自家用車、バイク及び自転車の保有世帯に対する比率であり、「あおり運転」は、過去5年間におけるそれらを運転する者がいた世帯に対する比率である。  
 7 「クレジットカード情報詐欺」は、過去5年間におけるクレジットカード、デビットカード、電子マネー及びQRコード決済等の支払手段を持っていた者に対する比率である。  
 8 ( ) 内は、調査回答者総数又は各被害態様別の該当者総数の実人員であり、「分からない」と回答した者及び無回答の者を含む。

## 2 第6回新規調査（あおり運転）

### （1）あおり運転被害の有無

調査回答者（4,179人）のうち自動車等を運転する者がいる世帯の者（3,505人（83.9%））について、過去5年間のあおり運転被害の有無を見ると、「被害あり」は580人（16.5%）であり、これを都市規模別に見ると、7-4-2-2図のとおりである。いずれの都市規模においても、「被害なし」の構成比が8割を超えた。人口10万人以上の市では、他の都市規模よりも「被害あり」の構成比が高く、政令指定都市等では、他の都市規模よりも「被害なし」の構成比が高かった。

7-4-2-2図 あおり運転被害の有無（都市規模別）

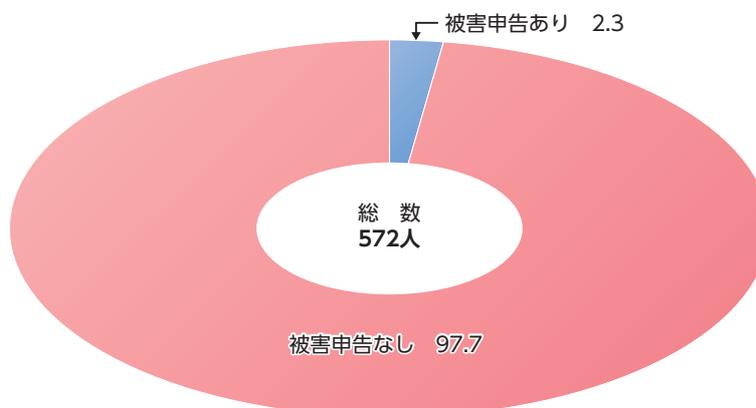


- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 あおり運転被害の有無が不詳の者を除く。  
 3 ( ) 内は実人員である。

### （2）あおり運転被害申告の有無

前記（1）において「被害あり」と回答した者について、捜査機関への被害申告（被害者以外による申告を含む。以下この章において同じ。）の有無を見ると、7-4-2-3図のとおりである。「被害申告あり」の構成比は約2%であり、「被害申告なし」の構成比が約98%を占めた。なお、「被害申告あり」の理由については、「再発を防ぐため」（5人（38.5%））、「助けを求めるため」（4人（30.8%））等に該当があった。「被害申告なし」の理由については、「それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）」が最も多く（424人（75.8%））、次いで、「捜査機関は何もできない（証拠がない）」（72人（12.9%））、「捜査機関は何もしてくれない」（44人（7.9%））の順であった。

7-4-2-3図 あおり運転被害申告の有無



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 あおり運転被害があると回答した者に限る。  
 3 あおり運転被害申告の有無が不詳の者を除く。

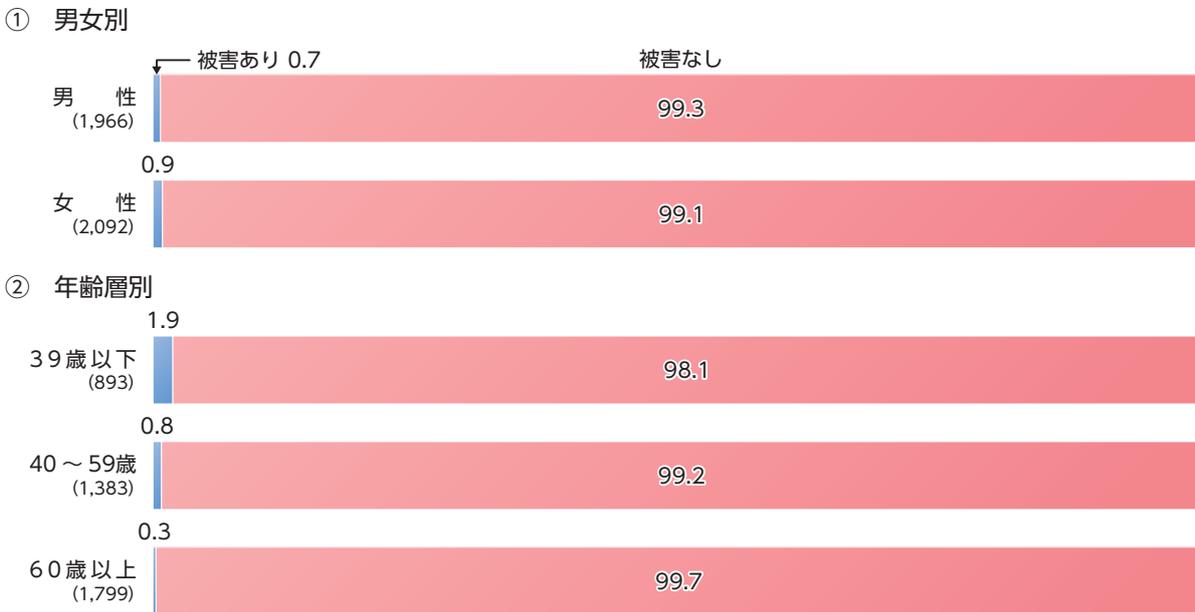
### 3 第6回新規調査 (インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布)

#### (1) インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布被害の有無

過去5年間に、インターネット上で誹謗・中傷・個人情報の流布被害を受けた者は、33人(0.8%)であった。一番最近の被害の内容は、「誰でも見られるサイト・アプリで誹謗・中傷を受けた」が22人(66.7%)、「誰でも見られるサイト・アプリに個人情報を載せられた」が6人(18.2%)、「特定のグループの人が見られるサイト・アプリで誹謗・中傷を受けた」が2人(6.1%)、「特定のグループの人が見られるサイト・アプリに個人情報を載せられた」、「他の人からは見られないメール・メッセージなどで誹謗・中傷を受けた」及び「分からない」が各1人(3.0%)であった。

過去5年間の被害の有無について、男女別及び年齢層別に見ると、7-4-2-4図のとおりである。「被害あり」の構成比は、男女別では、いずれも1%未満であった。年齢層別では、39歳以下(1.9%)、40～59歳(0.8%)、60歳以上(0.3%)の順であり、年齢層が高い方が「被害あり」の構成比が低くなる傾向が見られた。

7-4-2-4図 インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布被害の有無

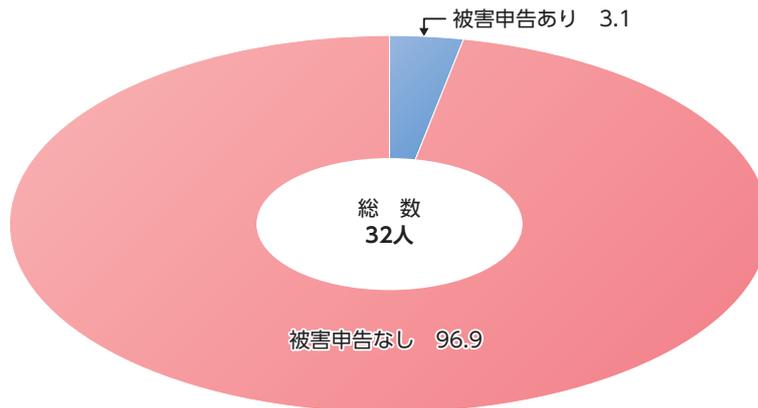


注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布被害の有無が不詳の者を除く。  
 3 ①について、性別が不詳の者を除く。  
 4 ( )内は、実人員である。

#### (2) インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布被害申告の有無

前記(1)において「被害あり」と回答した者について、捜査機関への被害申告の有無を見ると、7-4-2-5図のとおりであり、「被害申告なし」の構成比が約97%を占めた。なお、「被害申告あり」の理由は、「犯罪は捜査機関に届けるべきだから」であった(1人(100%))。「被害申告なし」の理由については、「それほど重大ではない(損失がない、大したことではない)」が最も多く(15人(48.4%))、次いで、「捜査機関には向かない問題だった(捜査機関は必要ない)」(6人(19.4%))、「捜査機関は何もしてくれない」(5人(16.1%))の順であった。

## 7-4-2-5図 インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布被害申告の有無



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布被害があると回答した者に限る。  
 3 インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布被害申告の有無が不詳の者を除く。

## 第3節 調査の結果（過去の調査との比較）

## 1 過去5年間の被害率・被害申告率

## (1) 被害態様別過去5年間の被害率

過去5年間における被害態様別の被害率を第1回調査から第6回調査までの調査回別に見ると、7-4-3-1図のとおりである。なお、本図を見るに当たっては、「ストーカー行為」及び「DV」は、第5回調査から調査項目として設けられたものであり、第4回調査以前は、「暴行・脅迫」に含まれ得ること及び「各種詐欺等被害」では、第3回調査までは過去1年間の被害を、第4回調査以降は過去5年間の被害をいい、調査回ごとに定義が異なること（7-4-1-1表参照）に留意が必要である。

「車上盗」の被害率は、第1回調査から第4回調査までは5～7%台で推移していたが、第5回調査では2%台に低下し、第6回調査では1%台であった。

「自動車損壊」の被害率は、第1回調査では10%台後半であったが、その後、低下が続き、第6回調査では約6%であった。

「バイク盗」の被害率は、第1回調査では12%強であったが、その後、低下傾向にあり、第6回調査では2%を下回った。

「自転車盗」の被害率は、第1回調査では20%台後半であったが、その後、低下傾向にあり、第6回調査では約6%であった。

「不法侵入」の被害率は、第1回調査から第4回調査までは3～4%台で推移していたが、第5回調査では2%台に低下し、第6回調査では1%台であった。

「強盗等」の被害率は、いずれの調査回においても、1%を下回った。

「個人に対する窃盗」の被害率は、第4回調査では4%強であったが、その他の調査回においては2%前後で推移している。

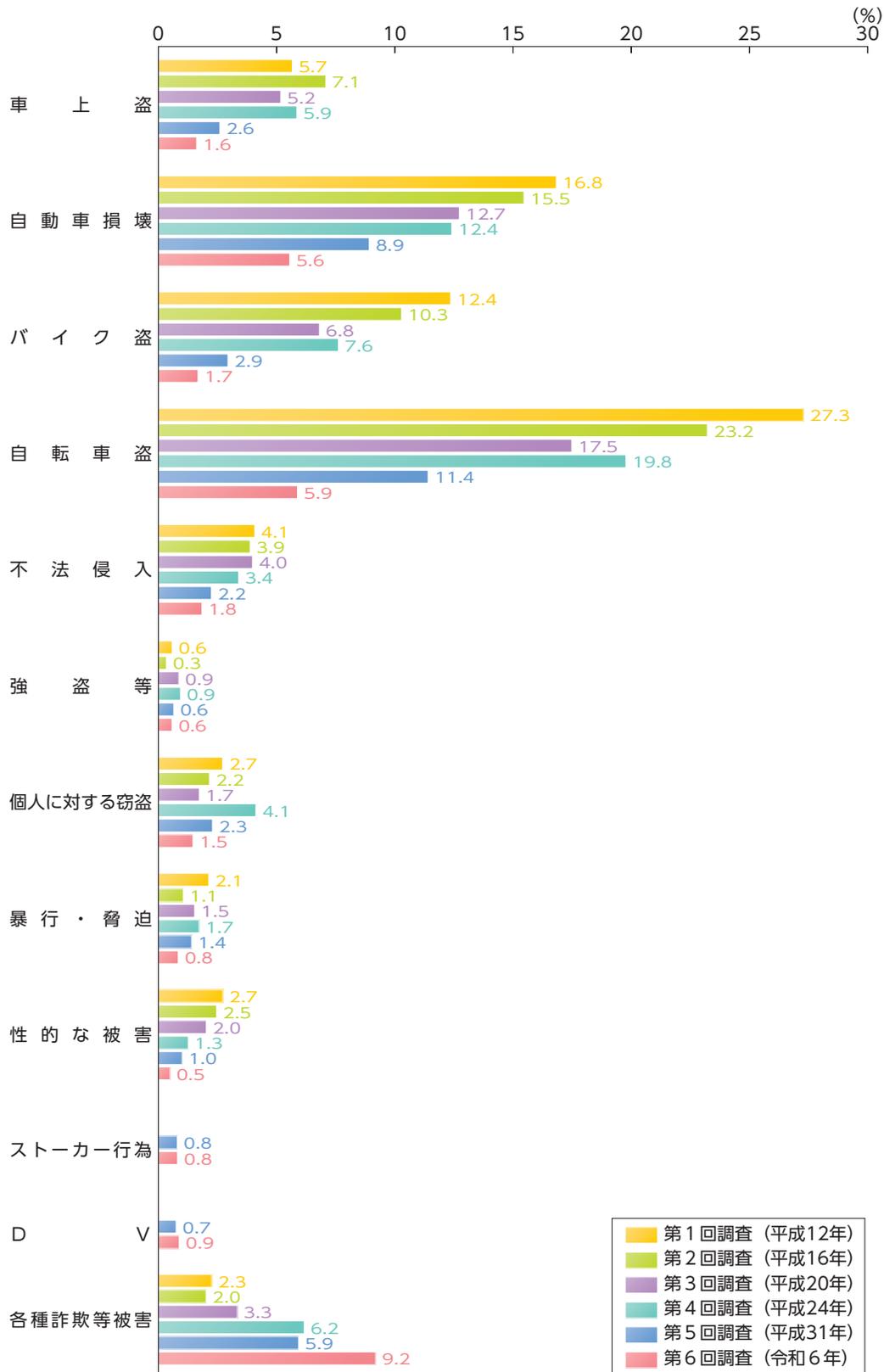
「暴行・脅迫」の被害率は、おおむね1～2%前後で推移している。

「性的な被害」の被害率は、第1回調査では2%台後半であったが、その後低下が続き、第6回調査では1%を下回った。

「ストーカー行為」及び「DV」の各被害率については、第5回調査及び第6回調査のいずれにおいても、1%をやや下回った。

「各種詐欺等被害」の被害率は、第1回調査から第3回調査まで2～3%台で推移していたが、第4回調査及び第5回調査では約6%、第6回調査では約9%であった。

7-4-3-1図 被害態様別 過去5年間の被害率（調査回別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 各犯罪被害の範囲は、厳密には我が国における各犯罪の構成要件と一致しない場合がある。  
 3 第1回調査は平成12年2月、第2回調査は16年2月、第3回調査は20年1月から3月、第4回調査は24年1月、第5回調査は31年1月から2月、第6回調査は令和6年1月から2月に実施した調査である。  
 4 「車上盗」、「自動車損壊」、「バイク盗」及び「自転車盗」は、それぞれ、過去5年間における自家用車、バイク及び自転車の保有世帯に対する比率である。  
 5 「性的な被害」は、第1回及び第2回調査は、女性回答者に対する比率である。  
 6 「ストーカー行為」及び「DV」は、第5回調査から調査項目として設けられ、第4回調査以前は、「暴行・脅迫」に含まれる。  
 7 「各種詐欺等被害」は、第3回調査までは過去1年間の被害を、第4回調査以降は過去5年間の被害をいい、調査回ごとに定義が異なる。

## （2）都市規模別主な被害の過去5年間の被害率

前記（1）で取り上げた被害態様のうち、窃盗（乗り物関係）、自動車損壊、暴行・脅迫、性的な被害、ストーカー行為、DV及び各種詐欺等被害について、調査回別の変化を見るため、過去5年間の被害率について、都市規模別で第1回調査から第6回調査までの調査回別に表したものが、**7-4-3-2**図である。なお、本図を見るに当たっては、「窃盗（乗り物関係）」は、自動車、バイク又は自転車のいずれかを保有する世帯における車上盗、自動車盗、バイク盗又は自転車盗のいずれかの被害に遭った者の比率であるが、第6回調査では自動車盗が除かれていること及び第3回調査では、「人口10万人以上の市」は「人口10万人を超える市」、「人口10万人未満の市町村」は「人口10万人以下の市町村」を示していることに留意が必要である。

「窃盗（乗り物関係）」の被害率は、いずれの都市規模においても、第3回調査から第4回調査にかけては上昇したものの、全体的には低下傾向にあり、第1回調査では2～3割程度であったが、第6回調査では1割未満であった。また、第1回調査から第3回調査、第5回調査及び第6回調査において、政令指定都市等の被害率は、他の都市規模と比べて高く、人口10万人未満の市町村の被害率は、他の都市規模と比べて低い傾向が見られた。

「自動車損壊」の被害率は、第1回調査以降、いずれの都市規模においても低下傾向にあり、第1回調査では10%台後半であったが、第6回調査では5%前後であった。被害率につき、都市規模別の傾向の差は見られなかった。

「暴行・脅迫」の被害率は、いずれの調査回、都市規模においても3%未満であり、都市規模別の傾向の差は見られなかった。

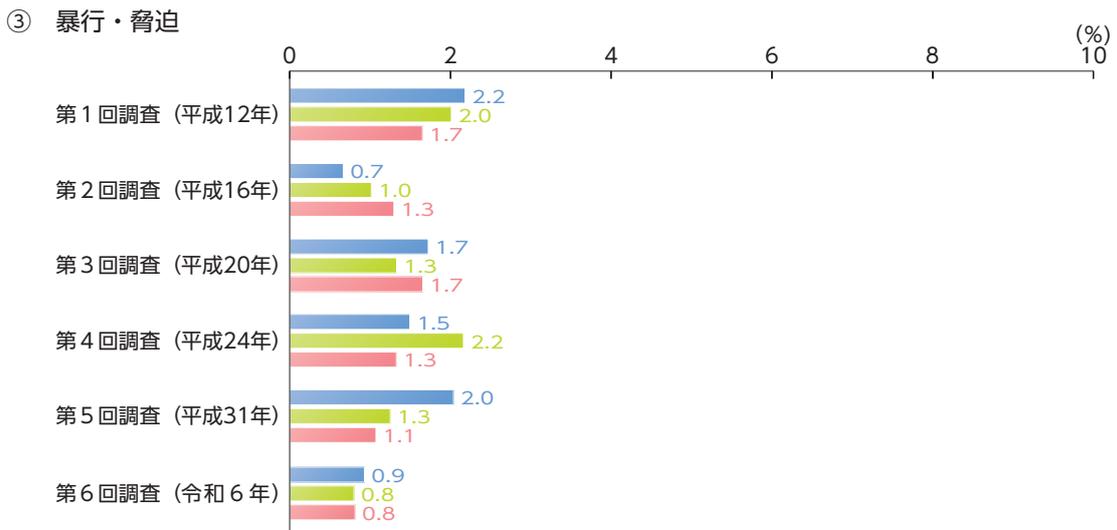
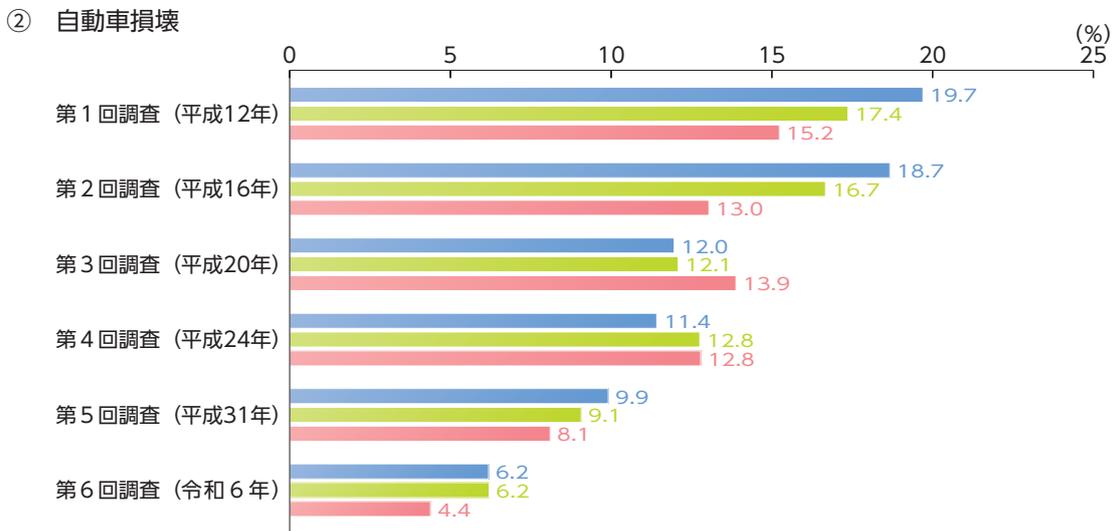
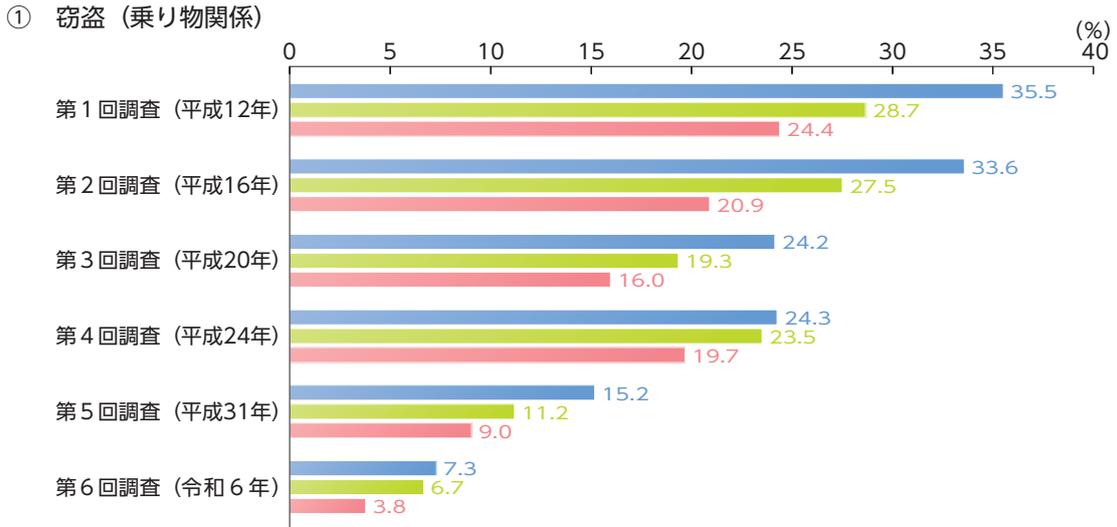
「性的な被害」の被害率は、第1回調査以降、いずれの都市規模においても、おおむね低下傾向にあり、第1回調査では1～3%台であったが、第6回調査では1%未満であった。被害率につき、都市規模別の傾向の差は見られなかった。

「ストーカー行為」の被害率は、いずれの調査回、都市規模においても2%未満であった。第5回調査において、政令指定都市等の被害率は、他の都市規模と比べて高く、人口10万人以上の市の被害率は、他の都市規模と比べて低い傾向が見られた。

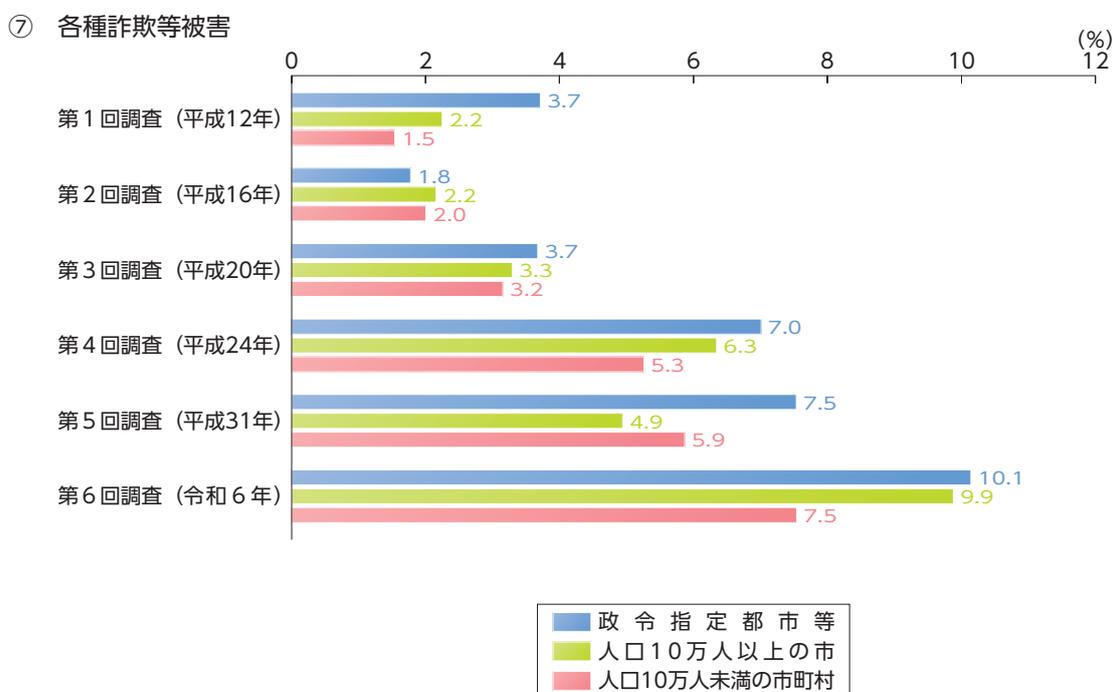
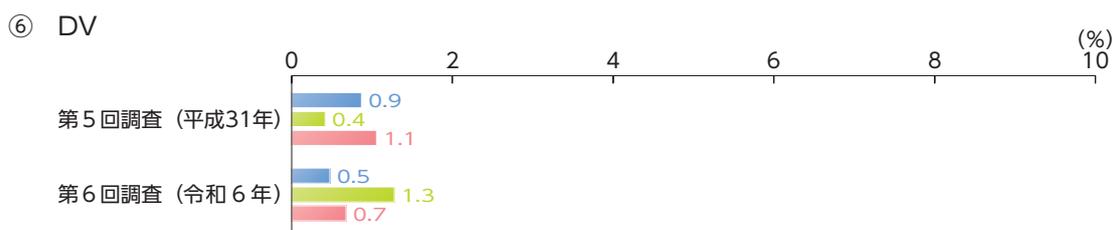
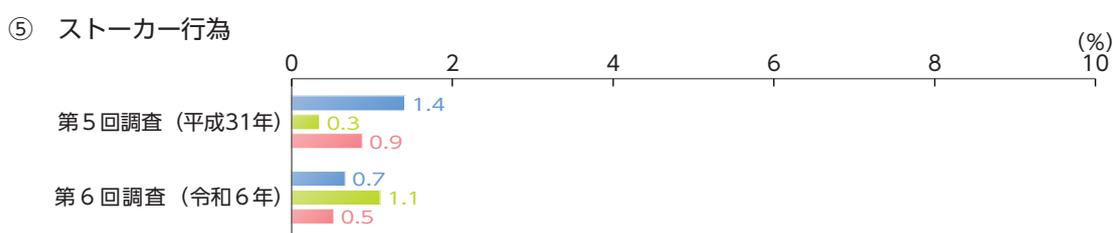
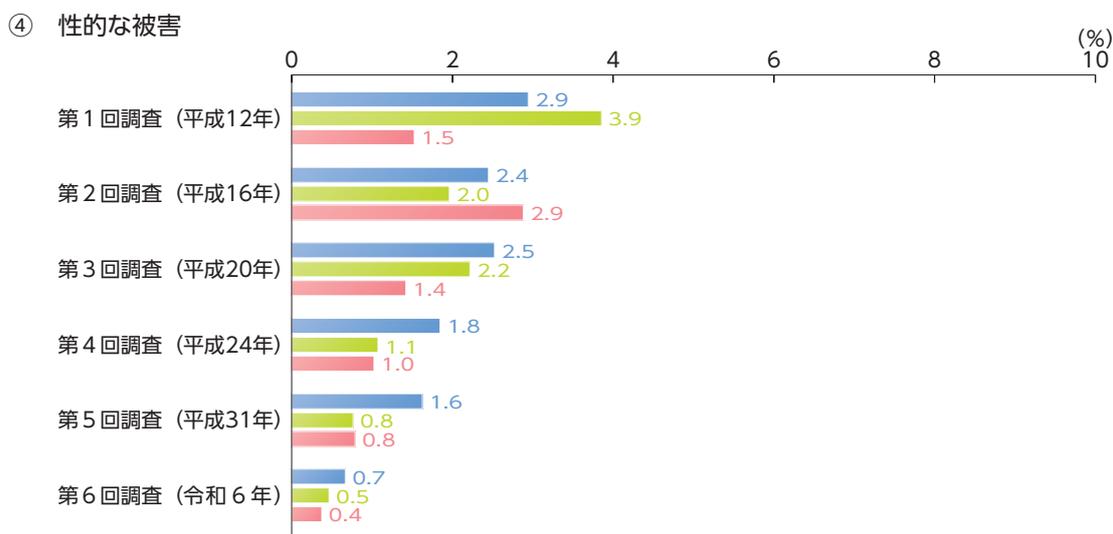
「DV」の被害率は、いずれの調査回、都市規模においても、2%未満であった。被害率につき、都市規模別の傾向の差は見られなかった。

「各種詐欺等被害」の被害率は、いずれの都市規模においても、第2回調査以降上昇傾向にあり、第2回調査では2%前後であったが、第6回調査では7～10%程度であった。第1回調査及び第5回調査では、政令指定都市等の被害率が、他の都市規模と比べて高く、第5回調査では、人口10万人以上の市の被害率が、第6回調査では、人口10万人未満の市町村の被害率が、他の都市規模に比べて低い傾向が見られた。

7-4-3-2図 都市規模別 主な被害の過去5年間の被害率（調査回別）



■ 政令指定都市等  
 ■ 人口10万人以上の市  
 ■ 人口10万人未満の市町村



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 7-4-3-1図の脚注2、3、5ないし7に同じ。  
 3 第3回調査において「人口10万人以上の市」は「人口10万人を超える市」、「人口10万人未満の市町村」は「人口10万人以下の市町村」を示す。  
 4 ①について、「窃盗（乗り物関係）」は、自動車、バイク又は自転車のいずれかを保有する世帯における車上盗、自動車盗、バイク盗又は自転車盗のいずれかの被害に遭った者の比率である。ただし、第6回調査は、自動車盗を除く。  
 5 ②について、「自動車損壊」は、過去5年間における自動車を保有する世帯に対する比率である。

### (3) 被害態様別過去5年間の被害申告率

被害態様別に過去5年間における被害申告率を第1回調査から第6回調査までの調査回別に見ると、7-4-3-3図のとおりである。

「車上盗」の被害申告率は、第1回調査では約4割であったが、第2回調査及び第3回調査では6割を超え、第4回調査以降は5割台で推移している。

「自動車損壊」の被害申告率は、第1回調査から第5回調査まで2割台前半にとどまりながら徐々に上昇していたが、第6回調査では2割をわずかに下回った。

「バイク盗」の被害申告率は、第1回調査から第3回調査までは7割台で推移し、第4回調査では約6割まで低下したが、第5回調査では約7割、第6回調査では約9割まで上昇した。

「自転車盗」の被害申告率は、第1回調査では3割台、第2回調査から第4回調査では4割台、第5回調査及び第6回調査では5割台であった。

「不法侵入」の被害申告率は、第1回調査から第3回調査までは6割台であったが、第4回調査以降は4割台で推移している。

「強盗等」の被害申告率は、第1回調査及び第2回調査では3割前後であったが、第3回調査では6割台まで上昇し、第4回調査以降は4割台で推移している。

「個人に対する窃盗」の被害申告率は、3～4割台で上昇・低下を繰り返している。

「暴行・脅迫」の被害申告率は、第1回調査では約2割であったが、第2回調査では5割にまで上昇し、第3回調査では3割台、第4回調査では約2割となり、第5回調査では再び上昇して4割台、第6回調査では再び低下して2割台であった。

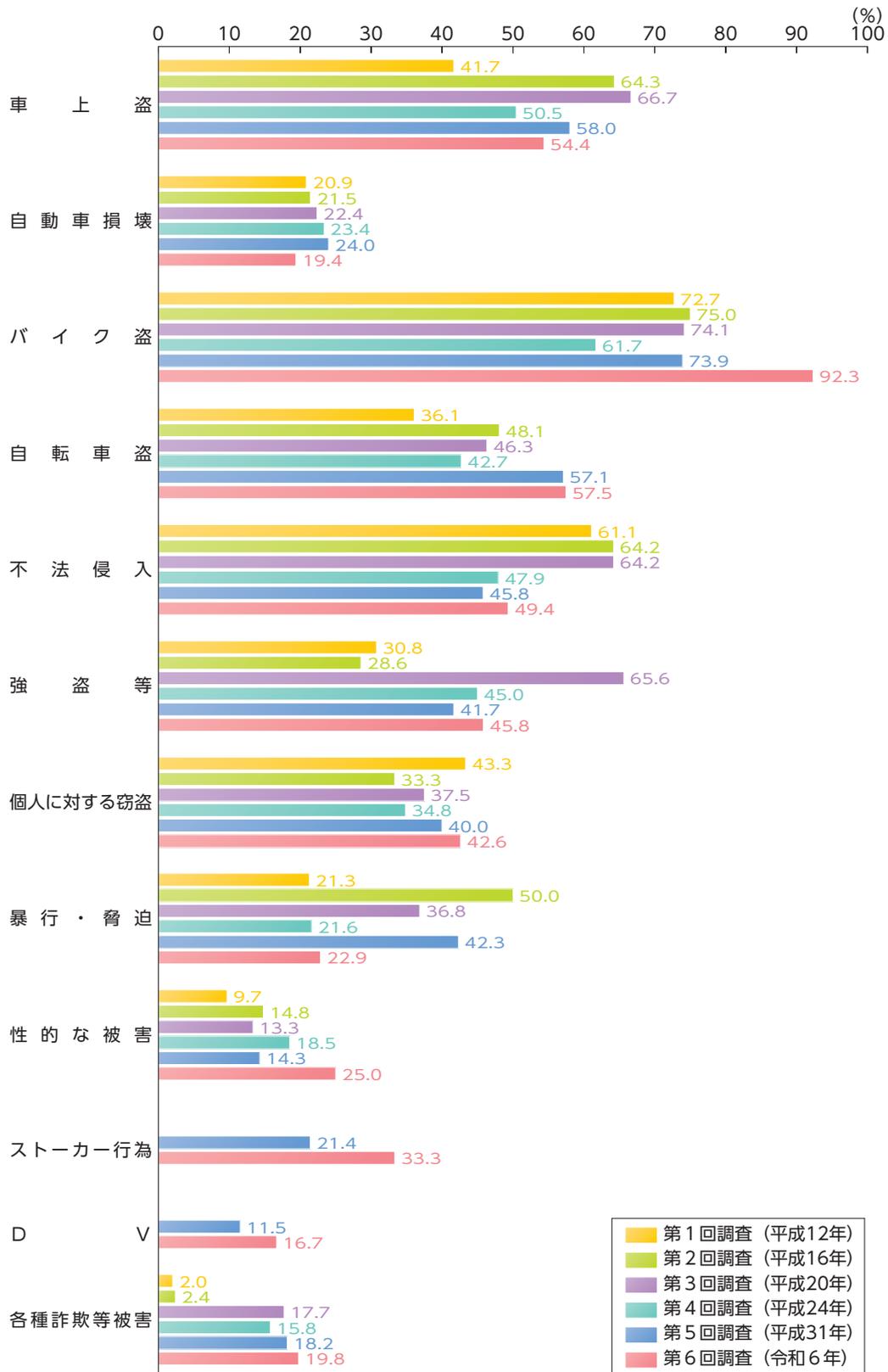
「性的な被害」の被害申告率は、第1回調査では1割弱であったが、第2回調査から第5回調査ではおおむね1割台前半で推移し、第6回調査では2割台半ばまで上昇した。

「ストーカー行為」の被害申告率は、第5回調査では約2割であったが、第6回調査では3割台前半であった。

「DV」の被害申告率は、第5回調査では約1割であったが、第6回調査では1割台半ばとなった。

「各種詐欺等被害」の被害申告率は、第1回調査及び第2回調査では約2%であったが、第3回調査以降は1割台後半で推移している。

7-4-3-3図 被害態様別 過去5年間の被害申告率（調査回別）



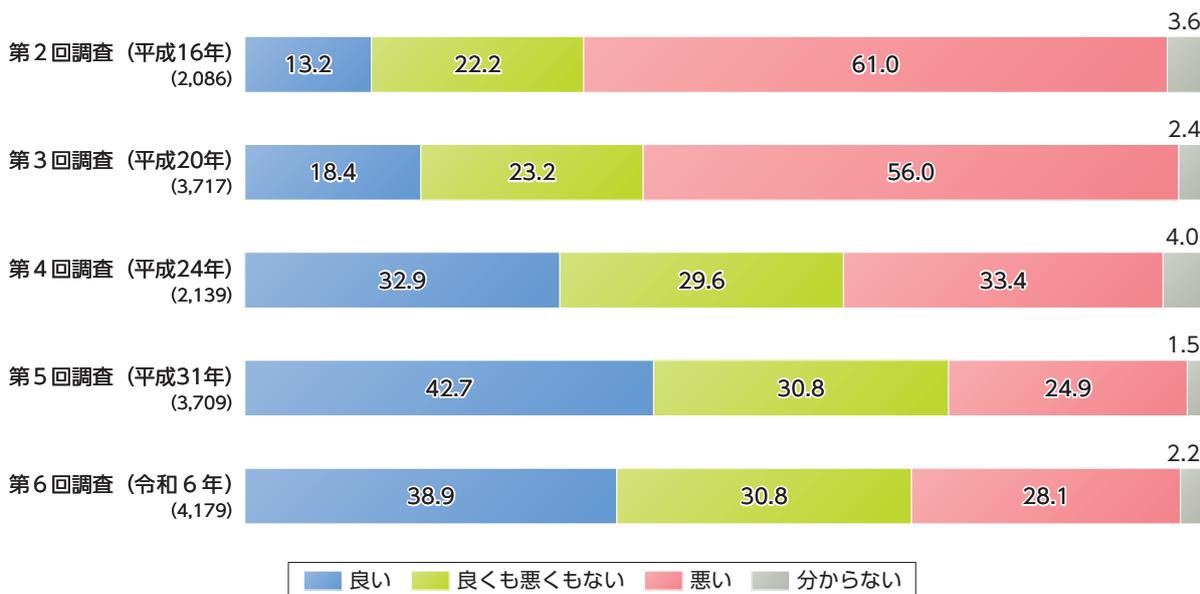
- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 7-4-3-1図の脚注2ないし7に同じ。  
 3 各犯罪被害に遭った者のうち、捜査機関に被害を届け出た者の構成比である。  
 4 複数回被害に遭っている場合は、一番最近の被害について計上している。

## 2 治安に関する認識

法務総合研究所の犯罪被害実態（暗数）調査では、第2回調査以降、犯罪被害以外に、犯罪に対する不安、治安に関する認識等の項目についても調査している。ここでは、その中から、調査対象者が有する現在の我が国の治安に対する認識についての調査結果を取り上げることとし、第2回調査から第6回調査までの調査回別に見ると、7-4-3-4図のとおりである。

我が国の治安に関する認識について、第5回調査までは、「良い」とする人の構成比が一貫して上昇し、「悪い」とする人の構成比が一貫して低下していたが、第6回調査では「良い」とする人の構成比が低下し、「悪い」とする人の構成比が上昇した。

7-4-3-4図 現在の我が国の治安に関する認識（調査回別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 我が国の治安に関する認識は、第1回調査においては、質問項目に設けられていない。  
 3 「良い」は、「とても良い」及び「まあまあ良い」を合計した構成比であり、「悪い」は、「やや悪い」及び「とても悪い」を合計した構成比である。  
 4 我が国の治安に関する認識について無回答の者を除く。  
 5 ( ) 内は、回答者総数の実人員である。

## 第4節 調査の結果（被害不申告の理由）

実際に発生した犯罪被害件数から認知件数を差し引いたものが犯罪被害の暗数であり、この暗数の存在が犯罪被害の実態把握を困難にしている。そのため、犯罪被害実態（暗数）調査においては、警察等の捜査機関に申告されなかった犯罪被害（暗数）について調査対象とし、犯罪被害の実態を明らかにしようとしている。さらに、同調査では、暗数が発生する要因を探るため、犯罪被害について調査対象者が捜査機関に被害申告をした理由及び被害申告をしなかった理由をそれぞれ調査しており、ここでは、前記第3節1項（2）で取り上げた主な被害について、調査対象者が被害申告をしなかった理由（被害不申告の理由）についての調査結果を見る。

捜査機関へ被害申告をしなかった理由について、被害態様別に、第5回調査及び第6回調査の結果を見ると、7-4-4-1図のとおりである。

各種詐欺等被害における「クレジットカード情報詐欺」では、「カード会社に知らせた」の該当率が約7～9割と大半を占め、突出して高かった。

「自動車損壊」では、「それほど重大ではない」の該当率が第5回調査では6割強、第6回調査では5割台と、いずれも過半数を占め、次いで「捜査機関の関与不可又は不要」の該当率が2～3割台で

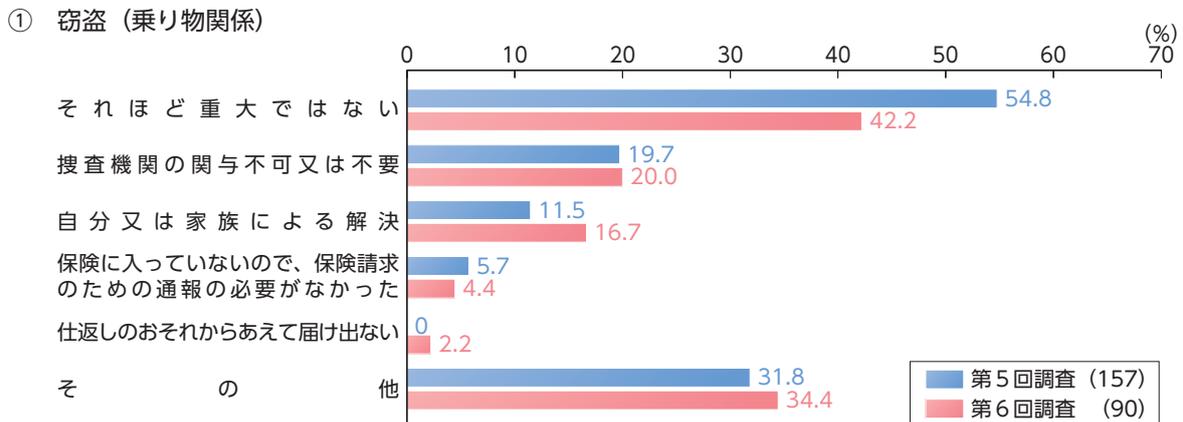
高かった。

「ストーカー行為」及び「DV」では、「自分又は家族による解決」の該当率が高く、第6回調査においては、「ストーカー行為」では6割、「DV」では過半数を占めた。また、いずれの被害態様でも、「それほど重大ではない」の該当率及び「捜査機関の関与不可又は不要」の該当率が1割台半ばから約3割であった。一方、「DV」では、「加害者の処罰を望まなかった」の該当率及び「どうしたらよいか分からなかった」の該当率が1割台半ばから3割台半ばであり、第5回調査では、いずれの該当率も3割を超えたが、「ストーカー行為」では、「加害者の処罰を望まなかった」の該当率及び「どうしたらよいか分からなかった」の該当率は0～2割台半ばであり、第5回調査では、「DV」における「加害者の処罰を望まなかった」の該当率が、「ストーカー行為」のそれを30pt以上上回った。

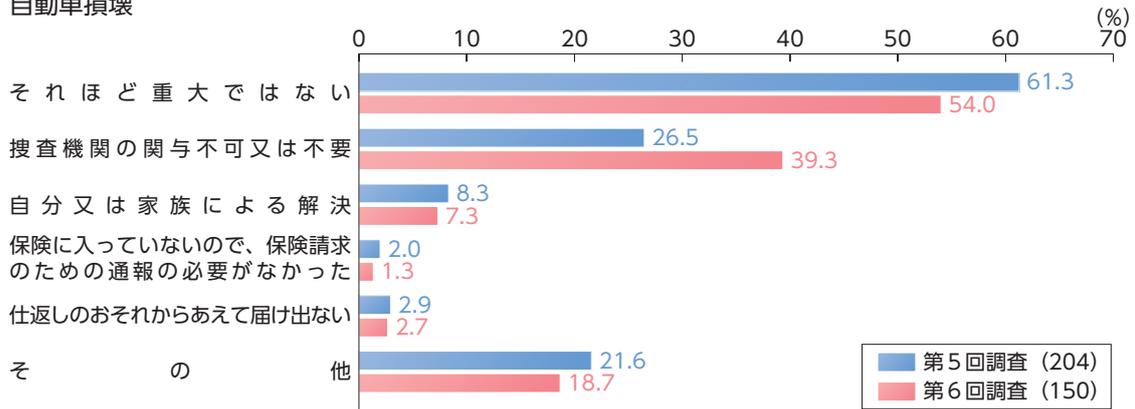
「窃盗（乗り物関係）」及び各種詐欺等被害における「その他の詐欺被害」における「それほど重大ではない」の該当率は、半数前後を占め、いずれの被害態様においても、「捜査機関の関与不可又は不要」の該当率及び「自分又は家族による解決」の該当率が1～2割台で続いた。

「暴行・脅迫」及び「性的な被害」では、いずれの調査回でも、特定の被害不申告理由の該当率が過半数を占めることはなく、複数の理由に分散する傾向が見られた。「暴行・脅迫」では、「それほど重大ではない」の該当率が3～4割台であり、「捜査機関の関与不可又は不要」の該当率及び「自分又は家族による解決」の該当率が2～3割台、「仕返しのおそれからあえて届け出ない」の該当率が1～2割台で続いた。「性的な被害」でも、「暴行・脅迫」同様に、「それほど重大ではない」の該当率が3～4割台であったが、そのほかに3割に達した被害不申告の理由はなかった。「性的な被害」における「どうしたらよいか分からなかった」の該当率は、第5回調査及び第6回調査のいずれにおいても2割台であった。「性的な被害」では、「捜査機関の関与不可又は不要」の該当率が約2割、「自分で解決した（加害者を知っていた）」の該当率が1～2割台であった。「被害に遭ったことを知られたくなかった」の該当率も1～2割台であった。

#### 7-4-4-1図 被害態様別 被害不申告の理由



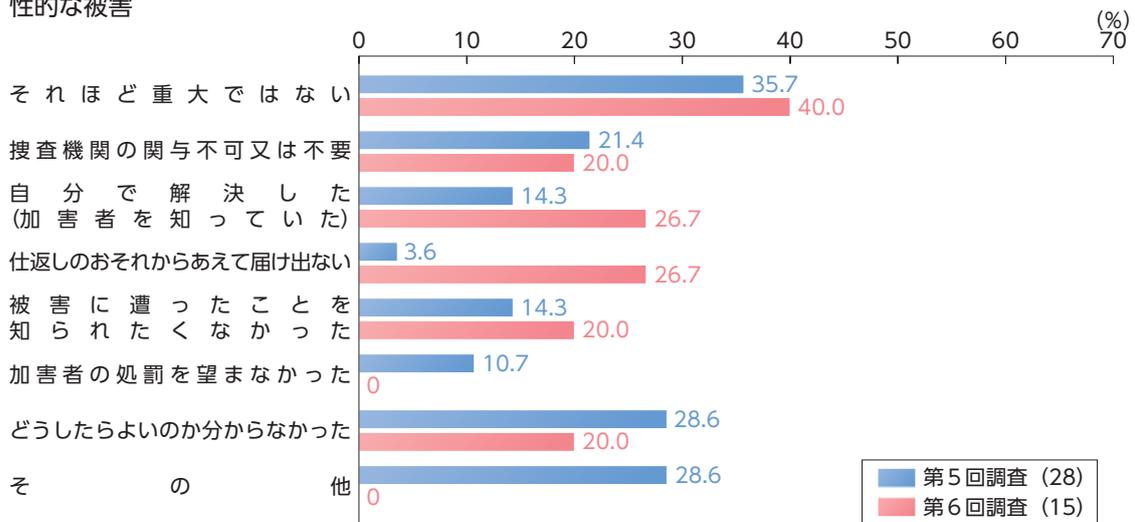
② 自動車損壊



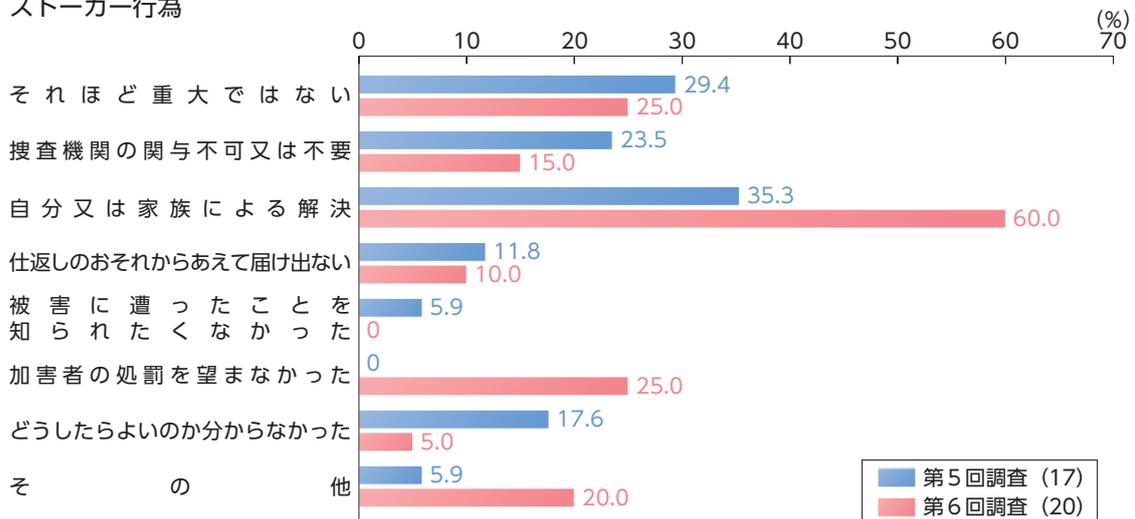
③ 暴行・脅迫



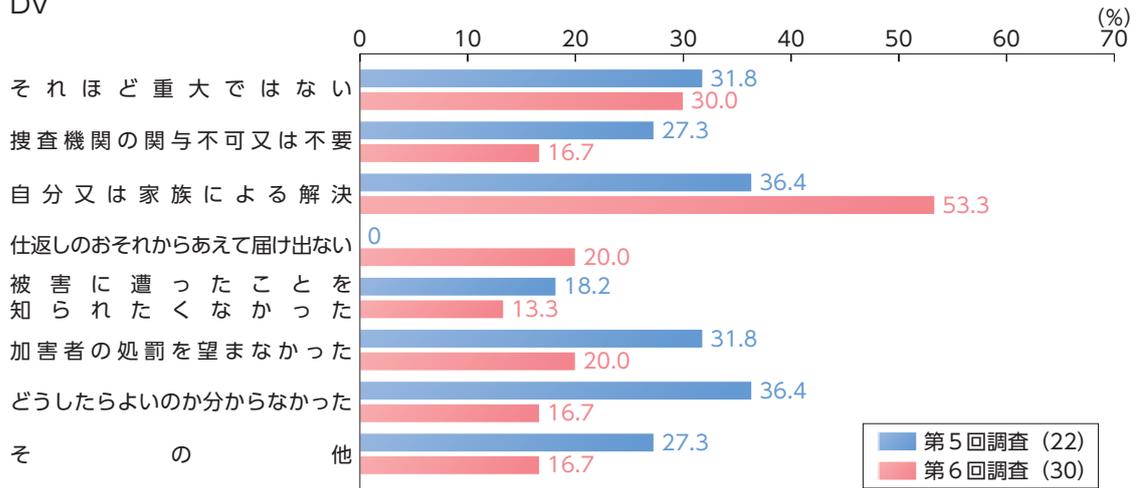
④ 性的な被害



⑤ ストーカー行為

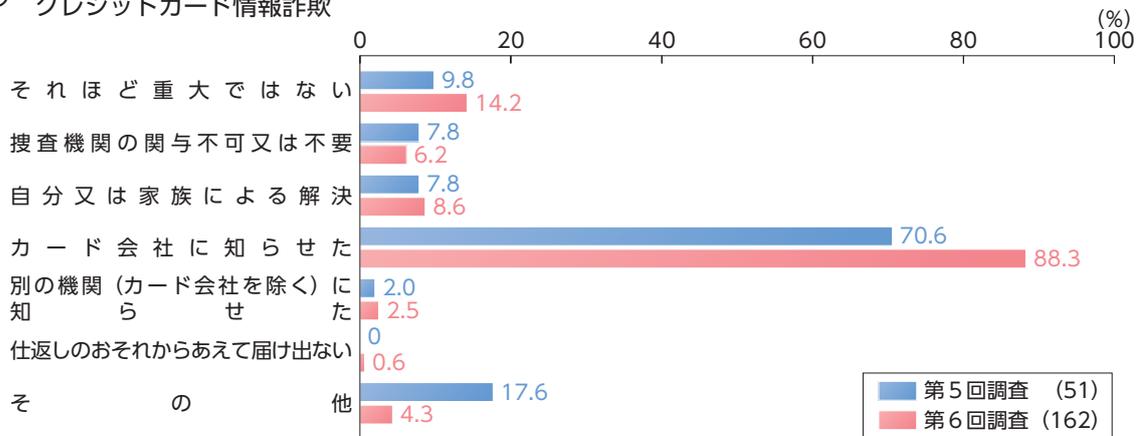


⑥ DV

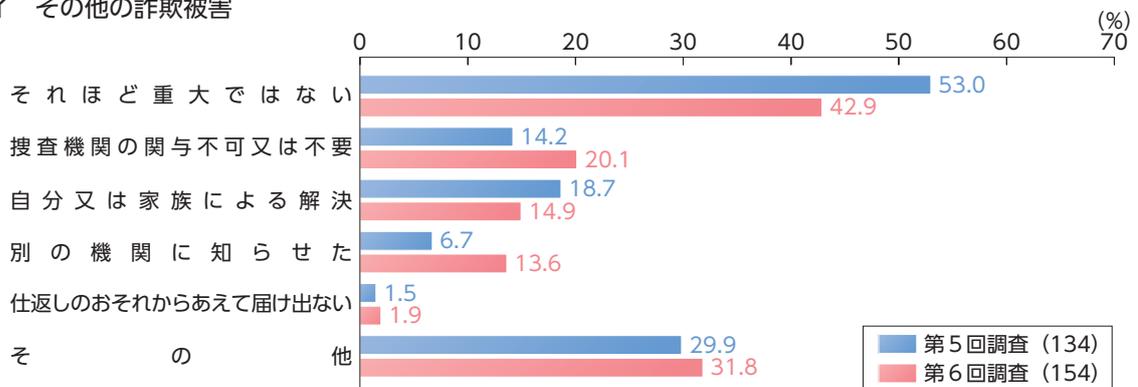


⑦ 各種詐欺等被害

ア クレジットカード情報詐欺



イ その他の詐欺被害



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 各犯罪被害の範囲は、厳密には我が国における各犯罪の構成要件と一致しない場合がある。  
 3 被害に遭ったが、捜査機関に被害を申し出なかったと回答した者のうち、不申告の理由の各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。  
 4 第5回調査は平成31年1月から2月、第6回調査は令和6年1月から2月に実施した調査である。  
 5 「捜査機関の関与不可又は不要」は、「捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）」、「捜査機関は何もできない（証拠がない）」、「捜査機関は何もしてくれない」又は「捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）」のいずれかに該当した者の比率である。  
 6 「自分又は家族による解決」は、「自分で解決した（加害者を知っていた）」又は「家族が解決した」のいずれかに該当した者の比率である。  
 7 「その他」は、「その他」又は「分からない」のいずれかに該当した者の比率である。ただし、①ないし③及び⑦は、「被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）」を、②、③、⑥は、「代わりに別の機関に知らせた」を、⑦イは、「保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった」をそれぞれ含む。  
 8 ①について、「窃盗（乗り物関係）」は、第5回調査は、自動車盗、車上盗、バイク盗又は自転車盗のいずれかの被害に遭った者の比率であり、第6回調査は、車上盗、バイク盗又は自転車盗のいずれかの被害に遭った者の比率である。なお、いずれも過去5年間に自家用車、バイク又は自転車のいずれかを保有していた世帯に限る。  
 9 ⑦イについて、「その他の詐欺被害」は、第5回調査は、消費者詐欺、個人情報の悪用、振り込め詐欺又はインターネットオークション詐欺、第6回調査は、消費者詐欺（インターネットオークション詐欺を含む。）、個人情報の悪用又は特殊詐欺のいずれかの被害に遭った者の比率である。  
 10 ( ) 内は、実人員であり、無回答の者を含む。

## コラム7 被害率(暗数調査)と被害率(認知)の罪名別経年比較の試み

暗数調査における被害態様別の被害率(第1回調査から第6回調査における各調査年の前年1年間に被害に遭った者の比率。以下このコラムにおいて「被害率(暗数調査)」という。)では、捜査機関に申告されていないものも含め、犯罪被害の実態を推察することができる。犯罪被害に関しては、こうした被害率(暗数調査)のほか、罪名別の事件の認知件数を人口で除することにより、暗数化することなく捜査機関に顕在化した罪名別の被害の比率を求めることができる。さらに、同比率により被害態様別の被害率(暗数調査)を除することにより、被害態様別で両者の比率を明らかにすることができ、これにより、被害態様別の顕在化された被害の比率、暗数となった被害の比率を考察する手掛かりを得ることができる。また、被害態様別で経年比較することにより、捜査機関へ申告が行われる割合の推移を被害態様別で考察する手掛かりを得ることもできる。ただし、暗数調査における被害態様は法律上の犯罪とは必ずしも一致しないこと、調査対象者の記憶の正確性が検証されているわけではないことなど、被害率(暗数調査)には捜査機関に顕在化した被害の比率と比較する上での限界があり、同比率により被害率(暗数調査)を除することにより明らかになる前記比率も犯罪被害の実態を考察する上での手掛かりとし得るにすぎないことに留意が必要である。

被害率(暗数調査)、被害者が20歳以上である事件の認知件数を20歳以上の人口で除した比率(以下このコラムにおいて「被害率(認知)」という。)及び認知件数を経年で示すと、7のとおりである。

「乗り物盗」の認知件数は、平成12年及び13年は増加し、翌年以降は減少傾向となった。被害率(暗数調査)は、本章第1節1項で述べたとおり調査方式が他の回と異なる第4回調査では上昇したものの、第1回調査の約8%から第6回調査の約1%へと低下傾向にある。被害率(認知)は、0.5%以下という低い値で推移しているが、詳細を見ると、14年の0.5%から徐々に低下し、29年以降は0.1%で推移している。さらに、被害率(暗数調査)を被害率(認知)で除することにより得られる比率は、第4回調査では20を超えたが、その他の回の調査では第1回調査の約17から第6回調査の10へと10台で低下傾向にあり、認知件数の10倍以上の被害が存在する可能性がうかがわれた。

「暴行・脅迫」の認知件数は、平成12年から20年まで増加し続け、翌年以降は、2万件台後半から3万件台前半で横ばいとなっている。被害率(暗数調査)は、第1回調査から第6回調査まで0.3~0.5%の間で上昇低下を繰り返しており、被害率(認知)は、11年以降0.03%未満で推移している。さらに、被害率(暗数調査)を被害率(認知)で除することにより得られる比率は、第1回調査の約60から低下傾向にあり、第6回調査では約10であって、近年では認知件数の10倍程度の被害が存在する可能性がうかがわれた。

「性的な被害」の認知件数は、平成12年から15年まで増加し続け、翌年以降減少傾向に転じ、24年と25年には増加したが、翌年以降再び減少傾向となり、令和3年以降は増加が続いている。被害率(暗数調査)は、第1回調査及び第2回調査の約1%から第6回調査の約0.2%へと低下傾向にあり、被害率(認知)は、0.01%未満という極めて低い値で推移している。さらに、被害率(暗数調査)を被害率(認知)で除することにより得られる比率は、第1回調査では約340であったが、第2回調査及び第3回調査の約200、第4回調査及び第5回調査の約120を経て、第6回調査では約40まで低下しており、近年では認知件数の数十倍の被害が存在する可能性がうかがわれた。

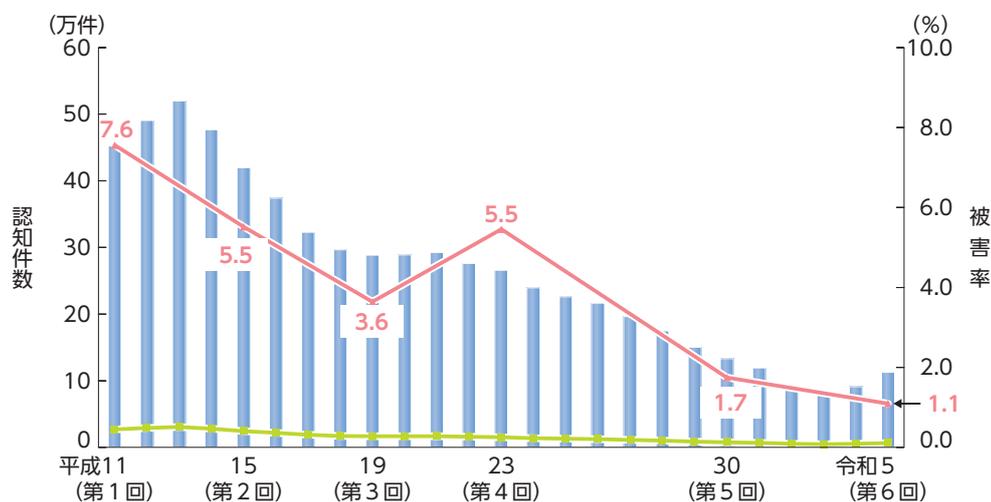
「各種詐欺等被害」の認知件数は、平成14年から17年まで増加し続け、翌年以降減少傾向に

転じ、24年から再び増加傾向となるが、30年に再度減少傾向に転じ、令和3年からは増加している。被害率（暗数調査）は、第1回調査から第6回調査まで2～4%の間で上昇低下を繰り返しており、被害率（認知）は、0.1%以下という低い値で推移している。さらに、被害率（暗数調査）を被害率（認知）で除することにより得られる比率は、約50～120の間で上昇低下を繰り返しており、認知件数の数十倍の被害が存在する可能性がうかがわれた。

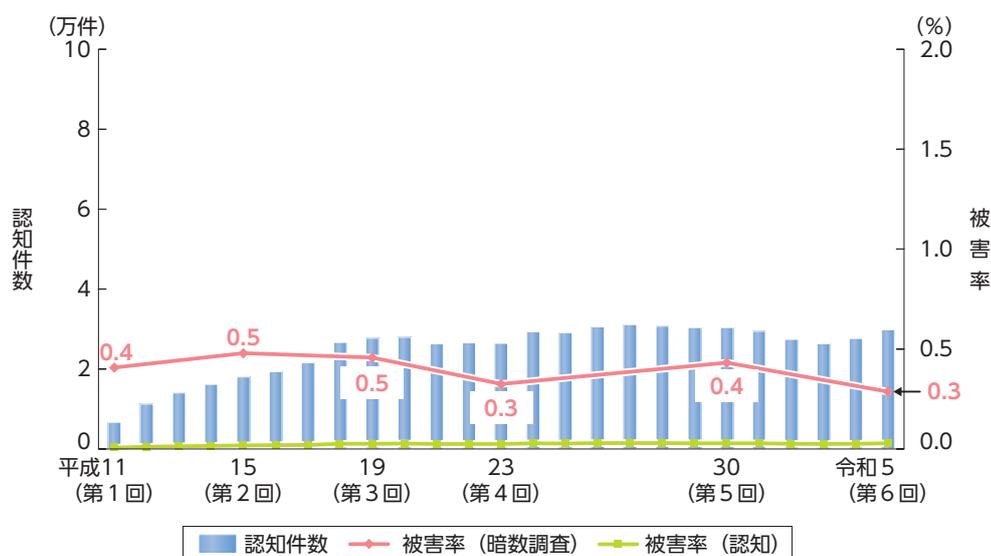
こうした被害率（暗数調査）を被害率（認知）により除することにより得られる比率によれば、①「性的な被害」及び「各種詐欺等被害」、②「乗り物盗」、③「暴行・脅迫」の順で、暗数化しやすい傾向にある可能性が指摘できる。また、「乗り物盗」、「暴行・脅迫」及び「性的な被害」における被害率（暗数調査）を被害率（認知）で除することにより得られる比率の経年変化を見ると、いずれも低下傾向にあることから、被害率（暗数調査）と被害率（認知）の差は縮まりつつあるといえ、少なくともこれらの被害については、被害申告がなされるなどして捜査機関が被害を認知する割合が上昇している可能性が指摘できる。

図7

## ① 乗り物盗

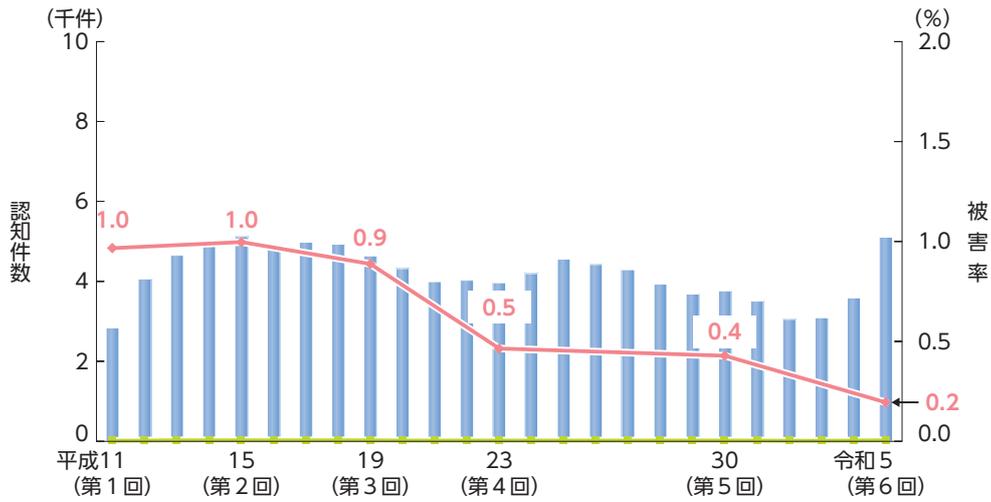


## ② 暴行・脅迫

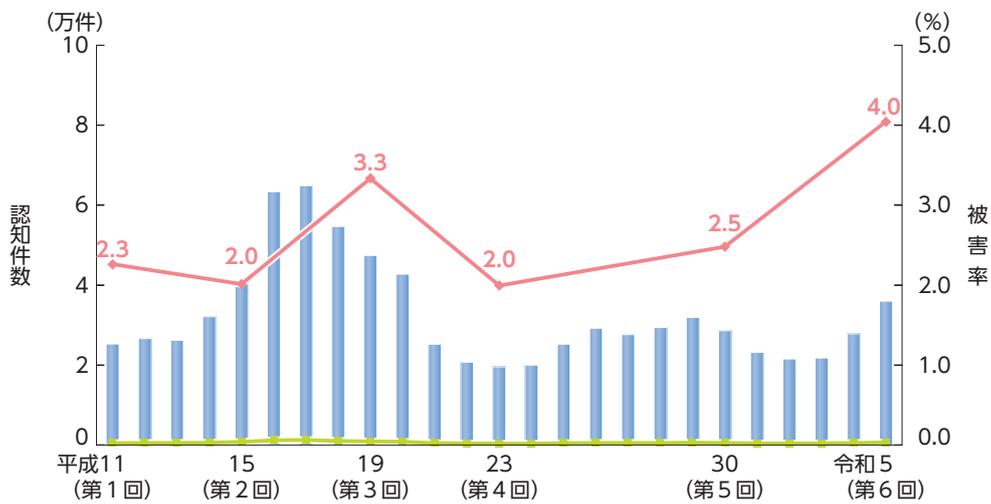


■ 認知件数    ● 被害率（暗数調査）    ● 被害率（認知）

③ 性的な被害



④ 各種詐欺等被害



■ 認知件数    ● 被害率 (暗数調査)    ■ 被害率 (認知)

<「被害率 (暗数調査)」について>

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
- 2 7-4-3-1図の脚注2及び3に同じ。
- 3 「被害率 (暗数調査)」は、第1回から第6回調査までの各調査年の前年1年間に被害に遭った者の比率であり、図中の横軸は、該当する調査回の前年を示している。
- 4 「乗り物盗」は、自動車、バイク又は自転車保有する世帯における自動車盗、バイク盗又は自転車盗のいずれかの被害をいう。ただし、第6回調査は、バイク又は自転車保有する世帯におけるバイク盗又は自転車盗のいずれかの被害をいう。

<「被害率 (認知)」及び「認知件数」について>

- 注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
- 2 「被害率 (認知)」は、被害者が20歳以上である事件の認知件数を20歳以上の人口で除した比率である。
- 3 「暴行・脅迫」は、暴行及び脅迫の認知件数を合計したものであり、「性的な被害」は、不同意性交等 (強姦又は強制性交等を含む。)及び不同意わいせつ (強制わいせつを含む。)の認知件数を合計したものであり、「各種詐欺等被害」は、詐欺の認知件数である。
- 4 一つの事件で複数の被害者がいる場合は、主たる被害者について計上している。

法務総合研究所では、特に被害が潜在化しやすいとされる精神障害者である性犯罪被害者を主たる調査対象とし、その被害を防止し、支援策を検討するための基礎資料を提供することを目的として、その特性に着目して被害の実態について調査を行った。同調査では、精神障害を有する性犯罪被害者に対して新たな負担を生じさせる可能性のある質問紙調査等を行わず、調査対象事件に係る既存の刑事確定記録を用いて調査を行った。すなわち、既存の刑事事件の判決書及び確定記録を用いて、被害者の属性や被害当時の状況等について詳細に調査するとともに、被害者の被害認識や被害申告の契機等を読み解くなどした。そして、精神障害を有しない性犯罪被害者についても、精神障害を有する性犯罪被害者と同じ調査項目で調査を実施し、精神障害を有しない性犯罪被害者と比較して、精神障害を有する性犯罪被害者の傾向・特徴の分析も行った。

この章においては、本特別調査の内容及び同調査で明らかになった事項について紹介する。

## 第1節 調査の概要

本特別調査の対象者は、以下のとおりである。

### 1 調査対象事件・調査対象被害者

#### (1) 精神障害を有する者

精神障害を有する者については、平成30年1月1日から令和4年12月31日までの間に、全国の地方裁判所本庁及び支部において、強制的性交等、準強制的性交等、監護者性交等、強制わいせつ、準強制わいせつ又は監護者わいせつのいずれか（この項の（3）のとおり、結果的加重犯を除く。）により有罪判決の言渡しを受けた事件で、かつ、検察官において、犯罪の成立や情状に関して被害者が精神障害を有する者であると判断している事件のうち、5年6月の調査開始時点で有罪判決が確定していた事件の被害者176人（以下「精神障害あり群」という。）を対象とした。

#### (2) 精神障害を有しない者

精神障害を有しない者に対する性被害事件数は、精神障害を有する者に対する事件数よりも著しく多いことから、精神障害を有しない者については、令和4年1月1日から同年12月31日までの1年間に、高等裁判所の所在地である東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌及び高松の8地方裁判所本庁において、強制的性交等、監護者性交等、強制わいせつ又は監護者わいせつのいずれか（この項の（3）のとおり、結果的加重犯を除く。）により有罪判決の言渡しを受けた事件で、かつ、検察官において、被害者が精神障害を有しない者であると判断している事件のうち、5年6月の調査開始時点で有罪判決が確定していた事件の被害者349人（以下「精神障害なし群」という。）を対象とした。精神障害なし群において、準強制的性交等又は準強制わいせつが適用された事案の多くは、被害者が酩酊あるいは薬物等の影響による意識混濁・喪失状態や睡眠状態で敢行されたものであり、精神障害あり群において前記両罪名が適用された事案とは明らかに状況を異にしている事案が多かったことから、精神障害なし群に対する性被害事件においては、準強制的性交等及び準強制わいせつを調査対象から除外した。

#### (3) 結果的加重犯の取扱い

本調査の設計段階において、精神障害あり群は、性被害について適切に認識できていないことなど

から、精神障害なし群よりも抵抗能力が低い場合が多いため、精神障害あり群に対する性被害事件では、加害者が被害者の抵抗を排する手段として、強度の暴行を加えていない事案が多く、致傷結果を伴う結果的加重犯の事件数が非常に少ないことが確認された。他方、精神障害なし群に対する性被害事件では、加害者が被害者の抵抗を排する手段として、強度の暴行を伴っている事案が少なくないことが確認された。そこで、本特別調査においては、致傷結果を伴う結果的加重犯の事件数の偏りが調査項目の分析結果に及ぼす影響を排除するため、強姦性交等致傷や強制わいせつ致傷等の結果的加重犯については、これらの罪名のみで判決が言い渡された事件を調査対象から除外した。

## 2 調査対象被害者の特徴

7-5-1-1表は、調査対象被害者の属性等を示したものである。構成比を見ると、精神障害あり群及び精神障害なし群のいずれも、性別では「女性」が9割前後であり、職業では「学生」が最も高く、居住環境では「家族・親族と同居」が最も高かった。年齢（加害者の罪となるべき事実で認定された最初の犯行日時点の年齢をいう。以下この章において同じ。）では、精神障害あり群及び精神障害なし群のいずれも「20～29歳」が最も高く、「65歳以上」は精神障害あり群のみ該当があった。精神障害なし群では、「20～29歳」及び「13歳未満」の合計が全体の6割を超えていた。

7-5-1-1表 調査対象被害者の属性等

属性等	区分	総数	精神障害あり	精神障害なし
総数		525 (100.0)	176 (100.0)	349 (100.0)
性別	男	51 (9.7)	25 (14.2)	26 (7.4)
	女	474 (90.3)	151 (85.8)	323 (92.6)
年齢	13 歳 未 満	127 (24.2)	35 (19.9)	92 (26.4)
	13 ～ 15 歳	53 (10.1)	28 (15.9)	25 (7.2)
	16 ～ 19 歳	100 (19.0)	33 (18.8)	67 (19.2)
	20 ～ 29 歳	163 (31.0)	37 (21.0)	126 (36.1)
	30 ～ 39 歳	43 (8.2)	14 (8.0)	29 (8.3)
	40 ～ 49 歳	11 (2.1)	8 (4.5)	3 (0.9)
	50 ～ 59 歳	15 (2.9)	9 (5.1)	6 (1.7)
	60 ～ 64 歳 65 歳 以 上	2 (0.4) 11 (2.1)	1 (0.6) 11 (6.3)	1 (0.3) -
職業	有 職	192 (37.0)	49 (27.8)	143 (41.7)
	無 職	63 (12.1)	45 (25.6)	18 (5.2)
	学 生	264 (50.9)	82 (46.6)	182 (53.1)
居住環境	単 身 居 住	63 (14.1)	7 (4.0)	56 (20.7)
	家 族 ・ 親 族 と 同 居	334 (74.9)	140 (80.0)	194 (71.6)
	家 族 ・ 親 族 以 外 と 同 居	13 (2.9)	-	13 (4.8)
	施 設 等 に 居 住	36 (8.1)	28 (16.0)	8 (3.0)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 各属性等が不詳の者を除く。  
 3 「年齢」は、加害者の罪となるべき事実で認定された最初の犯行日時点の年齢による。  
 4 「有職」は、就労支援事業所、その他（自営業）を含む。  
 5 ( ) 内は、各属性等の総数における構成比である。

調査対象被害者のうち精神障害を有する者について、精神障害の種類等及び事件当時受けていた支援の状況を見ると、7-5-1-2表のとおりである。精神障害の種類等について、該当率（重複計上による。）を見ると、調査対象被害者の7割以上が「知的障害」に該当し、2割程度が「発達障害」に該当した。知的障害の程度別では、「知的障害（中等度）」と「知的障害（重度）」が同程度に高かった。事件当時受けていた支援の状況について、該当率（重複計上による。）を見ると、「施設通所」が60%を超えて最も高く、「医療機関等での通院治療等」が約26%、「施設入所」が約16%であった。

7-5-1-2表 精神障害を有する者の精神障害の種類等及び事件当時受けていた支援の状況

属性等	区分	該当者	
総数		176	(100.0)
精神障害の種類等	知的障害	131	(74.4)
	知的障害(軽度)	36	(20.5)
	知的障害(中等度)	44	(25.0)
	知的障害(重度)	43	(24.4)
	知的障害(最重度)	8	(4.5)
	認知症	12	(6.8)
事件当時受けていた支援	施設入所	28	(15.9)
	施設通所	112	(63.6)
その他	訪問支援	8	(4.5)
	医療機関等での通院治療等	45	(25.6)
	なし	17	(9.7)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 各項目に該当した者（重複計上による。）の実人員である。  
 3 精神障害の種類等の「その他」は、うつ病、統合失調症、不安障害、摂食障害等である。  
 4 事件当時受けていた支援の「施設通所」は、特別支援学校等の通学を含む。  
 5 ( )内は、総数に占める各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。

## 第2節 調査の結果

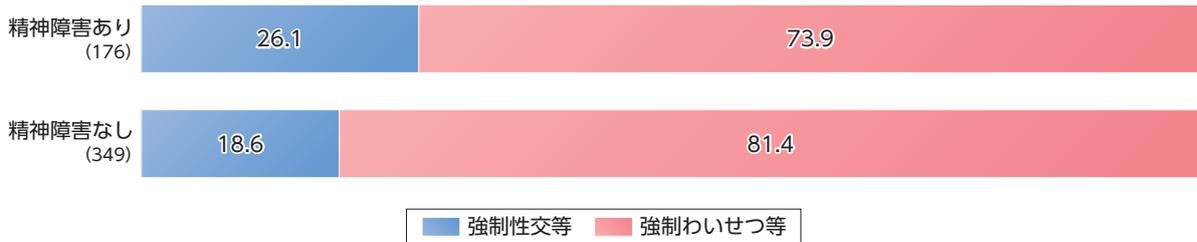
### 1 調査対象事件の特徴

この項では、調査対象事件において、被害者の精神障害の有無により、被害の態様、犯行時間帯及び被害の場所の傾向・特徴に違いがあるかについて見る。なお、この項の各調査では、判決書の「罪となるべき事実」で認定された同一被害者に対する犯行が二つ以上ある場合は、最初の犯行（被害者が最初に受けた被害）について取り上げている点に留意が必要である。

#### (1) 被害の態様

被害の態様について、調査対象被害者を群別に見ると、7-5-2-1図のとおりである。「強制わいせつ等」の構成比が、精神障害あり群では約7割を、精神障害なし群では約8割を、それぞれ占めていた。また、精神障害あり群においては、「強制性交等」の割合が26%を超えていた。なお、本図を見るに当たっては、精神障害あり群と精神障害なし群において、対象としている罪名が異なる点に留意が必要である。すなわち、精神障害あり群において、「強制性交等」は強制性交等、準強制性交等及び監護者性交等、「強制わいせつ等」は強制わいせつ、準強制わいせつ及び監護者わいせつであり、他方、精神障害なし群において、「強制性交等」は強制性交等及び監護者性交等、「強制わいせつ等」は強制わいせつ及び監護者わいせつである。

7-5-2-1図 被害の態様

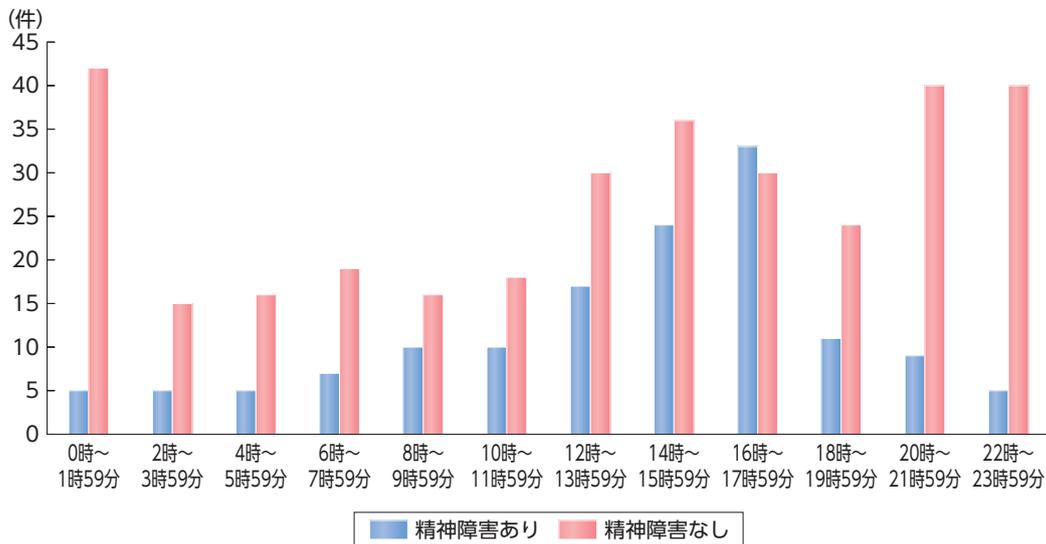


- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 精神障害あり群において、「強制性交等」は、強制性交等、準強制性交等及び監護者性交等をいい、「強制わいせつ等」は、強制わいせつ、準強制わいせつ及び監護者わいせつをいう。  
 3 精神障害なし群において、「強制性交等」は、強制性交等及び監護者性交等をいい、「強制わいせつ等」は、強制わいせつ及び監護者わいせつをいう。  
 4 複数の態様に該当する場合は、「強制性交等」に計上している。  
 5 同一被害者に対して複数の犯行がなされた場合は、最初の犯行を計上している。  
 6 ( )内は、実人員である。

(2) 犯行時間帯

犯行時間帯について、調査対象被害者を群別に見ると、7-5-2-2図のとおりである。精神障害あり群では、「16時～17時59分」が最も多く、次いで、「14時～15時59分」、「12時～13時59分」の順であった。他方、精神障害なし群では、「0時～1時59分」が最も多く、次いで、「20時～21時59分」及び「22時～23時59分」の順であった。精神障害あり群は、精神障害なし群よりも「16時～17時59分」の構成比(23.4%)が高く、「0時～1時59分」及び「22時～23時59分」の構成比(いずれも3.5%)が低かった。

7-5-2-2図 犯行時間帯



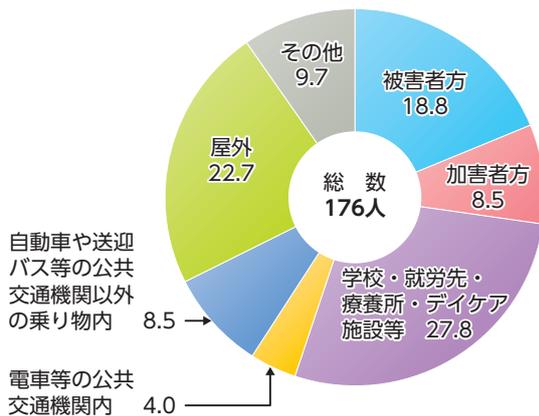
- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 犯行の時間帯が不詳のものを除く。  
 3 複数の時間帯にまたがって犯行がなされた場合は、犯行の始期の時間帯に計上している。  
 4 同一被害者に対して複数の犯行がなされた場合は、最初の犯行を計上している。

### （3）被害の場所

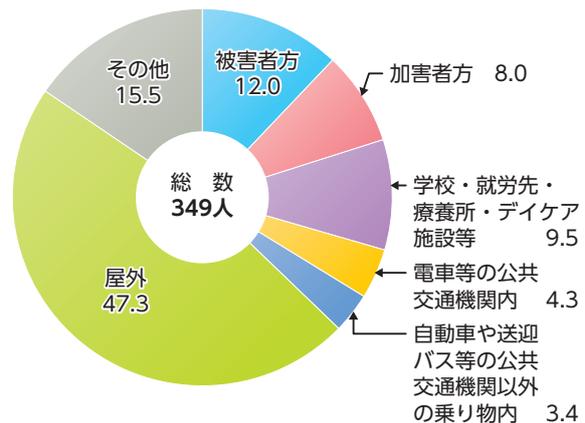
被害者が被害を受けた場所について、調査対象被害者を群別に見ると、7-5-2-3図のとおりである。精神障害あり群では、「学校・就労先・療養所・デイケア施設等」の構成比が最も高く、次いで、「屋外」、「被害者方」の順であった。他方、精神障害なし群では、「屋外」の構成比が最も高く、次いで、「その他」（ホテル、商業施設、建物内の共有スペース等）、「被害者方」の順であった。精神障害あり群は、精神障害なし群よりも「被害者方」、「学校・就労先・療養所・デイケア施設等」及び「自動車や送迎バス等の公共交通機関以外の乗り物内」の構成比が高く、「屋外」の構成比が低かった。

7-5-2-3図 被害の場所

#### ① 精神障害あり



#### ② 精神障害なし



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 犯行が複数の場所にまたがる場合の「被害の場所」は、実質的な被害開始場所である。  
 3 同一被害者に対して複数の犯行がなされた場合は、最初の犯行を計上している。  
 4 「被害者方」と「加害者方」が同一の場合は、「被害者方」に計上している。  
 5 「被害者方」は、1階住居の庭、ベランダ、バルコニー等の被害者家族の専有部分に隣接する共有部分を含む。  
 6 「電車等の公共交通機関内」は、駅構内や駅内のトイレを含む。  
 7 「その他」は、ホテル、商業施設、建物内の共有スペース等である。

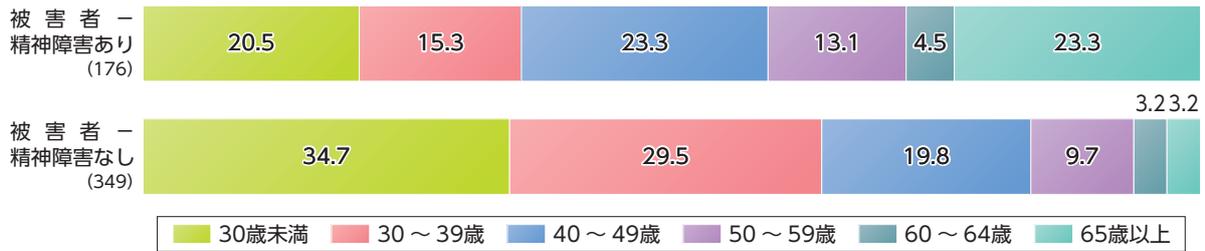
## 2 加害者の属性等

この項では、調査対象事件において、被害者の精神障害の有無により、加害者の属性等の傾向・特徴に違いがあるかについて見る。なお、加害者の人員は、被害者数に対応した延べ人員であること、すなわち、一人の加害者について、複数の異なる調査対象被害者に対する事件がある場合は、被害者ごとに加害者の人員を計上していることに留意が必要である（以下この項において同じ）。

(1) 加害者の犯行時の年齢層

加害者の犯行時における年齢層について、調査対象被害者を群別に見ると、7-5-2-4図のとおりである。精神障害あり群に対する事件の加害者では、「40～49歳」及び「65歳以上」の構成比が同じで最も高く、次いで、「30歳未満」の順であった。他方、精神障害なし群に対する事件の加害者では、「30歳未満」の構成比が最も高く、次いで、「30～39歳」、「40～49歳」の順であった。精神障害あり群に対する事件の加害者は、精神障害なし群に対する事件の加害者よりも「65歳以上」の構成比が高く、「30歳未満」及び「30～39歳」の構成比が低かった。

7-5-2-4図 加害者の犯行時の年齢層

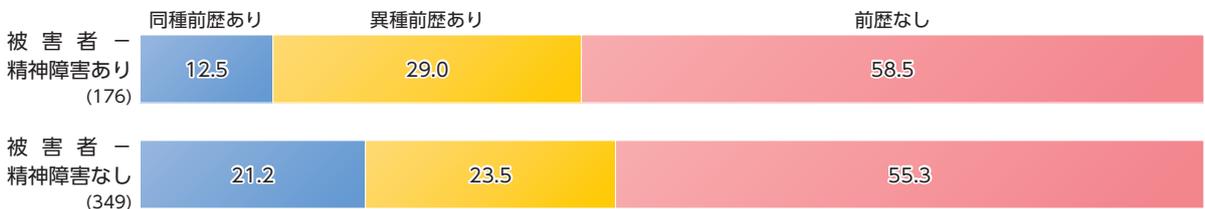


- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 加害者の罪となるべき事実で認定された最初の犯行日時時点の年齢による。  
 3 ( ) 内は、被害者数に対応した加害者の延べ人員である。

(2) 加害者の前歴

加害者の前歴について、「同種前歴あり」(強制性交等、準強制性交等、監護者性交等、強制わいせつ、準強制わいせつ又は監護者わいせつ及びこれらの結果的加重犯の前歴が認められた者)、「異種前歴あり」(同種前歴以外の前歴が認められた者)及び「前歴なし」の構成比を調査対象被害者の群別に見ると、7-5-2-5図のとおりである。精神障害あり群に対する事件の加害者及び精神障害なし群に対する事件の加害者のいずれも、「前歴なし」の構成比が最も高く、次いで、「異種前歴あり」、「同種前歴あり」の順であった。精神障害あり群に対する事件の加害者は、精神障害なし群に対する事件の加害者よりも「同種前歴あり」の構成比が低かった。なお、本調査項目は、調査者において、判決書等を調査した結果を分類したものである。

7-5-2-5図 加害者の前歴



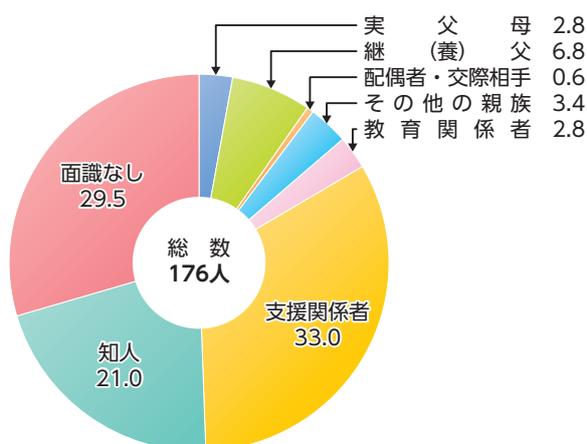
- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「同種前歴あり」は、強制性交等、準強制性交等、監護者性交等、強制わいせつ、準強制わいせつ又は監護者わいせつ及びこれらの結果的加重犯の前歴が認められた者の構成比、「異種前歴あり」は、それ以外の前歴が認められた者の構成比、「前歴なし」は、前歴が認められなかった者の構成比である。  
 3 ( ) 内は、被害者数に対応した加害者の延べ人員である。

### （3）被害者から見た加害者の立場

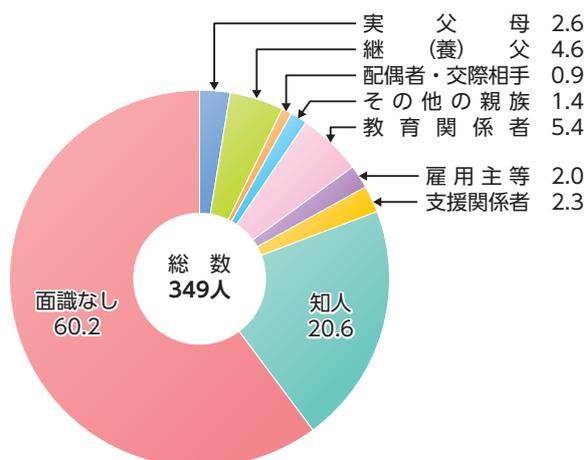
被害者から見た加害者の立場について、調査対象被害者を群別に見ると、7-5-2-6図のとおりである。精神障害あり群に対する事件の加害者では、「支援関係者」の構成比が最も高く、次いで、「面識なし」、「知人」の順であった。精神障害なし群に対する事件の加害者では、「面識なし」の構成比が最も高く、次いで、「知人」、「教育関係者」の順であった。精神障害あり群に対する事件の加害者は、精神障害なし群に対する事件の加害者よりも「支援関係者」の構成比が高く、「面識なし」の構成比が低かった。なお、本調査項目は、調査者において、被害者供述等の関係各証拠を調査した結果を分類したものである。

7-5-2-6図 被害者から見た加害者の立場

#### ① 被害者－精神障害あり



#### ② 被害者－精神障害なし



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「継(養)父」は、母親の内縁の夫を含む。  
 3 「雇用主等」は、勤務先の上司を含む。  
 4 総数は、被害者数に対応した加害者の延べ人員である。

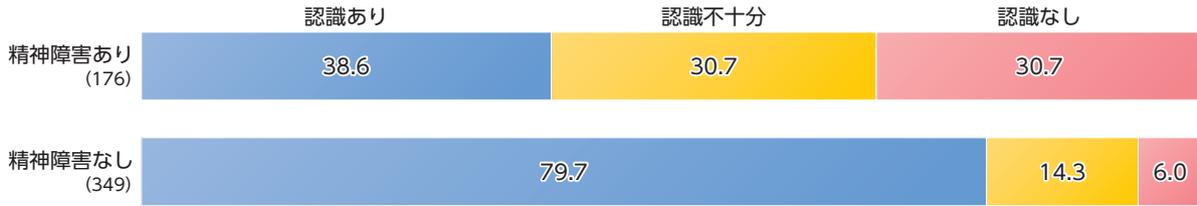
## 3 被害申告の経緯等

この項では、調査対象事件において、被害者の精神障害の有無により、被害申告の経緯等の傾向・特徴に違いがあるかについて見る。

### （1）被害当時の被害認識

被害者の被害当時の被害認識について、「認識あり」、「認識不十分」及び「認識なし」の構成比を調査対象被害者の群別に見ると、7-5-2-7図のとおりである。被害認識の分類のうち、「認識あり」は、被害者において、加害者から犯罪行為の被害を受けたことを認識できている場合等をいい、「認識不十分」は、被害者において、加害者から何らかの違和感・不快感等を伴う行為をされたことは認識しているものの、それが犯罪行為の被害であることまで明確に認識できていないような場合等をいい、「認識なし」は、被害者において、加害者から行われた行為自体を認識できていない場合や、その行為の意味内容をほとんど理解できていない場合等をいう（以下この項において同じ）。精神障害あり群及び精神障害なし群のいずれも、「認識あり」の構成比が最も高く、次いで、「認識不十分」、「認識なし」の順であった。精神障害あり群は、精神障害なし群よりも「認識不十分」及び「認識なし」の構成比が高く、「認識あり」の構成比が低かった。なお、本調査項目は、調査者において、被害者供述等の関係各証拠を調査した結果を分類したものである。

7-5-2-7図 被害当時の被害認識



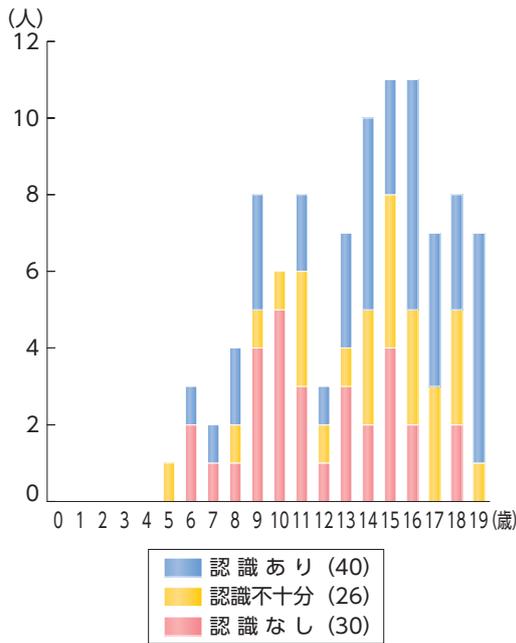
注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 ( ) 内は、実人員である。

(2) 被害当時の被害認識 (年齢別)

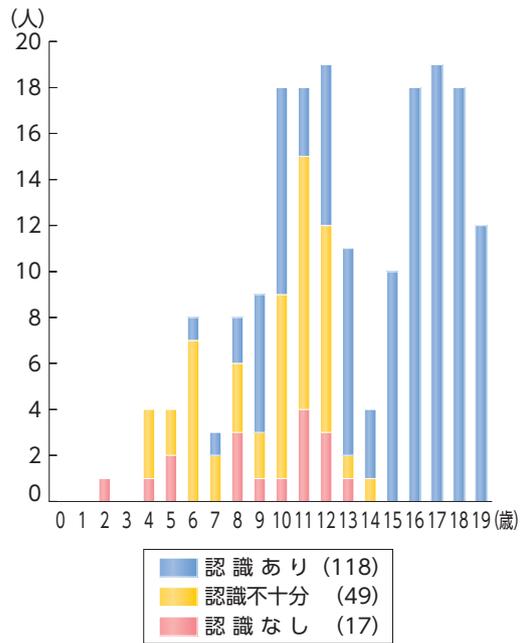
さらに、年齢による被害認識の程度等の違いの有無を見るため、調査対象被害者のうち、20歳未満の者に係る精神障害あり群及び精神障害なし群における被害当時の被害認識について、「認識あり」、「認識不十分」及び「認識なし」の人数を年齢別に見ると、7-5-2-8図のとおりである。精神障害なし群では、「認識なし」の最年長は13歳であり、15歳以上は全員「認識あり」であった。他方、精神障害あり群では、「認識なし」の最年長は18歳であった。

7-5-2-8図 被害当時の被害認識 (年齢別)

① 精神障害あり



② 精神障害なし



注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 20歳未満の者に限る。  
3 ( ) 内は、実人員である。

### （3）反復して被害を受けるまで被害申告できなかった理由（加害者別）

調査対象被害者のうち、余罪（本件被害が発覚するまで被害申告をしていなかったが、捜査・公判において、当該加害者による同一被害者に対する同種犯行に関する被害者又は加害者の供述があり、かつ、判決書で「罪となるべき事実」として認定されていない犯行をいう。以下（3）において同じ。）があったものについて、被害者供述等の関係各証拠から、反復して被害を受けるまで被害申告できなかった理由を分類し、各項目の該当率（重複計上による。）を調査対象被害者の群別及び加害者別に見ると、7-5-2-9図のとおりである。なお、調査対象被害者のうち、余罪に関する供述がある者は、精神障害あり群では5割を超え、精神障害なし群では約2割であった。

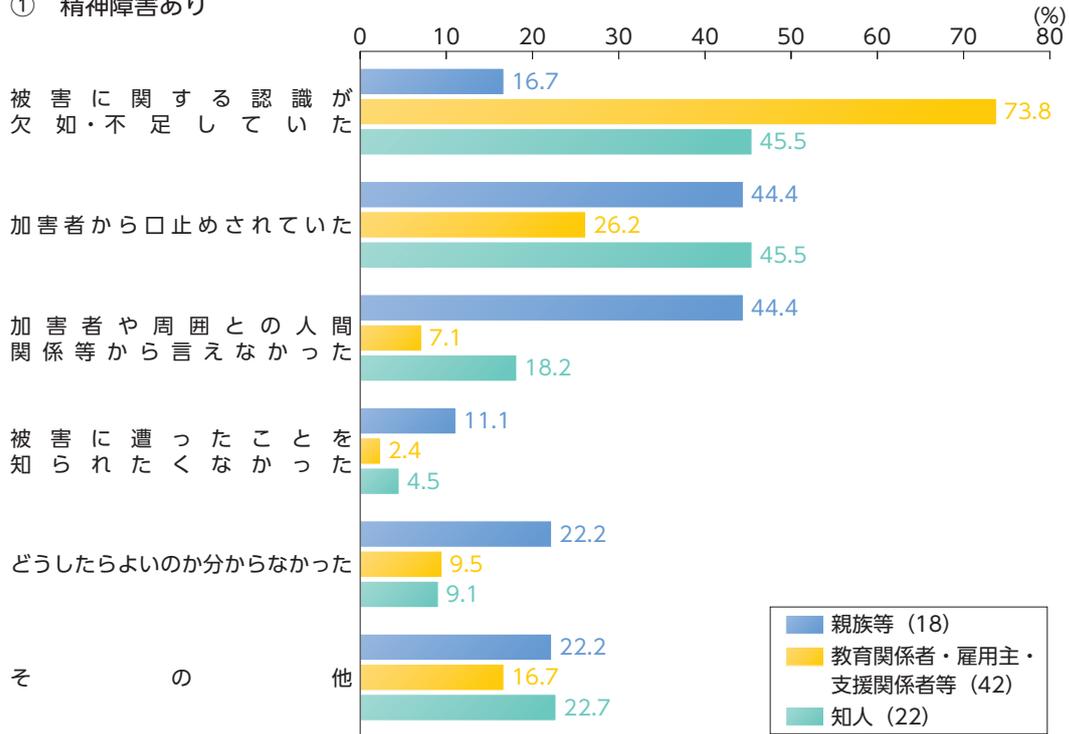
被害者から見た加害者の立場が「面識なし」の場合、余罪に関する供述がある者は、精神障害あり群では2割弱、精神障害なし群では1割以下であった。そこで、本図では、被害者から見た加害者の立場について、「親族等」、「教育関係者・雇用主・支援関係者等」及び「知人」の3項目に分類した上で分析を行った。

精神障害あり群では、加害者が「親族等」であった場合、「加害者から口止めされていた」及び「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」の該当率が同じで最も高く、4割を超えており、加害者が「教育関係者・雇用主・支援関係者等」であった場合、「被害に関する認識が欠如・不足していた」の該当率が最も高く、7割を超えており、加害者が「知人」であった場合、「被害に関する認識が欠如・不足していた」及び「加害者から口止めされていた」の該当率が同じで最も高く、4割を超えていた。精神障害なし群では、加害者が「親族等」であった場合、「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」の該当率が最も高く、7割を超えており、加害者が「教育関係者・雇用主・支援関係者等」であった場合、「加害者から口止めされていた」の該当率が最も高く、6割を超えており、加害者が「知人」であった場合、「被害に関する認識が欠如・不足していた」の該当率が最も高く、5割を超えていた。

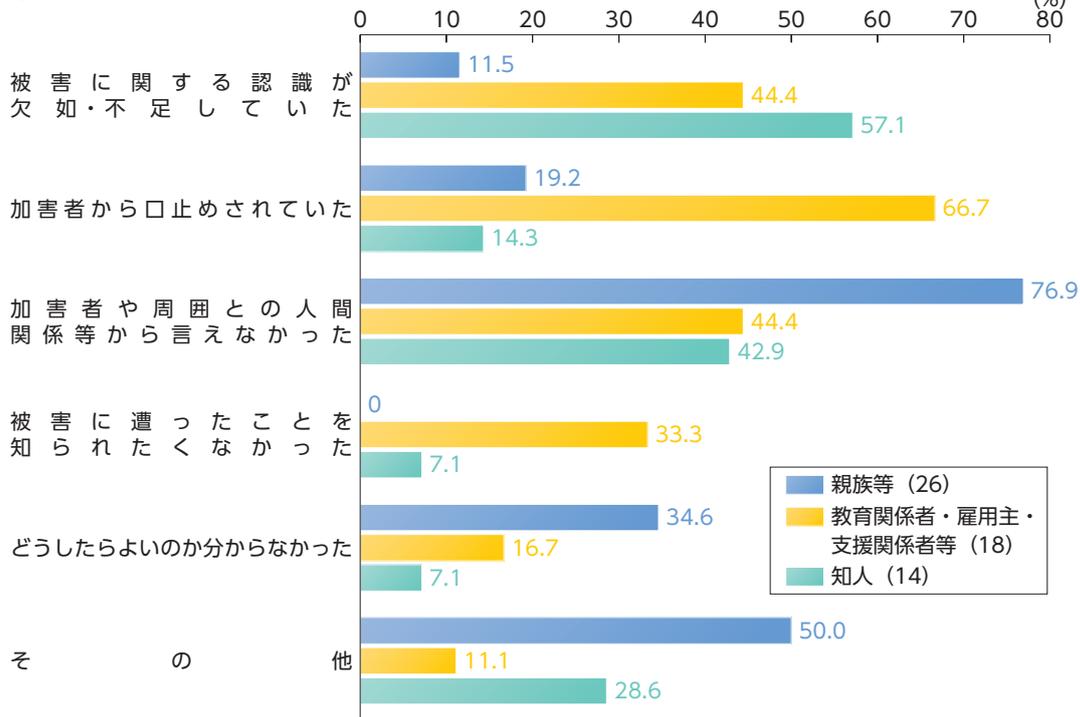
「被害に関する認識が欠如・不足していた」について、精神障害あり群では、加害者が「教育関係者・雇用主・支援関係者等」であった場合の該当率が高かったが、精神障害なし群では、加害者が「知人」であった場合の該当率が高かった。「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」について、精神障害あり群及び精神障害なし群のいずれも、加害者が「親族等」であった場合の該当率が高かった。

7-5-2-9図 反復して被害を受けるまで被害申告できなかった理由（加害者別）

① 精神障害あり



② 精神障害なし



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 判決書で「罪となるべき事実」として認定されていない犯行に関する供述があった者に限る。  
 3 加害者の立場について「面識なし」に該当した者を除く。  
 4 反復して被害を受けるまで被害申告できなかった理由が不詳の者を除く。  
 5 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。  
 6 「その他」は、加害者の処罰を望まなかった、捜査機関以外に相談し、相談先が対応していた等である。  
 7 ( )内は、実人員である。

#### （4）犯行日から捜査機関への犯行発覚までの期間

捜査機関に犯行が発覚するまでの期間（判決書の「罪となるべき事実」で認定された犯行日（同一被害者に対する犯行が二つ以上ある場合は、最初の犯行日）から捜査機関に犯行が発覚するまでの期間をいう。）ごとの件数について、調査対象被害者を群別に見ると、7-5-2-10図のとおりである。精神障害あり群及び精神障害なし群のいずれも、「0～1日」が最も多いが、その構成比は、精神障害なし群では7割近くを占めるのに対し、精神障害あり群では4割未満であった。また、精神障害あり群では、「1年以上」の構成比が1割を超えた。精神障害あり群は、精神障害なし群よりも「1週間以内」、「1か月以内」及び「半年以内」の構成比が高かった。

7-5-2-10図 犯行日から捜査機関への犯行発覚までの期間



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 同一被害者に対して複数の犯行がなされた場合は、最初の犯行日からの期間を指す。  
 3 ( ) 内は、実人員である。

#### （5）被害申告の有無

調査対象被害者による被害申告の有無について、調査対象被害者を群別に見ると、7-5-2-11図のとおりである。精神障害あり群及び精神障害なし群のいずれも、「被害申告あり」が「被害申告なし」を上回ったが、その構成比は、精神障害なし群では、9割を超えた一方、精神障害あり群では、7割を下回った。精神障害あり群は、精神障害なし群よりも「被害申告なし」の構成比が高かった。

7-5-2-11図 被害申告の有無

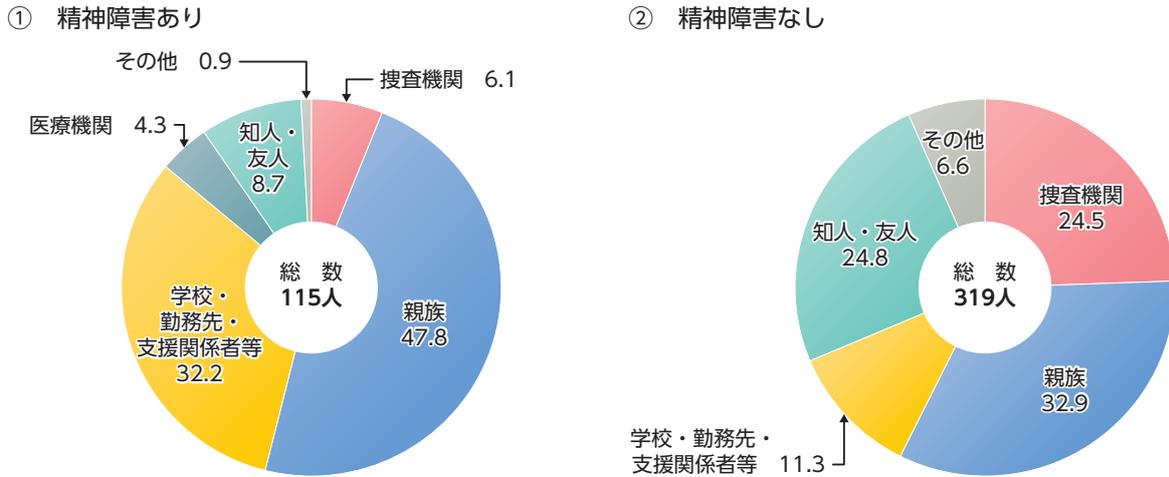


- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 ( ) 内は、実人員である。

### (6) 最初に被害を伝えた相手

前記(5)において「被害申告あり」だった調査対象被害者について、最初に被害を伝えた相手を調査対象被害者の群別に見ると、7-5-2-12図のとおりである。精神障害あり群及び精神障害なし群のいずれも、「親族」の構成比が最も高かった。精神障害あり群では、次いで、「学校・勤務先・支援関係者等」、「知人・友人」の順であったのに対し、精神障害なし群では、次いで、「知人・友人」、「捜査機関」の順であった。精神障害あり群は、精神障害なし群よりも「親族」、「学校・勤務先・支援関係者等」及び「医療機関」の構成比が高く、「捜査機関」、「知人・友人」及び「その他」(通行人、コンビニ店員、駅員、警備員、タクシー運転手等)の構成比が低かった。なお、本調査項目は、調査者において、被害者供述等の関係各証拠を調査した結果を分類したものである。

7-5-2-12図 最初に被害を伝えた相手



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 被害申告がない者及び最初に被害を伝えた相手が不詳の者を除く。  
 3 「その他」は、通行人、コンビニ店員、駅員、警備員、タクシー運転手等である。

## 4 司法面接的手法による取調べ

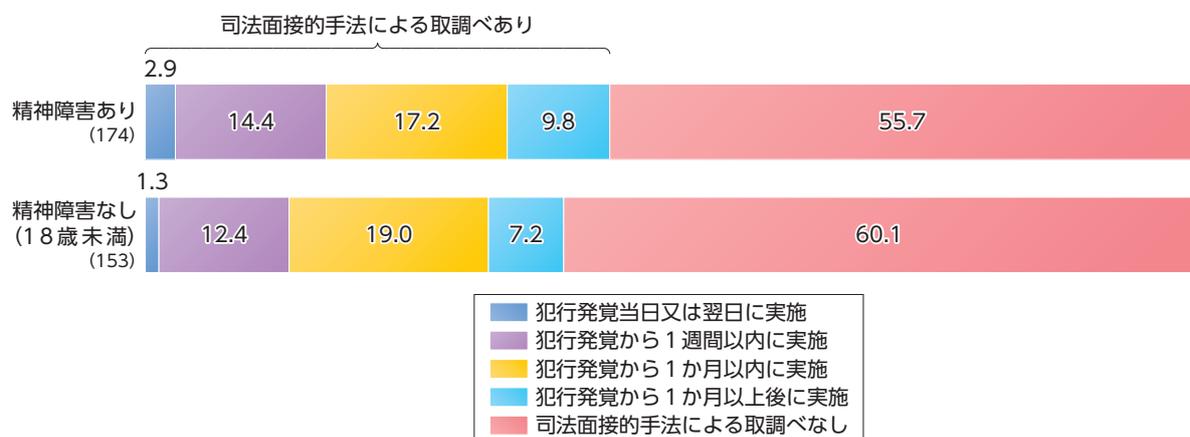
検察・警察・児童相談所では、児童が被害者又は参考人である事件について、その代表者が児童から聴取を実施する取組(代表者聴取)を行っており、その聴取に当たっては、いわゆる**司法面接的手法**を活用している(本編第3章第1節2項参照)。そして、検察・警察では、令和3年4月から、知的障害等の精神に障害を有する被害者に係る性犯罪事件においても、司法面接的手法を用いた代表者聴取を試行している(本編第3章第1節3項参照)。知的障害等の精神に障害を有する被害者については、児童と同様に、暗示や誘導の影響を受けたり、迎合したりしやすいことがあり、また、コミュニケーションが困難であったりすることがあるため、事件に関する事情聴取を行うに当たっては、誘導や暗示を避けつつ、精神的な負担も少ない司法面接的手法が適しており、児童に対する場合と同様に、司法面接的手法を用いた代表者聴取が取り入れられている。

### （1）司法面接的手法による取調べの実施状況

司法面接的手法による取調べの実施状況について、その構成比を調査対象被害者の群別に見ると、7-5-2-13図のとおりである。精神障害あり群の44.3%、精神障害なし群（18歳未満の者に限る。）の39.9%において、司法面接的手法による取調べが行われていた。実施までの期間別に見ると、精神障害あり群及び精神障害なし群（18歳未満の者に限る。）のいずれにおいても、「犯行発覚から1か月以内に実施」の構成比が最も高く、次いで、「犯行発覚から1週間以内に実施」、「犯行発覚から1か月以上後に実施」の順であった。

なお、精神に障害を有する性犯罪被害者を対象とした代表者聴取は、令和3年4月から東京地方検察庁等の一部の検察庁において試行が開始され、4年7月から全ての検察庁において試行が拡大されているところ（本編第3章第1節3項参照）、本特別調査の精神障害あり群については、これら試行開始・拡大以前の事件が調査対象事件として多数含まれていること及び「司法面接的手法による取調べなし」に該当した者には、そもそも精神障害の影響により供述困難なため取調べが実施されていないケースも多く含まれていることに留意が必要である。

7-5-2-13図 司法面接的手法による取調べの実施状況



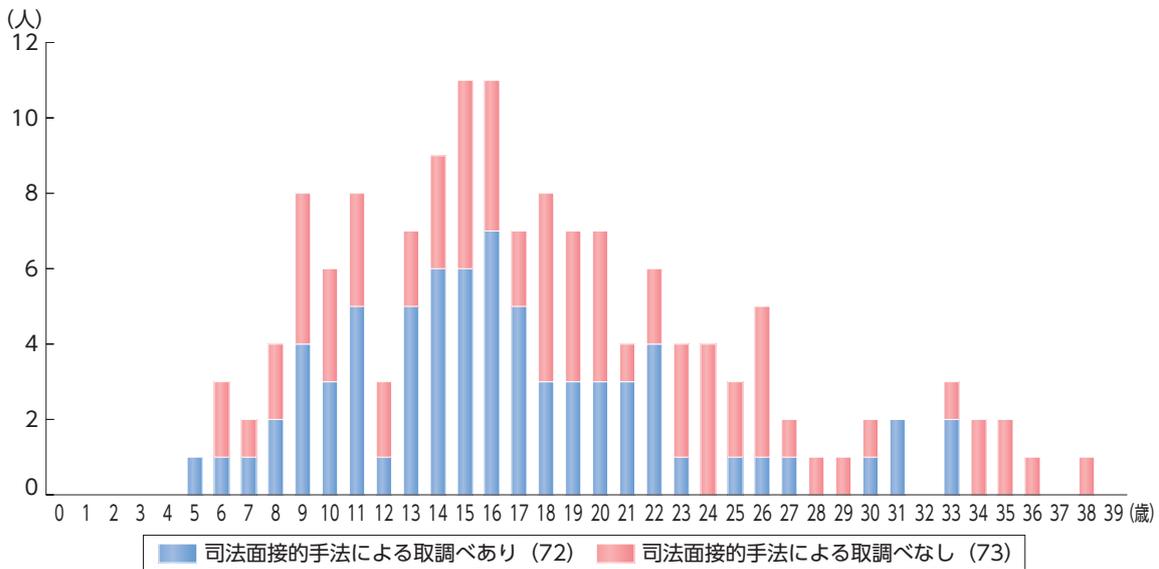
- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 司法面接的手法による取調べの実施状況が不詳の者を除く。  
 3 精神障害を有する性犯罪事件の被害者に対する司法面接的手法による取調べの試行開始（令和3年4月1日）及び試行拡大（4年7月1日）以前に同取調べが実施された場合を含む。  
 4 「精神障害なし」は、18歳未満の者に限る。  
 5 （ ）内は、実人員である。

(2) 司法面接的手法による取調べの実施の有無 (年齢別)

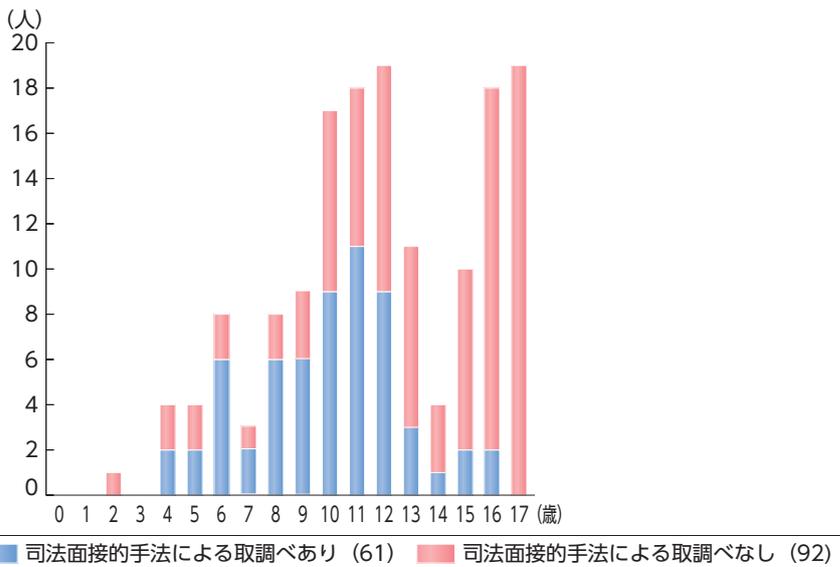
司法面接的手法による取調べの実施の有無を年齢別に見ると、7-5-2-14図のとおりである。精神障害あり群(40歳未満の者に限る。)では、5歳から33歳までの幅広い年齢の被害者に対し、同手法による取調べが実施されていた。なお、40歳代では2人、50歳代では3人に対して実施されており、60歳以上では実施されていなかった。精神障害なし群(18歳未満の者に限る。)では、2歳及び17歳では同手法による取調べが実施されていなかったが、その他の年齢の被害者では同手法による取調べが実施されており、最年少は4歳、最年長は16歳であった。また、精神障害なし群(18歳未満の者に限る。)では、「司法面接的手法による取調べあり」は、被害者全体では約4割であったところ、6歳から9歳までについてはそれぞれ7割前後で、他の年齢よりも高かった。

7-5-2-14図 司法面接的手法による取調べの実施の有無 (年齢別)

① 精神障害あり



② 精神障害なし



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 司法面接的手法による取調べの実施の有無が不詳の者を除く。  
 3 「司法面接的手法による取調べあり」は、精神障害を有する性犯罪事件の被害者に対する司法面接的手法による取調べの試行開始(令和3年4月1日)及び試行拡大(4年7月1日)以前に同取調べが実施された場合を含む。  
 4 「司法面接的手法による取調べあり」は、「犯行発覚当日又は翌日に実施」、「犯行発覚から1週間以内に実施」、「犯行発覚から1か月以内に実施」及び「犯行発覚から1か月以上後に実施」を合計した人員である。  
 5 ①は40歳未満、②は18歳未満の者に限る。  
 6 ( )内は、実人員である。

本章では、各種統計や各特別調査により明らかとなった我が国における犯罪被害の動向及び実態に関する傾向・特徴を整理し、犯罪被害者等の個々の事情に一層配慮した更なる支援の在り方等を検討する上で留意すべきと思われる点について考察する。

## 第1節 被害者に着目した犯罪被害の動向

本編第2章では、各特別調査の結果を見る前提として、各特別調査で調査対象とした犯罪と同一又は近似した罪名・犯罪類型を取り上げ、これらの罪名・犯罪類型における統計上の犯罪被害の動向を概観したところ、幾つかの傾向・特徴等が見いだされた。

### 1 検挙

#### (1) 性犯罪

不同意性交等の認知件数は、平成期においては、平成15年をピークに減少傾向にあったが、2度の法改正を経て、29年から増加傾向に転じ、令和5年は前年の約1.6倍と大きく増加し、6年は平成7年以降の最近30年間で最多であった。また、令和6年は、不同意性交等の検挙件数及び検挙人員も平成7年以降最多であり、検挙率も前年比で9.3pt上昇した。不同意わいせつについても、不同意性交等とおおむね同様の傾向が見られ、認知件数は、15年をピークに減少傾向にあったが、令和3年以降は増加し続けている。また、6年は、不同意わいせつの検挙件数及び検挙人員も平成7年以降最多であり、検挙率も前年比で4.8pt上昇した（本編第2章第1節1項（1）参照）。

不同意性交等について、被害者と被疑者の関係別に見た検挙件数（捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。）の構成比の推移（最近20年間）を見ると、面識ありのうち、実子・養子は平成28年から令和2年まで、その他の親族は平成23年から令和元年まで、職場関係者は平成22年から令和3年まで、知人・友人は平成24年から令和元年まで、それぞれ上昇傾向にあった。他方、面識なしは、平成17年には約6割であったが、令和6年には26.7%へ低下している。不同意わいせつについても、不同意性交等とおおむね同様の傾向が見られ、面識ありのうち、実子・養子は平成28年から令和3年まで、その他の親族は平成30年から令和4年まで、職場関係者は平成23年以降、知人・友人は18年以降、その他の面識ありは令和元年以降、それぞれ上昇傾向にある。他方、面識なしは、平成17年には80%を超えていたが、令和6年には50%台へ低下している（本編第2章第1節3項（1）参照）。

#### (2) 詐欺

詐欺の認知件数は、平成14年以降大きく増加し17年にピークを迎えた後、令和2年まで減少傾向にあったが、3年から再び増加し続けており、6年には平成17年の約7割の水準に達している。また、検挙率は、7年には90%を超えていたところ、認知件数の増加及び検挙件数の減少に伴い、16年には32.1%まで低下し、その後も認知件数の増減に応じて上昇低下を繰り返した後、令和6年は30%を下回った。なお、検挙件数を検挙人員で除した値は、平成7年には4.9であったのに対し、令和6年は1.8であり、検挙人員一人当たりには換算した検挙件数は減少傾向にある（本編第2章第1節1項（2）エ参照）。

詐欺について、年齢層別に見た被害者の人員の推移（最近20年間）を見ると、男性の総数は、平成17年に8割以上を占めていた20～59歳が18年から24年まで減少し続け、同年（9,553人）には17年

の約5分の1まで減少したが、令和4年以降は、13歳未満及び13～19歳を除く年齢層で顕著な増加傾向が見られ、6年には、65歳以上で7,000人台（前年比1,599人増）に達するなどした。また、男性の総数に占める65歳以上の比率は、平成17年には1割程度で、20歳以上の他の年齢層よりも低かったが、22年以降は一貫して他の年齢層よりも高く、30年以降はおおむね30%台を占めている。他方、女性の総数は、21年に減少したが、22年以降は65歳以上が増加傾向にあり、29年（18,914人）には17年の約5分の4の水準まで達した。30年以降は13歳未満を除く全ての年齢層でおおむね減少傾向にあったが、令和4年以降は、13歳未満を除く全ての年齢層で増加し続け、6年は、平成21年と比べて、13歳未満及び13～19歳を除く年齢層で約1.4～2.6倍に増加している。また、女性の総数に占める65歳以上の比率は、17年には約2割で、20歳以上の他の年齢層と同程度であったが、23年以降は一貫して40～60%台を占めている（本編第2章第1節2項（2）エ参照）。

## 2 検察

### （1）性犯罪

不同意性交等の起訴人員は、平成17年には1,000人を超えていたが、18年以降減少傾向が続き、29年には17年以降最も少ない354人となった。30年に増加に転じ、400人台から500人台で推移していたが、令和5年には600人を超え、6年は、1,165人（前年比512人増）に達した。起訴猶予人員は、平成17年から28年までは100人未満で推移していたが、29年から増加傾向となり、令和6年は800人（同404人増）まで増加した。嫌疑不十分人員は、平成17年から29年までは200人台から400人台で増減を繰り返していたが、同年以降は増加し続け、令和6年は1,289人（同409人増）に達した（本編第2章第2節1項（1）ア参照）。

不同意わいせつの起訴人員は、平成17年及び18年は1,600人台で、翌年以降は増減を繰り返しながら減少傾向にあったが、令和4年から増加し続け、6年は1,544人（前年比144人増）であった。起訴猶予人員は、平成17年から27年までは100人台で推移していたが、29年から30年にかけて、前年比でおおむね各500人増と大幅に増加し、同年から令和4年までは1,100人台から1,200人台で推移していたところ、5年は1,400人台に達し、6年は更に増加して1,702人（同250人増）であった。嫌疑不十分人員は、平成17年から28年までは200人台から400人台で推移していたが、29年以降は顕著な増加傾向にあり、令和6年は1,294人（同110人増）であった（本編第2章第2節1項（1）イ参照）。

### （2）詐欺

詐欺の起訴人員は、平成17年から22年までは1万人台で推移していたが、23年以降は、おおむね7,000人台から9,000人台で増減を繰り返し、令和6年は7,826人（前年比530人増）であった。起訴猶予人員は、平成17年から令和2年まではおおむね3,000人台で推移し、翌年から2年連続で増加し、4年は5,108人に達したが、5年から減少し、6年は3,795人（同449人減）であった。嫌疑不十分人員は、平成18年から25年まで増加傾向にあったが、同年をピークに、その後はおおむね2,500人から3,000人前後で推移しており、令和6年は3,311人（同347人増）であった（本編第2章第2節1項（2）エ参照）。

### （3）不起訴率等

罪名別に見た不起訴率の推移（最近20年間）は、平成17年には、高い順に、器物損壊では70%台、窃盗、暴行及び脅迫では50%台、不同意わいせつでは40%台、不同意性交等及び詐欺では30%台であった。このうち、不同意性交等の不起訴率は、18年以降上昇傾向にあり、21年には50%、26年には60%を超えた。不同意わいせつの不起訴率も、19年以降上昇傾向にあり、29年には60%を超えており、その後、不同意性交等及び不同意わいせつの不起訴率は、おおむね60%台半ばで推移している。詐欺の不起訴率は、23年に約45%となって以降、おおむね40%台で推移している（本編第2章

第2節2項（1）参照）。

罪名別に見た嫌疑不十分率の推移（最近20年間）は、平成17年には、高い順に、窃盗では20%台、不同意性交等、脅迫及び器物損壊では10%台、不同意わいせつ、詐欺、暴行等では10%未満であった。このうち、不同意性交等の嫌疑不十分率は、20年以降一貫して他の罪名よりも高く、22年及び28年に30%を超え、29年以降おおむね40%を超えて推移している。不同意わいせつの嫌疑不十分率は、同年に20%を超えて詐欺の嫌疑不十分率を上回ると、以降一貫して20%台で推移し、不同意性交等の嫌疑不十分率に次ぐ高さとなった。

罪名別の嫌疑不十分率を罪名別の不起訴率との比較で見ると、不同意性交等及び不同意わいせつは、不起訴率では器物損壊及び暴行を下回っているが、嫌疑不十分率ではこれらを含めた他の罪名よりも大幅に高く、特に不同意性交等の嫌疑不十分率が高い（本編第2章第2節2項（2）参照）。

### 3 考察

不同意性交等及び不同意わいせつの性犯罪については、近年重要な法改正が重ねられており、犯罪の構成要件自体が拡張・整理され、非親告罪となり、公訴時効期間も延長されるなどした。そして、不同意性交等の認知件数・検挙件数・検挙人員は、1度目の法改正があった平成29年から増加傾向に転じ、2度目の法改正があった令和5年以降に急増しており、不同意わいせつの認知件数・検挙件数・検挙人員も、同年以降に同様に急増していることから、これらの法改正は、性犯罪被害を顕在化させる方向で機能していると思われる。また、警察等に認知された不同意性交等・不同意わいせつにおける被害者と被疑者の関係を見ると、近年、被害者と面識がある者の割合が相当高まっている傾向が認められる。性犯罪被害については、被害者となり得る者の周囲や身近な存在の中に、その加害者となり得る者が一定程度潜んでいるリスクがうかがわれ、被害の防止や犯罪の発覚等に向けた検討を行う上で留意が必要である。他方、不同意性交等及び不同意わいせつについては、認知件数等が増加しているだけではなく、嫌疑不十分人員及び嫌疑不十分率も増加傾向ないし上昇傾向にある。この種事犯の捜査においては、なお様々な困難が存在している状況がうかがわれる。

詐欺については、近年、認知件数の増加と検挙件数の減少に伴い、検挙率が大きく下がっている。詐欺を敢行する犯罪グループは方法・手段を複雑化・巧妙化させ続けており、その被害は深刻な情勢にある。また、警察等に認知された詐欺における被害者の年齢層は、男女共に65歳以上の高齢者の割合が高く、特に女性高齢者が占める割合が顕著に高い。特殊詐欺を含む詐欺被害については、被害額が高額となる場合も珍しくなく、高齢者を中心に、国民の安全・安心な生活が脅かされている。こうした状況を受け、令和7年4月に犯罪対策閣僚会議において決定された「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」は、一層複雑化・巧妙化する詐欺等に立ち後れることなく、国民をその被害から守るため、政府を挙げた詐欺等に対する取組を抜本的に強化することとしており、統計上の詐欺被害の動向は、このような施策の必要性を裏付けている。

## 第2節 数値から見る犯罪被害者等施策

本編第3章では、警察等に認知された犯罪について、刑事司法の各段階における犯罪被害者等施策の各実施状況を取り上げた。そこに見られる傾向・特徴等の中には、犯罪被害者等の声を聴き、犯罪被害者等が抱える問題や困難な状況等を把握するという点において、犯罪被害の実態等に関する同第4章及び第5章の調査結果と同様、犯罪被害者等の個々の事情に一層配慮した支援の在り方等を検討する上で有益なものがある。

## 1 検察

児童を対象とする代表者聴取の実施状況（実施件数）は、平成28年度には306件であったが、令和元年度には2,000件台に達し、5年度は3,386件と、平成28年度の約11.1倍であった。このうち、最も多く実施されていたのは、いずれの年度においても、検察・警察・児童相談所の三者連携による実施で、全体の6～7割程度を占め、令和5年度は1,990件と、平成28年度の約9.8倍であった。児童の年齢別では、7歳から11歳までは、それぞれ300件を超えて他の年齢より多く、次いで、5歳、6歳及び12歳から14歳までは、それぞれ200件台、4歳、15歳及び16歳は、それぞれ100件台であった。他方、精神に障害を有する性犯罪被害者を対象とする代表者聴取の実施状況（令和5年度における実施件数）は、対象者の年齢別では、13歳から17歳までは、30件台後半から40件台前半で他の年齢より多く、次いで、9歳から12歳までは、おおむね20件台であった。障害種別では、60%弱が知的障害、35.6%が発達障害、20%弱が精神障害に該当した（該当率は重複計上による。本編第3章第1節2項及び3項参照）。

## 2 矯正

被害者等の心情等の聴取・伝達制度の実施状況（制度開始後の令和5年12月から6年末までの制度利用件数）は、収容刑事施設では、被害者等からの申出の受理が107件、聴取実施（口頭及び書面による聴取）が100件、伝達実施が92件、申出の受理後に聴取の申出を取り下げたもの及び聴取後に伝達の申出を取り下げたものが各1件であった。他方、収容少年院では、被害者等からの申出の受理が40件、聴取実施（口頭及び書面による聴取）が40件、伝達実施が37件であった。加害者の罪名・非行名別に見た同制度の実施状況（令和6年における申出の受理件数に基づく構成比）は、加害者が刑事施設に収容されている場合では、詐欺が全体の2割強を占めて最も高く、次いで、過失運転致死傷等、殺人の順であった。他方、加害者が少年院に収容されている場合では、傷害・暴行が全体の3割弱を占めて最も高く、次いで、強盗、不同意性交等の順であった（本編第3章第2節2項参照）。

## 3 更生保護

加害者の罪名・非行名別に見た地方更生保護委員会における意見等聴取制度の実施状況（令和6年における聴取件数に基づく構成比）は、刑事処分を受けた加害者では、詐欺が全体の2割強を占めて最も高く、次いで、過失運転致死傷、傷害・暴行の順であった。他方、保護処分を受けた加害者では、不同意わいせつが全体の3割強を占めて最も高く、次いで、殺人、不同意性交等の順であった。加害者の罪名・非行名別に見た保護観察所における心情等聴取・伝達制度の実施状況（令和6年における聴取総数（加害者への伝達を前提とするか否かを問わず、被害者等から心情等を聴取した件数）に基づく構成比）は、詐欺が全体の約3割を占めて最も高く、次いで、傷害・暴行、窃盗の順であった（本編第3章第3節2項及び3項参照）。

## 4 考察

児童を対象とする代表者聴取の実施件数の総数は、その取組開始時から毎年度増加し続けている。また、精神に障害を有する性犯罪被害者を対象とする代表者聴取の実施も継続的に試行されており、捜査機関である検察・警察において、司法面接的手法を用いた代表者聴取の実施が、着実に定着してきている状況がうかがえる。対象者の年齢から見ると、未就学児から小学生・中学生・高校生くらいまでの世代を対象とした児童等に対する性犯罪被害等の聴取において、対象者の負担軽減及び供述の信用性確保の観点から、代表者聴取が積極的に利用されているものといえる。対象者の障害種別から見ると、知的障害や発達障害が多いが、身体障害と比べると、対象者の障害の有無・程度の把握には困難が伴うため、いかにしてこれを正確に把握するかが、今後の精神に障害を有する性犯罪被害者を対象とする代表者聴取の適切な実施の増加につながるポイントになるものと考えられる。

矯正における被害者等の心情等の聴取・伝達制度、更生保護（保護観察所）における心情等聴取・伝達制度及び更生保護（地方更生保護委員会）における意見等聴取制度（これらの三制度をまとめて「聴取・伝達制度」という。以下同じ。）は、いずれも被害者等の心情等を尊重した被害者支援の制度としての側面もある。そして、聴取・伝達制度の実施状況を罪名・非行名別で見ると、特に加害者が成人の場合に共通して認められる特徴として、詐欺の被害者等による各制度の利用実績の割合が高いことが指摘できる。詐欺被害は依然として深刻な情勢にある中、被害額が高額となる場合も珍しくはない。このように実損害や被害感情・処罰感情が大きいと考えられる犯罪類型であることから、詐欺の被害者等が聴取・伝達制度を利用している可能性が示唆される。

### 第3節 特別調査から判明した犯罪被害者が抱える困難な状況等

本編第4章では、警察等に認知されなかった犯罪等及び犯罪被害者と被害の実態に関する情報等を得る目的で、広く国民を対象に犯罪被害実態（暗数）調査（以下この編において「暗数調査」という。）を実施し、言わばマクロな視点で、犯罪被害の実態に関する調査・分析を行った。同第5章では、暗数調査で被害の実態を具体的に解明することが困難な精神障害を有する者の性犯罪被害に焦点を当て、刑事事件の確定記録調査を実施し、言わばミクロな視点で、精神障害を有する者を中心とした性犯罪被害の実態に関する調査・分析を行った。

ここでは、二つの特別調査の結果から見いだされた犯罪被害の実態や犯罪被害者等が抱える困難な状況等に関する幾つかの傾向・特徴等を整理する。

#### 1 特別調査①（犯罪被害の暗数）

犯罪の動向を示す指標としては、警察等の捜査機関が犯罪の発生を認知した件数である認知件数があるが、認知件数は社会で発生した犯罪の全てを示している数値ではない。そのため、暗数調査の結果は、警察等の捜査機関によって把握されていない犯罪の発生の実態を捉える手掛かりとなり得る。もっとも、一般国民を対象としたアンケート調査である暗数調査は、その調査手法等に限界があること、殺人事件等の被害者が調査に回答することができない犯罪、薬物犯罪等の被害者がいない犯罪等は、調査対象とならないこと、回答の中には、我が国の法律上必ずしも処罰の対象とならない行為も、犯罪被害として含まれている可能性があることなど、一定の制約があるため、調査結果を見る際には留意が必要である。

##### （1）過去5年間の被害率・被害申告率の経年比較

同じ被害態様であっても、調査回によっては、定義や調査方法等が異なっているものもあるため、正確性に一定の限界があるものの、暗数調査の調査対象犯罪被害について、各回の暗数調査実施前の過去5年間の被害率及び被害申告率を被害態様別に経年で比較することは、犯罪被害の動向等を概括的に把握する上で有益である。過去5年間の被害率を経年で比較した結果を見ると、多くの被害態様では、第6回調査における過去5年間の被害率が全調査回の中で最も低くなっており、このうち、自動車損壊及び性的な被害では、第1回調査以降、調査の回を重ねるごとに過去5年間の被害率が低下している。特に性的な被害は、第6回調査における過去5年間の被害率が最も低く、0.5%であった。他方、強盗等、ストーカー行為及びDVでは、第6回調査における過去5年間の被害率が前回調査からほぼ横ばい又はやや上昇している。各種詐欺等被害では、他の被害態様と傾向が異なり、第4回調査以降、過去5年間の被害率が上昇傾向にあり、被害態様別に見た第6回調査における過去5年間の被害率が最も高く、約9%であった。

過去5年間の被害申告率を被害態様別に経年で比較した結果を見ると、多くの被害態様では、第6回調査における過去5年間の被害申告率が、第5回調査から上昇しており、このうち、性的な被害及

びストーカー行為では10pt以上、バイク盗では15pt以上、それぞれ上昇している。もっとも、前回調査よりも被害申告率は上昇しているものの、各被害に遭った者のうち捜査機関に被害を届け出た者は、ストーカー行為では約3人に1人、性的な被害では約4人に1人、各種詐欺等被害では約5人に1人の割合にとどまっており、他の被害態様と比べると、被害が潜在化する危険性が高いといえる。他方、車上盗、自動車損壊及び暴行・脅迫では、第6回調査における過去5年間の被害申告率は、第5回調査から低下しており、特に暴行・脅迫ではほぼ半減している。

## (2) 被害不申告の理由

実際に犯罪が発生したにもかかわらず、その被害が警察等の捜査機関に届けられなかった場合に、犯罪の被害が潜在化し、いわゆる暗数が生じることになる。犯罪被害を潜在化させないための方策を検討するに当たっては、暗数が発生する要因を探るため、犯罪被害者が被害を申告しなかった理由を把握することが有益と考えられる。そこで、第6回調査における過去5年間の被害申告率が3割以下にとどまった被害を中心に、第6回調査における被害不申告の理由を見ると、各種詐欺等被害のうち、クレジットカード情報詐欺では、「カード会社に知らせた」が約9割を占めて突出して高かったが、その他の詐欺被害では、「それほど重大ではない」が4割強を占めていた。「自動車損壊」では、「それほど重大ではない」が最も高く、5割強を占めており、「ストーカー行為」及び「DV」では、「自分又は家族による解決」が最も高く、5～6割を占めていた。他方、「暴行・脅迫」及び「性的な被害」では、特定の被害不申告の理由が過半数を占めることはなく、複数の理由に分散する傾向が見られた。このうち、「性的な被害」では、「それほど重大ではない」が4割であったが、ほかに3割に達した理由はなく、「自分で解決した（加害者を知っていた）」及び「仕返しのおそれからあえて届け出ない」が3割弱、「捜査機関の関与不可又は不要」、「被害に遭ったことを知られなくなかった」及び「どうしたらよいのか分からなかった」が2割であった。なお、「加害者の処罰を望まなかった」は該当がなかった。

## 2 特別調査②（精神障害を有する者等の性犯罪被害）

精神障害を有する性犯罪被害者（本特別調査の「精神障害あり群」に該当する調査対象被害者をいう。以下同じ。）は、精神障害の種類等を調査した結果、7割以上が知的障害に該当しており、2割程度が発達障害に該当していた（重複計上による）。他方、統合失調症等のいわゆる狭義の精神障害に該当する者はごく一部にとどまった。したがって、本章では、精神障害を有する性犯罪被害者の精神障害の種別としては、主に知的障害及び発達障害を念頭に置いている。

### (1) 精神障害を有する性犯罪被害者等が経験した被害の状況等

#### ア 精神障害を有する性犯罪被害者における特徴等

精神障害を有する性犯罪被害者については、6割以上が、被害当時、施設又は特別支援学校等へ通所・通学していたことから、日常的に、日中、家族や住居から離れる時間がある状況がうかがえたところ、被害の場所を見ると、学校、就労先、療養所、デイケア施設等の屋内が最も多かったほか、精神障害なし群と比べると、自動車や送迎バス等の公共交通機関以外の乗り物内が被害場所となる割合が高いなどの特徴が認められた。

犯行時間帯を見ると、夕方や昼過ぎの時間帯に被害が多く見られ、施設等から帰宅する時間帯との関連がうかがえた。

精神障害あり群に対する事件について、被害者から見た加害者の立場を見ると、支援関係者が最も多く、面識がない者や知人は支援関係者よりも少ないという特徴が認められた。事件の加害者の年齢を見ると、65歳以上の高齢者層が多く、精神障害なし群と比べると、20～30歳代の比較的若い年齢層が加害者となる割合が低いという傾向がうかがえた。

### イ 精神障害を有しない性犯罪被害者における特徴等

精神障害を有しない性犯罪被害者（本特別調査の「精神障害なし群」に該当する調査対象被害者をいう。以下同じ。）については、9割以上が、被害当時、学生又は有職であり、自宅に居住していたところ、被害の場所を見ると、屋外における被害が最も多く、5割程度であった。

犯行時間帯を見ると、夜中の時間帯における被害が特に多く、夕方頃の時間帯における被害も比較的多く見られた。

精神障害なし群に対する事件について、被害者から見た加害者の立場を見ると、面識がない者が最も多く、約6割に達しており、事件の加害者の年齢を見ると、20～30歳代等の比較的若い年齢層が多かった。

### ウ 共通して認められた特徴等

精神障害あり群及び精神障害なし群に共通して認められた性犯罪被害者の特徴等を見ると、被害者の性別は、多くは女性であったが、1割前後は男性であった。加害者の前歴を見ると、前歴がない者が最も多く、約6割に達しており、同種前歴がある者は1～2割程度であった。もともと、異種前歴がある者を含めると、加害者の4割程度に何らかの前歴があった。

## （2）精神障害を有する性犯罪被害者等の被害認識、被害申告・犯行発覚の経緯等

### ア 被害当時の被害認識における特徴等

精神障害を有する性犯罪被害者について、被害当時の被害認識を見ると、被害認識がある者は4割弱にとどまっていた。そして、精神障害なし群と比べると、加害者から行われた行為について、その行為自体を認識できていなかったり、その行為の意味内容をほとんど理解できていなかったり、あるいは、何らかの違和感や不快感等を伴う行為をされたことは認識しているものの、それが犯罪行為の被害であることまで明確に認識できていなかったりする傾向が見られ、被害認識が全くなかったか、十分でなかった。さらに、年齢別に被害認識を見た場合、20歳未満のどの年齢でも、被害認識が全くなかったか、十分でなかった者が一定数おり、被害認識と特定の年齢との関係性は必ずしも明確ではないという特徴が認められた。

精神障害を有しない性犯罪被害者については、その8割程度が被害認識を有していたところ、年齢別に被害認識を見た場合、15歳以上になると、全員が加害者から犯罪行為の被害を受けたことを認識できているという特徴が認められ、被害当時の被害認識において、明確な年齢による差が認められた。

### イ 犯行日から捜査機関への犯行発覚までの期間における特徴等

精神障害を有する性犯罪被害者について、犯行日から捜査機関への犯行発覚までの期間を見ると、被害当日又は翌日までの犯行発覚は4割弱にとどまっていた。そして、精神障害なし群と比べると、1か月以上の長期間を要する者が多い傾向が見られた上、犯行発覚まで1年を超える場合も1割以上あった。この点、調査対象事件の中には、同一被害者に対して複数の犯行がなされた事例が相応にあること、精神障害あり群では、余罪（判決書では認定されていない同一被害者に対する複数の犯行）に関する供述がある者が5割を超えていたことなども併せて考えると、本件被害が発覚するまでの間に、当該加害者が同一被害者に対して複数の犯行を繰り返しているケースが多いという可能性が示唆された。

精神障害を有しない性犯罪被害者については、被害当日又は翌日までの犯行発覚が7割程度であったが、1か月以上の長期間を要する場合も2割程度あった。

### ウ 被害申告ないし捜査機関への犯行発覚の経緯等における特徴等

精神障害を有する性犯罪被害者について、被害申告ないし捜査機関への犯行発覚の経緯等を見る

と、最初に被害を伝えた相手は、ほとんどが捜査機関ではなく、親族や、学校・勤務先・支援関係者等の被害者の身近な者であることが多かった。前記のとおり、犯行発覚まで長期間を要する傾向が見られたことなどを踏まえると、被害者から最初に被害を伝えられたこれらの相手方が、事実確認等のために内部的な聞き取りを実施するなどしている間に、捜査機関への犯行発覚が遅れるという可能性が推察された。また、被害者による被害申告の有無を見ると、そもそも被害申告がない場合も多く、3割を超えていた。

精神障害を有しない性犯罪被害者は、その9割以上が被害申告をしていたところ、最初に被害を伝えた相手は、精神障害あり群と比べると、捜査機関の割合が高かった。

## 第4節 犯罪被害者等の個々の事情に一層配慮した更なる支援のために

前節のとおり、特別調査①によると、性的な被害は、被害に遭った者のうち、警察等の捜査機関に被害を届け出た者が25.0%にとどまっており、被害自体の特性等として、被害が潜在化する危険性が高いことがうかがわれた。また、刑事確定記録を用いた特別調査②により、これまで必ずしも明らかではなかった精神障害を有する性犯罪被害者の被害の実態が明確となった上、精神障害を有する性犯罪被害者は、被害申告の経緯等において、精神障害を有しない性犯罪被害者とは異なる傾向・特徴等が見られた。そこで、まずは、このような被害が潜在化する危険性を踏まえ、被害そのものの防止に役立てるべく、精神障害を有する者を中心とした性犯罪被害の防止に向けた方策等に言及する。そして、暗数調査の結果も踏まえ、性犯罪被害を含めた被害態様別に、被害者の特性等に応じた犯罪被害の顕在化に向けた方策等を検討し、犯罪被害者等施策の活用・充実のための方策等にも触れることとする。

### 1 精神障害を有する者を中心とした性犯罪被害の防止に向けて

本編第5章及び本章第3節2項(1)における特別調査②の調査・分析結果によれば、精神障害を有する性犯罪被害者については、日中や夕方の時間帯、通所・通学先の施設・特別支援学校等の建物内やこれらの場所と自宅との往復経路等の屋外又は自動車や送迎バス等の車内において、被害に遭うリスクが高いこと、支援関係者等の被害者にとって身近な存在から被害に遭うリスクもあること、加害者の人物像は65歳以上の高齢者が多く、同種前歴を有している者は1割強にとどまることなどの事情が読み取れる。また、精神障害を有しない性犯罪被害者については、夕方や夜中の時間帯に被害に遭うリスクが高く、加害者の人物像は20～30歳代等の比較的若い年齢層が多いことなどの事情が読み取れる。

これらのリスク等を踏まえた精神障害を有する者の性犯罪被害の防止に向けた方策としては、目新しい指摘ではないが、まずは、なるべく被害者を1人にしないこと、加害者になり得る立場の者と被害者を1対1の状況にしないことの重要性を再確認することができる。そして、このことを実現するためには、一案として、建物や室内等に構造上の工夫をすることで、できる限り死角を排すること、施設等の運営上や人員の配置上の工夫をすることで、被害者が支援関係者を含む相手方と2人きりになる状況を積極的に回避することなど、物理面からの被害防止の方策が考えられる。また、建物内・敷地内・店舗内・街頭等の各所に設置された防犯カメラ、送迎バス・自動車等に設置されたドライブレコーダー等のデジタル機器を最大限に活用し、被害者を見守るための物理的な手段を増やすことなども、被害防止にとって有効であろう。さらに、GPSやスマートフォン等の機能を有効活用することで、必要に応じて、被害者と常に連絡が取れる体制を構築し、被害者の行動状況等を記録できるようにすることなどの手段・方策も考えられる。特に、精神障害を有する性犯罪被害では、夜間の被害が少ないにもかかわらず、屋外等での被害も多いことからすると、加害者において、被害者と1対1の状況でさえあれば、被害者から抵抗されたり、通報されたりする可能性を過小に評価して大胆に犯行

に及んでいる可能性もうかがわれることから、以上のとおり指摘した物理的な対応による方策は、性犯罪被害の防止に向けた現実的な効果が十分に期待できると考える。

また、精神障害を有する性犯罪被害者は、性別にかかわらず、被害者を支援等する立場の者を含む被害者にとって身近な存在からも、被害に遭う可能性がある。なお、特別調査②の結果では、精神障害あり群の事件の加害者は支援関係者が最も多かったものの、これは、加害者が被害者の身近な存在であったからこそ、最も多く犯行が発覚したにすぎない可能性があることには、留意が必要である。さらに、前歴が全くないか、同種前歴がない高齢者から被害に遭う可能性があることも踏まえると、被害者との関係性、相手の立場や年齢等、外見的な事情では加害者となり得る者を判別することが難しいことを念頭に置いておく必要がある。したがって、被害者に携わる関係者の心構えとしては、被害者の身近にも性犯罪の加害者となり得る者が存在するリスクがあることを認識した上、日頃の被害者の行動やその周囲の状況等に危険がないように見逃さないことが肝要であろう。

## 2 被害の顕在化に向けて

### (1) 被害不申告の理由から浮かぶ課題について

本編第4章及び本章第3節1項(2)における特別調査①の調査・分析結果によれば、犯罪被害に遭った被害者が被害を申告しなかった理由は、被害が潜在化する危険性が比較的高い被害態様でも、その犯罪類型や被害の特徴等により様々であることが明らかとなった。

#### ア 財産的被害が中心となる犯罪類型

財産的被害が中心となる犯罪類型（窃盗（乗り物関係）、自動車損壊及び各種詐欺等被害）においては、その経済的な損害が甘受できる程度の被害の大きさととどまるケース等で、「それほど重大ではない」として被害を申告しなかった可能性が推察される。そして、クレジットカード情報詐欺で比較的顕著に表れているとおり、これらの犯罪類型では、金銭的な賠償又は補償等がなされ、被害者の経済的な損害が回復される場合、その賠償等の相手方が事件の加害者ではなかったとしても、もはや被害者は被害を申告していない。このような特徴等からすれば、この種の犯罪類型においては、被害の規模の大小や損害回復の有無にかかわらず、犯罪の被害を受けた場合には、まず警察等の捜査機関に相談して被害を届け出るよう啓発していくことが有益と考えられる。また、被害者は、物を盗まれる、財産をだまし取られるなどの直接的な被害だけではなく、様々な精神的・時間的・経済的負担等の被害後に生じる二次的被害に苦しむことも多いと言われている。警察は、被害届の受理に当たって、被害者の気持ちに配慮した方法で事情聴取を行うなど、被害者に二次的被害を与えないようにできる限りの配慮に努めていることから、警察のこのような取組を周知し、被害の届出をしやすい環境を整えることが有益であろう。

#### イ ストーカー行為及びDV

被害者と加害者との間に特異な関係性等が見られることが多い犯罪類型（ストーカー行為及びDV）においては、被害者側が捜査機関に頼ることなく問題の解決を図ろうとする傾向が表れている。しかし、この種の犯罪類型においては、加害者の被害者に対する執着心や支配意識が非常に強いものが多く、加害者が被害者に対して強い加害意思を有している場合には、検挙されることを顧みずに大胆な犯行に及ぶこともあるなど、事態が急展開して重大な犯罪被害に至るおそれも大きい。この種の犯罪類型における被害の潜在化は看過し難い。したがって、この種の犯罪類型においては、被害が軽微な段階であっても、被害者等が、恥ずかしい、大げさにしたくない、自分で解決できるなどと悩んで悩みを抱え込むことがないよう、迷わず警察や犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等に相談するように周知していくことが重要であり、また、関係機関・団体等は、既に生じている被害への対応や新たな犯罪発生の防止について、警察との間で迅速かつ適切に連携・協力することも重要である。そし

て、最寄りの警察署が24時間相談に対応していることや、警察相談専用電話「#9110」を利用できることなどについて、改めて周知することに加え、被害の相談・届出があれば、警察が、加害者を検挙等することで加害行為を阻止できる場合があることや、各種の被害者の保護措置、被害を防止するための援助等を行えることなどを、更に広く広報し、周知していくことが有益であろう。

#### ウ 身体的又は精神的被害が中心となる犯罪類型

身体的又は精神的被害が中心となる犯罪類型（暴行・脅迫及び性的な被害）においては、各犯罪類型の中で被害不申告の理由が分散しており、一定の傾向が表れなかったという特徴があった。これは、同じ犯罪でも、その被害の大小や相手方との関係性、被害回復の有無等が事件により千差万別であることから、被害者の考えや対応等も多様に分かれた可能性が推察される。このうち、性的な被害では、「それほど重大ではない」、「捜査機関の関与不可又は不要」及び「自分で解決した（加害者を知っていた）」という被害者があえて被害を申告しなかった側の理由と、「仕返しのおそれからあえて届け出ない」、「被害に遭ったことを知られたくなかった」及び「どうしたらよいのか分からなかった」という被害者が被害を申告したくてもできなかった側の理由が相応に拮抗していたが、「加害者の処罰を望まなかった」の該当がなかったことも踏まえると、この種の犯罪類型においては、一定の被害者が意に反して被害申告できていない被害の実態がうかがえる（なお、性的な被害における過去5年間の被害率は低下し続けているが、性的な被害については、性質上、アンケート調査であっても、正直に回答することがためらわれ、なお暗数にとどまっている可能性が残ることにも留意が必要である。）。この種の犯罪類型における被害の潜在化も看過し難く、性犯罪被害については、被害の顕在化のため、その被害の実態や被害者の特徴等を一層解明することが必要であることから、後記（2）において、特別調査②における調査・分析結果を踏まえ、この点を更に検討することとする。

### （2）精神障害を有する性犯罪被害者等について

#### ア 被害申告できなかった理由

本編第5章及び本章第3節2項（2）における特別調査②の調査・分析結果によれば、精神障害を有する性犯罪被害者については、性犯罪の被害に関する認識が全くないか、十分でなく、加害者からこの点につけ込まれて被害に遭うリスク（この点、加害者側のコントロール等によって、被害を認識できないように仕向けられてしまうリスクも考えられる。）があること、被害申告自体がないことや、最初に被害を伝えた相手が捜査機関でなく、被害者にとって身近な者であることなどから、犯行日から捜査機関への犯行発覚までの期間が長くなるリスクがあること、さらに、この間に同一の加害者から反復して性犯罪被害（余罪）を受ける可能性が高まるリスクがあることなどの事情が読み取れる。そして、加害者別に見た本件被害が発覚するまで余罪の被害を被害申告できなかった理由は、加害者が親族等の場合では、「加害者から口止めされていた」及び「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」の該当率が同じで最も高く、4割を超えていた。また、加害者が教育関係者、雇用主、支援関係者等の場合では、「被害に関する認識が欠如・不足していた」の該当率が最も高く、7割を超えており、加害者が知人の場合では、「被害に関する認識が欠如・不足していた」及び「加害者から口止めされていた」の該当率が同じで最も高く、4割を超えていたなどの傾向・特徴が認められた。

精神障害を有しない性犯罪被害者についても、14歳未満のいわゆる児童では、性犯罪の被害に関する認識が十分でない場合があり、加害者からこの点につけ込まれて被害に遭うリスクがあることなどの事情が読み取れる。そして、余罪の被害を申告できなかった理由は、加害者が親族等の場合では、「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」の該当率が最も高く、7割を超えており、加害者が教育関係者、雇用主、支援関係者等の場合では、「加害者から口止めされていた」の該当率が最も高く、6割を超えていた。加害者が知人の場合では、「被害に関する認識が欠如・不足していた」の該当率が最も高く、5割を超えていた。

## イ 対応等

これらのリスク等を踏まえて、性犯罪被害の顕在化等に向けた検討を行うと、被害者の親族や支援関係者等が加害者となるケースが一定数存在しているとはいえ、やはり、被害者の異変等をいち早く察知して被害者を守ることができる者もまた、被害者の親族や被害者を支援等する立場の者を中心とした、被害者にとって身近な存在であるということを変更して確認することができる。この点、被害認識が不十分であった被害者も、加害者から何らかの違和感・不快感等を伴う行為をされたこと自体は認識していることから、被害者の親族や被害者を支援等する立場の者等、被害者にとって身近な存在が、被害者の言動から、普段と異なる被害者の異変や違和感等の兆候を早期に察知することが、被害を未然に食い止め、又は被害の反復を阻止して最小限の被害に抑え、被害を顕在化させることに直結しているといえる。他方、これらの者が加害者となるケースにおいては、捜査機関が、前記の余罪の被害を申告できなかった理由における傾向・特徴等を踏まえつつ、被害者が被害を申告できない心情や理由を深く洞察し、被害者に寄り添った事情聴取を行うことが肝要であるといえる。

また、被害の顕在化に向けては、最初に被害を伝えられた被害者の親族や支援関係者等が、いかに早く捜査機関に被害を申告することができるかが課題であるところ、今後、捜査機関と被害者の支援関係者等が、研修の実施等を通じて交流を深め、互いの立場への理解を醸成し、連携を一層強化するなどの必要がある。その上で、性犯罪被害等が生じていることが疑われる状況が生じた場合は、そのような状況を察知した被害者の親族や支援関係者等において、内部的な聞き取り等よりも、捜査機関への通報を優先してもらい、捜査機関への犯行発覚までの期間を少しでも短縮することが重要であると考えられる。

さらに、被害者による被害状況等についての供述は、なるべく早い時期に、捜査機関が実施する司法面接的手法による代表者聴取によって聴取した上で、適切に記録することが極めて重要である。その際、捜査機関も、被害者の親族や支援関係者等も、被害者を守る言わば同じチームの一員という共通認識を持つことが、代表者聴取の実効性を高める上で欠かせないことから、捜査機関は、被害者の支援関係者等に対し、近年数多く実施されている代表者聴取の実情等を伝え、理解を深めてもらうことが必要である。

## 3 刑事司法の各段階における犯罪被害者等施策の活用・充実のための方策

### (1) 司法面接的手法を用いた代表者聴取について

司法面接的手法を用いた代表者聴取は、出来事の記憶や自らの気持ちを言葉で伝えることが苦手な供述弱者と呼ばれることもある精神障害を有する者や児童から、その負担を最小限に抑えつつ、性犯罪等の被害に関する供述を聴取するための優れた技法であり、精神障害を有する性犯罪被害者等の個々の事情に配慮した被害者支援の取組の一つである。そして、司法面接的手法による代表者聴取は、余罪を含む性犯罪等の被害の解明に資するものであり、被害者保護、加害者に対する相応の処分及び相応の科刑の実現にも資するものである。

また、代表者聴取は、性犯罪の被害者等が自らの被害を周囲の者や捜査機関等に打ち明けたことをきっかけとして開始されることから、潜在化している犯罪の被害自体を顕在化させるための直接的な方策とはいえないが、司法面接的手法により被害者の特性を踏まえた事情聴取を実施することで、被害の有無や余罪を含む被害の詳細・全体像等が判明すれば、被害者等からの被害申告をより適切に取り扱うことができることから、この意味において、被害の顕在化に効果的に機能する大変有益な取組であるといえる。したがって、今後も司法面接的手法を用いた代表者聴取が積極的に活用されるべきである。

検察官を含めた捜査機関は、司法面接的手法を身に付けるための専門家による講義やロールプレイ、ピアレビュー等の実践的な研修を重ねていくことが重要である。また、捜査機関は、このような研修等を重ねて司法面接的手法を身に付けた者が、実際の現場で性犯罪等の被害を受けた被害者の聴

取に当たっていることを、被害者の支援関係者等に対し広く周知し、被害者の支援関係者等が、被害者から最初に被害を伝えられた場合に、安心して早期に捜査機関へ通報してもらえるように努める必要がある。

## (2) 聴取・伝達制度について

本章第2節4項で述べたとおり、矯正段階及び更生保護段階における聴取・伝達制度は、いずれも被害者等の心情等を尊重した被害者支援としての側面もある。もっとも、被害者等が、被害に関する心情や自らが置かれている状況等を口頭や書面で表現することは決して容易なことではなく、現状、精神障害を有しない被害者等であっても、聴取・伝達制度を利用するハードルは高いと考えられる。

この点、精神障害を有する性犯罪被害者は、自らの被害に関して明確な認識を持ち得ていなかったという特別調査②の結果も踏まえれば、そのハードルは一層高く、被害者としての心情等を明らかにしたいと考えた場合でも、一人でこれを実現することにはおのずから困難や限界がある。したがって、精神障害を有する被害者等にとっても、聴取・伝達制度を利用しやすいものにすべきである。具体的には、更生保護における相談・支援制度により保護観察所の被害者担当官等から付添いや書面作成の援助を受けることができることや、聴取・伝達制度全般において、被害者等からの希望があれば、親族、弁護士又は被害者支援関係者等の同席を認めることができることなど、法務省では、精神障害を有する被害者等においても、聴取・伝達制度がより利用しやすくなるための工夫等に既に取り組んでいることから、これらの取組を一層推進しつつ、これらの取組について広く情報提供する必要がある。

また、精神障害の有無にかかわらず、被害者等に対して聴取・伝達制度の説明を行う際は、被害者等の心情等が時間の経過等と共に大きく変化するものであることに特に留意し、被害者等が必要とするタイミングで都度、制度の説明等を行うように心掛けることが重要である。

## 4 まとめにかえて

本編では、主に暗数調査及び精神障害を有する者等の性犯罪被害に関する調査の結果について分析・検討を進め、犯罪被害の実態や犯罪被害者等が抱える困難な状況等に関する傾向・特徴等を指摘して考察を加えるなどした。我が国は、犯罪被害者等のための様々な施策等を進展させてきたものの、犯罪被害者等は、依然として多くの問題を抱えている上、その経験した被害の態様、精神障害の有無を含む属性、直面している困難な状況等が多岐にわたることが、本特集により改めて確認された。本特集が、犯罪被害者等の個々の事情に一層配慮した更なる支援の在り方等の検討を進めるための一助となることを期待する。

なお、暗数調査は、そのみでは効果的な犯罪被害者等施策の検討等に直結しにくいものとしても、その真の価値は、過去の調査との経年比較等による基礎資料としての重要性にある。したがって、暗数調査は、今後も継続して実施し、その変化を追うことが、実効性の高い治安対策を検討する前提として、我が国の犯罪情勢、犯罪被害の動向、被害実態等を正確に把握するために、非常に有益である。法務総合研究所では、第7回以降も、定期的に暗数調査の実施を続け、我が国の犯罪被害の動向等を明らかにするためのデータを収集し、様々な犯罪被害者等の個々の事情に一層配慮した支援の在り方等を検討する上で有益な基礎資料を提供し続けられるよう努めていくこととしており、更なる活用を期待したい。